

SOBUN VOL.38

2023

翻刻 前橋町年寄関係文書

〔「萬之扣」・「安米札渡帳」抄録〕

古文書係

【業務報告】

群馬県公文書等の管理に関する条例の制定と
群馬県立文書館における取組みについて

公文書係

文書館収蔵「天明浅間山大噴火関連史料」に
ついての考察

〔「浅間山焼覚」・「浅間山焼け抜けたる図」等の検討〕

古文書係 関口荘右

翻刻 前橋町年寄関係文書

「萬之扣」・「安米札渡帳」抄録

古文書係

【解題】

「萬之扣」と「安米札渡帳」は、群馬県立文書館所蔵の勝山敏子家文書（以下、勝山家文書）のうちの2点である（請求番号は原本がP8702、複製本がPF1901）。本誌では近年、勝山家文書から前橋町年寄関係文書の翻刻を、「明治4年 前橋町年寄日記」御用雑日記」（36号）、「前橋町年寄関係文書」萬雑扣」「雑記録」（37号）として掲載した。今回の2点は連載の最後となるものである。

勝山家や前橋町年寄については36号で紹介したので、そちらを参照していただきたい。以下では今回の文書に関し、『群馬県立文書館収蔵文書目録 第10集』の解題（当館元館長・岡田昭二氏）や、勝山家文書の翻刻に取り組まれた鈴木一哉氏（当館元職員）の資料をもとに述べて解題としたい。

「萬之扣」 P8702 2・PF1901 1/2

本文書は最初に当館へ寄託された39点のうちの1点である。39点の内訳は、文政4年の前橋町絵図1点（請求番

号P8701、文書番号1、前橋市重要文化財）、「御用雑日記」「萬雑扣」を含む古文書29点、写真9点である。古文書は漆塗り木箱に入っていたという。

本文書「萬之扣」の形態は、和紙を袋綴じした縦帳である。丁数は表紙・裏表紙を含めて76丁である。このうち最後の15丁は白紙である。挿入文書が3点ある。

勝山氏は町人ではあるが、武士身分であり、苗字（帯刀）も許されていた。由緒は古く、寛延元（1748）年、当時の前橋藩主酒井雅楽頭より町年寄を仰せ付けられたという（「雑記録」）。しかし、本文書で最も古い文書は文政11（1828）年である。そこには「右者、文政十一子年六月、嘉兵衛死去之日迄、御扶持方請取候差紙之振也」とあり、儀左衛門孝叔が家督相続した際のものである。

勝山家の家督は、文化5（1808）年に嘉兵衛昭方の死去により忒の永造、文政2（1819）年に永造の妹の婿である嘉兵衛信定、文政11年に儀左衛門が継いだ（「雑記録」等）。嘉兵衛は群馬郡の「下村」（現・北群馬郡吉岡町）の馬場家から養子に入ったという。

儀左衛門も養子であり、出身は磯田家（和泉屋）という。家督相続時に御用達・10人扶持・町年寄次席を仰せ付けられた（「雑記録」）。本文書によれば、弘化3（1846）年に隠居し、「忒常吉」が儀左衛門を襲名した。ところが、「成九月」には「富吉」が町年寄に就いた。これが嘉永3（1850）年の源三郎の家督相続である。常吉（儀左衛門昌運）

は病死したという。なお、本文書の最後は、源三郎の姪が勢多郡水沼村（現・桐生市）の星野長太郎（実業家・政治家）へ嫁すことへの願書の写しである。姪は常吉の長女、かく（鶴香久）と考えられる。

こういった点から見ると、本文書は儀左衛門の家督相続を起点とする性格を持っている。そして、本文書における勝山家関係の文書の差出人は全て、①源三郎の父親、②源三郎の兄、③源三郎であり、本文書の中心は町年寄・御用達となつた3人が、川越藩（御扶持方御蔵）から支給された扶持米に関する文書の写しである。

そのうち、多いものは扶持米を支給された際の文書の控えである。例えば、天保15年には1年で「米17石2斗3升6合2勺5才」が月別に「前代田村」の「御年貢米」から支給されている。こういった請取書が元治元（1864）年まで記載されている（安政4・同5年は無い）。

一方で、元方役所（御元々役所）へ提出された、扶持方とは関係ない文書の写しもかなりある。このような内容に基づくと、本文書は記載順に5つのまとまりで捉えることができると思われる。

1つめは初期の扶持方関係のまとまりである。これらは冒頭の願書を除き、全て御扶持方御蔵宛てである。冒頭は天保15年の文書であるが、これも儀左衛門と関係しているのだろう。彼はこの年、永3人扶持を仰せ付けられた。この最初のまとまりにおいて、扶持米の請取書は同年の1点だけであ

る。続いて文政11年（前述）、町年寄を仰せ付けられた天保2年の文書、雛形と思われる文書や他の町年寄の代理として署名する等した例外的な文書がある。

1つめのまとまりには、本文書の成立事情をうかがわせる箇所がある。例えば、天保15年の請取書の後に「右者日野紙ニ認、差出ス」という文言や、文書の書き方を示す簡単な図等がある。こういった点から、本文書は思いがけず町年寄に就いた源三郎が、勉強のために作成したものではないかとも考えられる。彼は天保2（1831）年生まれで、当時まだ若かった。父親の儀左衛門が、自身が町年寄であった時の重要な文書や、参考となるような数種類の文書を示し、指導したのかも知れない。

2つめのまとまりは、扶持方とは関係ない3件の内容の記述である。伊勢神宮・秋葉神社への前橋町の代参について、天保15年辰年の江戸城の火災について、松井文四郎に関する「辰年」の一連の文書の写し、である。

松井家は前橋町本陣で、文四郎も町年寄を務めていた。文書の中心は、松井家の家業である質屋の関わった盗難品の事件である。火附盗賊御改からの呼び出し、処罰内容、同時期の伊香保温泉への入湯願い、伊香保での「御暇」の延長願い、母親を高崎田町の親類へ差し遣わすことへの願書（年月未記載）がある。

3つめのまとまりは、天保15年以降の扶持方関係である。天保15年は最初のまとまりと重複する年であるが、こちら

には、扶持が5か年5割引になる旨の届、永3人扶持を仰せ付けられるも「病氣」のため根岸常人を代理とした旨の届に続き、弘化2（1845）年の請取書（12石余）等がある。

儀左衛門の請取書は本文書において、先为天保15年（17石余）とこの1点だけである。松井文四郎の事件との関係は不明であるが、本文書全体を見ると、天保15年は儀左衛門が町年寄として最も高い地位にあった年であった。弘化2年の請取書の後は、「病身」を理由とした隠居、常吉および源三郎の家督相続、彼らの扶持方関係の文書が続く、嘉永3年10月の請取書（10石5斗余）がある。なお、彼の没年は明治13（1880）年という。

4つめのまとまりは、横町の鍛冶職人宅と片貝町の建具職人宅（弘化5年）の火災の報告書である。後者は放火し、金子43両余を盗んだという雇い人の口書で終わる。

5つめのまとまりは、嘉永3年11月（10石4斗余）以降の請取書が大半である。先の同年10月の請取書との関係は不明である。請取書は前述の安政4年・同5年を除き、元治元年までが記載されている。ただし、最後の文書は前述の通り、姪の結婚に関するものである。

このように、本文書は大まかにではあるが、5つの内容のまとまりを見て取ることができる。その内容と構成に基づく、本文書の作成者が最も重視していたのは、文政11年の儀左衛門の家督相続、天保15年の儀左衛門の高い地位、早世した常吉を挟むも、町年寄の地位が源三郎により堅実に継

承されていること、だったと思われる。嘉永3年以降の文書はその記録のため、また、今後の相続を期して控えられたのではないだろうか。

最後に、本文書は当館のホームページ上のデジタルギャラリーで全点の画像を公開しているので、興味のある方はご利用いただきたい。

「安米札渡帳」PF1901 29/3815

2004（平成16）年、和書・典籍類約3500点と20数点の帳簿類が追加寄託された。このうち、帳簿類は明治〜大正期の勝山家の質屋経営関係のものが中心であるが、慶応2年から明治初期にかけての町年寄の職務に伴って作成されたと推定される2冊が含まれていた。それが「安米札渡帳」と「雑記録」である。

本文書の形態は袋綴じした和紙を二つ折りした横半帳で、丁数は96丁である。この他に厚紙の表紙と裏表紙が付いている。裏表紙には「町年寄」の墨書がある。

本文書には大きな特徴がある。それは町年寄の業務用で作成された後に、勝山家の質屋経営の帳簿として再利用されていることである。この2段階の書き込みにより、同ページに全く別内容の記述が混載している。重ね書きではないが、後掲の画像のように、見開き2ページを1町にあてる等して余白をたっぷり取って作成された帳面へ、金銭貸借の記録が、裏表紙の見返しに至るまで多数書き込まれており、かなり読

みにくいものとなっている。

今回の翻刻は、この1冊から町年寄関係を残らず抽出したものである。近代の質屋経営に関わる記述は拾っていないので、この点にご注意いただきたい。

次に、今回掲載分の内容について見ると、記載順に4つのまとまりで捉えることができると思われる。

1 つめは表紙に書かれた語句の通り、慶応2（1866）年7月・8月に貧民へ安米札を給付した際の書き上げである。町単位で竈軒数、「貧家」の軒数、そのうちの家主軒数・借家軒数・内々借家軒数、札を渡した日付、人数、枚数がある。その後に「在中」と題し、「国領村」等の近郊のいくつかの村について、日付と枚数を中心とした簡略な記載がある。

2 つめの内容は、慶応4年と考えられる「辰三月」の施米に関する書き上げである。前半は「御差紙請取 辰三月十八日施米控」として、「力丸村」等近郊の村名や、「〆百俵 勝宗分」のように用意した人物の名前等がある。なお、「勝宗」は源三郎と同年齢のいとこの勝山宗三郎で、後に改良座繰製糸勝山社を設立した。記述の後半は「町々貧窮人 一調施米之覚」である。町単位で「貧窮人」の人数、そのうちの本組・内々・老人者の人数・軒数、米俵数がある。

3 つめの内容は、明治2年と考えられる「巳九月」の施米・施米の書き上げである。前半は町単位で金を渡した「難渋人」の名前、各世帯の人数、渡した金額、かかった費用等がある。後半は「貧民四千人」への給付の費用の書き上げ、4千両余

りを抛出した人名の書き上げ等がある。なお、費用関係のうち、「貧家七拾七軒」から「金貳百九拾両貳分一朱 四百七文」までの箇所は、ほぼ同内容の記載が同時期の町年寄日記（後述）の9月22日の条にある。

4 つめの内容は以上の3件に関わるものようである。穀屋行司による寅年（慶応2年）から辰年の上ケ札の枚数、寅年7月や辰年3月の安米札の給付や、「万人施米」に係ると思われる費用、7月の米札の町単位の枚数がある。この後の記述には「巳正月」とあるので、その部分は明治2年時点の費用関係と考えられる。最後は「安米売場」18町33軒の書き上げである。

このように、本文書は全体として、町名・人名・数字からなる書き上げの集積である。そのうち、米札や金を渡した人数や米札の枚数、かかった費用の金額の数字は莫大なものである。そして、これらの一大事業を担ったのは500両を用意した下村善右衛門等、生糸の輸出により富を蓄えた前橋町の有力商人であった。本文書は社会不安に揺れる幕末・明治維新期の前橋町の様子がわかる史料といえよう。

なお、前橋町年寄関係の文書は、同じく町年寄を務めた松井家にも伝わっており、当館では同時期の町年寄日記について明治2年の2冊を公開している。いずれも綴り込み文書（結付文書）が多いこともあり、複製本での閲覧である（前橋本町 松井家旧蔵文書）。

・「御用雑日記」明治2年5月29日〜6月晦日

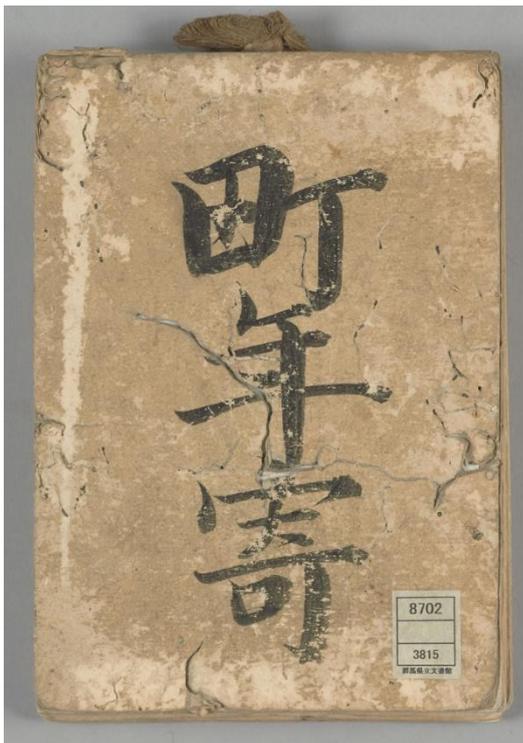
(PF1902 12/17)

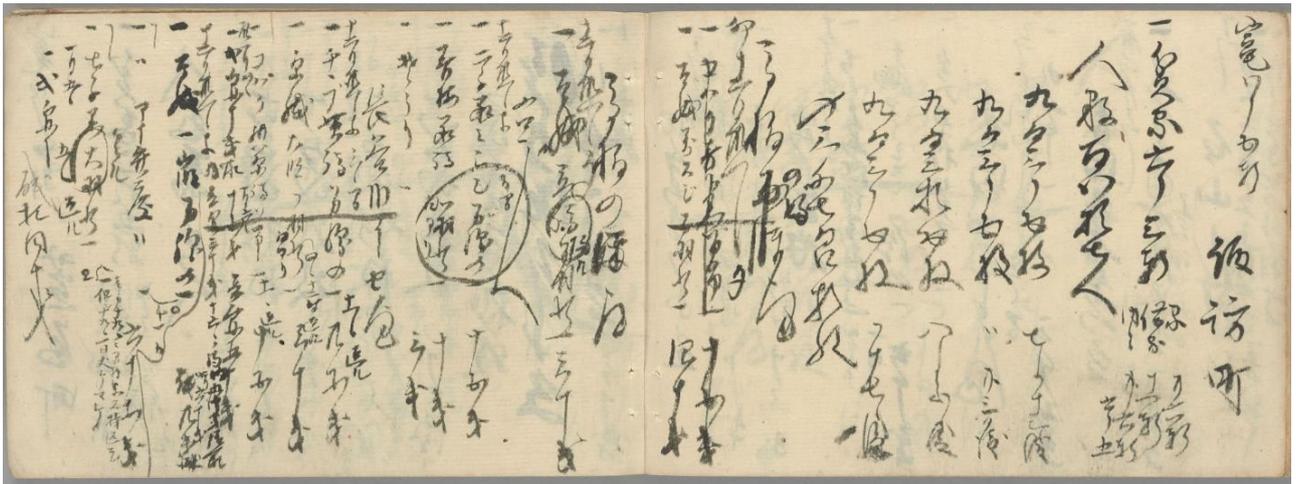
・「御用雑日記」明治2年7月朔日〜12月30日

(PF1902 8-9/15)

また、慶応4年の施米に関し、後に板屋町では「古名主」小泉長七（下村善右衛門の縁戚）の不正が糾弾された。明治4年の町年寄日記（35号掲載）には、住民が米を町内で引き回す騒動が起こり、前橋県の役人も関わる事態に至ったことが記されている。ご興味を持たれた方はこういった関連の史料もお読みいただきたい。

参考として、以下に本文書の表紙、背表紙、部分の画像を掲載する。





勝山家には昭和戦前期まで、町年寄日記をはじめ膨大な文書が保存されていたが、1945（昭和20）年8月の前橋空襲で土蔵の1つが焼け落ち、文書のほとんどを焼失した。その結果、近世文書は少なく、町年寄関係もその中心は本誌に翻刻を掲載した5冊である。いずれも源三郎と関わるものであり、このことが災禍を免れたことと関係しているのかもしれない。内容は5点とも文書の写しが大半であるが、勝山家に伝来されていたはずの膨大な町年寄関係文書が失われた今、極めて貴重な史料である。

今号で勝山家文書の町年寄関係の翻刻の掲載を終えるが、解題の執筆にあたっては、前述の岡田氏や鈴木氏が執筆した解題・資料を参考にさせていただいた。

以前の号でも述べたが、勝山家文書の寄贈者でもある勝山敏子氏からの寄付金により、令和元（2019）年度、勝山家文書311点、松井家文書474点を「前橋町年寄関係文書」としてデジタル化し、複製本（勝山家31冊、松井家61冊）を作製することができた。今後も貴重な原本とともにデジタル画像を活用していきたい。勝山家および関係者の方々へ心より感謝を申し上げ、結びとさせていただきます。

（武藤）

【凡例】

- ① 漢字は原則として常用漢字を使用した（「觸」を「触」、「縣」を「県」等）。
- ② 変体仮名は現代仮名に改め、合字の「ㇿ」はひらがな「より」で表記した。ただし、助詞（者〓は、茂〓も、江〓え、而〓て 等）は原文のまま表記した。
- ③ 踊り字（繰り返し符号）は漢字の場合「々」、漢字二字の場合「／＼」、カタカナの場合「ゝ」、ひらがなの場合「ゝ」で表記した。
- ④ 適宜、読点（、）や記号（・）を加えた。
- ⑤ 誤記と判断できる字句や疑問のある字句はそのまま表記し、脇に（ ）書きで記した。挿入文書等についての補記も脇に（ ）書きで記した。なお、複数の箇所にもわたる場合は、原則として初出箇所のみ記した。
- ⑥ 抹消されている字句は見せ消ちの記号として「とことこ」を左脇に記した。
- ⑦ 編集の都合上、次のことを行った。脇等に書かれている字句等で、本文に挿入できる場合は本文に組み入れた。字詰めを行った。敬意を表す闕字は1字空け、平出は2字空けた。字の大きさを統一した。行頭等の高さを揃えた。以上により、文字の配置は原本と異なる。

*翻刻は鈴木一哉（職員、当時）が行い、校正は須藤聡（職員、以下同じ）、関口荘右、武藤桂が行った。

【翻刻1】

(表紙)

「萬之扣」

(本文)

奉願口上

一私江被下置候御扶持方当辰正月分、同十二月分迄天川原村

御年貢米之内、納繼ニ被成下置度奉願上候

是ハ前代田村ニ致ス

此段宜敷被仰上可被下候、已上

天保十五甲辰年

正月

松井文四郎殿

竹内 清造殿

(孝叔、和泉屋磯田家出身)

勝山儀左衛門

尅石五斗七升五合 二月分

尅石五斗式升式合五勺 三月分

尅石五斗七升五合 四月分

尅石五斗式升式合五勺 五月分

尅石五斗七升五合 六月分

尅石五斗式升式合五勺 七月分

尅石五斗七升五合 八月分

尅石五斗式升式合五勺 九月份

尅石五斗七升五合 十月分

八斗三升三合七勺五才 十一月分

八斗六升式合五勺 十二月份

右者、当辰正月分より同十二月分迄御扶持方、前代田村ニ而御年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上

天保十五甲辰年

勝山儀左衛門

十一月

御扶持方

右者日野紙ニ認、差出ス

御藏

上包ハ信野延ニ而左之通り

上

勝山儀左衛門

覚

飯嶋猶右衛門

一米拾七石式斗三升六合式勺五才

内

尅石五斗七升五合

正月分

高須 小十郎
 奥津 喜内
 西郡 龍内
 飯嶋猶右衛門
 御扶持方通
 勝山儀左衛門印

是八日野紙横二折、認ル
 信野延二而も宜敷由也

三斗七升五合 十一月分
 三斗六升式合五勺 十二月分

右者、当寅五月廿六日より同十二月分迄、御扶持方天川原村
 二而御年貢為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上
 天保十三寅年 根岸 常八

御扶持方 御蔵

十一月

覚

飯嶋猶右衛門
 鈴木 茂八郎
 小針 谷 八
 川崎笹右衛門

一米壺斗四升

六月朔日より同三日迄

御手代衆四人御名前
 前ニ有之通り

日数ノ三日、一日ニ付四升宛

一米式石六斗式升五合

内

右者、子六月分為御扶持方、日割分慥ニ請取申候、実正ニ
 御座候、已上

五升

五月廿六日より同廿九日迄

子七月

勝山儀左衛門

御扶持方 御蔵

右者、文政十一子年六月、嘉兵衛死去之日迄、御扶持方請取
 候差紙之振也
(信定、馬場家出身)

三斗七升五合
 三斗六升式合五勺
 三斗六升式合五勺
 三斗七升五合
 三斗六升式合五勺

六月分
 七月分
 八月分
 九月份
 十月分

覚

御手代衆四人

御名前右同断

一米壺石式斗

一米壺斗五升

二月十九日より同晦日迄日数十二日

一日二付、壺升式合五勺宛日割分

一米壺石三斗五升

右者、卯二月分爲御扶持方、慥ニ請取申処実正ニ御座候、已

上

卯三月

勝山儀左衛門

御扶持方 御蔵

右者、天保二卯年町年寄被仰付、御加扶持日割之分入り候振也

覚

御手代衆四人

一米式斗四升

七月朔日より同廿四日迄

日数ノ廿四日、一日ニ付壺升宛

右者、福野市郎兵衛御扶持方、辰七月日割分、慥ニ請取相

渡申処、実正ニ御座候、已上

辰八月

勝山儀左衛門

御扶持方 御蔵

右者、福野市郎兵衛死去之後、日割之分請取候振也

覚

御手代衆四人

御名前右同断

一米七斗五升也

一米壺石五斗七升五合也

右者、卯何月分爲御扶持方、慥ニ請取申候処、実正ニ御座

候、已上

已三月

松井 権四郎

卯何月

勝山儀左衛門

御扶持方 御蔵

右者、常之認方之通ひ之認方、納継と同様也、毎年十月分よ

り新通ひニ成、御扶持方差紙と一度ニ町方御役所江、前判相

願御扶持相渡り候日之前々日、御蔵江差出ス、尤通八年ニ一

度平ニハ請取書計也、通・請取書共ニ、御印形者御手代衆御

当番御壺人計り、御扶持渡ハ壺ヶ月限、翌月二・六之日也

覚

一米壺斗壺升也

但、三月九日より同晦日迄日数ノ

二十二日、一日ニ付五合宛

右者、本町勝山儀左衛門地先捨子養育、為御扶持米酉三月分、慥ニ請取相渡申処、実正ニ御座候、已上

酉四月

奥津 喜内

御扶持方

高須小十郎

御藏

嶋田 啓六

川崎笹右衛門

右者、町方御役所より右書付毎月御渡被成候、請取方常之御扶持同様、尤御仕着代金貳百疋、三歳迄老人扶持被下置候

一 伊勢両宮并秋葉代参之事、毎年十二月五日、惣町月並

寄合之節、代参之町を闇ニ而定ル、参候町ハ老順相濟候

迄、追々闇ヲ除、暮之内ニ町々并御用達・浪人・町年寄

ニ至迄、家主・借家共老軒ニ付、貳拾六文宛名主元江取

立、手前方江差出、手前方ニ而不残取集、代参ニ当り候

町江渡ス、文政度より天保之始頃、寄金高四両老分より

老分貳朱位、右之内両宮江百疋宛、秋葉江貳百疋、都合

老兩奉納、金残而三兩余有次第、道中諸入用ニ成、但翌

年正月四日・五日之頃、年番之町より貳人宛罷越ス

天保十五甲辰年五月江戸

御本丸炎上之事

九日夜続而雨降通シ、十日曉七ツ半時頃、雨中ながら御本丸炎上、折節西風ニ候得共、格別不強故、西御丸無御別条、十日朝五ツ時頃火鎮り申候

凡百人拾年来、延宝時代之炎上と風聞候

市中昨今、商遠慮仕候向茂有之、大火焚候湯屋・蕎麦屋杯早仕舞、追々御様子茂相訳り可申、下々風聞まち／＼ニ御座候右之通、江戸表より当十一日出之便ニ申遣候

一私義、火附盜賊御改 太田運八郎様より御差紙之趣、江戸

宿南新堀貳丁目銚子屋常三郎より申越候処、私義病氣ニ付、

代召仕豊吉、組頭茂七差添、明八日出立出府為仕度奉願上

候、則別紙江戸宿より申越候書面之写奉御覽入候、此段宜

被仰上可被下候、以上

辰五月

松井文四郎

在方 御元ノ 御役所

上州群馬郡前橋町

百姓ニ而質屋

文四郎

右之者、尋事有之候間、町役人差添、早々出府之上可罷出旨、

可申遣者也

辰五月 運八郎 役所

右宿

銚子屋

常三郎

前書之通、火附盜賊御改 太田運八郎様より御差紙を以、私方江被仰渡候間、則写を以御達申候、依而者御町役人差添可罷出旨、飛脚之者江御請書御渡被成御出府可被成候、且飛

脚賃之儀者御出府之上、私方江御勘定可被下候、先者御達迄如此ニ御座候、已上

埼玉屋

権兵衛

南新堀式丁目

銚子屋

常三郎

上州群馬郡前橋町

御役人中様

前書之通、火附盜賊御改 太田運八郎様より御差紙を以、私方江被 仰付候間、写を以御達申候、依而者御町役人差添可罷出旨、御請書飛脚之者江御渡被成候、飛脚賃之儀者御出府之上、私方江御勘定可被下候、先ハ右為御達如斯ニ御座候、已上

埼玉屋

権兵衛

上州群馬郡前橋町

御役人中様

一 私義、火附盜賊御改 太田運八郎様より御差紙之趣、江戸宿埼玉屋権兵衛より申越候処、私義病氣ニ付、代召仕豊吉、組頭茂七差添、明四日出立出府為仕度奉存候、則別紙江戸宿より申越候書面之写奉御覧入候、右之趣御届奉申上候、此段宜被 仰上可被下候、已上

辰六月

松井文四郎

在方 御元 御役所

弁之助一件

上州群馬郡前橋町

百姓ニ而質屋

文四郎

右之者、申渡事有之間、村役人差添、早々出府致候様可申遣者也

辰五月廿八日 運八郎 役所

右宿

一 私儀、火附盜賊御改 太田運八郎様より先達御呼出之処、病氣ニ付、代召仕豊吉出府為仕候、然処無宿弁之助与申者より質物取置候始末御吟味有之、当十八日御呼出之上、右質物ニ取置候品々者、盗物ニ有之処、得与出所茂不相糺、殊ニ無判之質物取候段、不埒之旨ニ而、右質代金・売上ケ共金式両老分式朱卜錢三百文御取上げ、過料錢三貫文被仰付、右盜賊弁之助義者、入墨之上敲被仰付候旨、一件落着被仰渡、昨廿二日帰町仕候、右之趣御届奉申上候、此段宜被仰上可被下候、已上

辰六月

松井文四郎

在方 御元 御役所

辰六月

松井文四郎

在方 御元 御役所

一 私義、^{長々}痛風相煩難渋仕候二付、当国群馬郡香伊保村^{下上}
江入湯二罷越申度奉存候、依之日数五十日之間、御暇被下
置度奉願上候、此段宜被仰上可被下候、已上

辰五月

松井文四郎

在方 御元^ノ 御役所

一 私義、長病相煩難渋仕候二付、先達日数五十日程之御暇
奉願上、当国群馬郡伊香保村江罷越入湯仕候処、至極相応
二而追々快気ニ趣候間、猶亦日数三十日之間、御暇被下置
度奉願上候、此段宜被仰上可被下候、已上

辰七月

松井文四郎

在方 御元^ノ 御役所

一 女老人

右者、私母ニ而御座候、此度無抛内用向御座候二付、高崎田
町親類宗助方江差遣申度ニ付、真政御番所往来共、通御証文
奉願上候、此段宜被仰上被成下置度奉存候、已上

松井文四郎

在方 御元^ノ 御役所

以書付御届奉申上候

一 私江被下置候御扶持方、当十一月より五ヶ年之間、五分引
二被下置候趣、当月十二日町方御役所より被 仰渡候、此

段以書付御届奉申上候、已上

辰十一月

勝山儀左衛門

御元方 御役所

以書附御届奉申上候

一 私義、町々新建御用相勤候二付、永三人扶持被下置候趣、
当月十四日 御郡代御奉行様於御詰所、私義病氣ニ付、代
根岸常八江被 仰渡、其後町方御役所ニ而正老人半扶持御
渡ニ相成候趣被仰聞、冥加至極難有仕合奉存候、此段以書
付御届奉申上候、已上

辰十一月

勝山儀左衛門

御元方 御役所

覚

前橋郷御蔵御差紙

一米貳百拾八俵

西領・中通・東通村々

金拾両二付、拾七俵三分替

代金百貳拾六兩卜銀六分九厘

差金拾兩請取

右之通売渡申候、代金来ル九月四日過候得者、老ヶ月金貳拾
五兩ニ老分之利足を加、来ル十月廿四日迄之内代金請取次第、
御差紙相渡可申候、若日限過候得者、右御差紙米無断、外々
江売払、差金之儀者、相返シ不申候、已上

辰八月廿九日

勝山儀左衛門

岩崎秀之進殿

高須小十郎

奥津喜 内

西郡龍 内

飯嶋猶右衛門

覚

一米拾貳石八斗三升貳合貳勺

御蔵二付

七人貳分五厘也

内

壺石五升壺合貳勺

正月分

壺石八升七合五勺

壺人七分五厘町年寄分

壺石五升壺合貳勺

四月分 御用達分

壺石八升七合五勺

壺人半 新建二付

壺石五升壺合貳勺

五月分 御加扶持分

壺石八升七合五勺

六月分

壺石五升壺合貳勺

七月分

壺石八升七合五勺

八月分

壺石五升壺合貳勺

九月份

壺石八升七合五勺

十月分

壺石五升壺合貳勺

十一月分

壺石八升七合五勺

十二月分

右者、当巳正月分より同十二月分迄、御扶持方天川原村二而

御年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上

弘化二乙巳年

勝山儀左衛門印

十一月

御扶持方 御蔵

乍恐以書付御伺奉申上候

一私義、御用達被 仰付 御威光を以、是迄無滞相勤難有仕

合奉存候、然処近来病身ニ相成、御役義相勤兼候ニ付、忤

(昌通、嘉永三年六月死去)

常吉江名前相讓、跡式相続為仕、私義ハ丹造与改名、隠居

仕度奉存候、右之段御支配御役所江願書差出シ申度奉存候、

此段御内意御伺奉申上候、已上

弘化三丙午年

勝山儀左衛門(孝叔)

五月

御元方 御役所

乍恐以書付奉願上候

一私義、穀問屋御役被 仰付 御威光を以、是迄無滞相勤

難有仕合奉存候、然処近来病身ニ相成、御役義相勤兼候ニ

付、忤常吉江名前相讓、跡式相続為仕、私義者丹造与改名、

隠居仕度奉存候ニ付、何卒御役御免被成下置、跡御役之義、

是迄之通忤江被 仰付被下置度右両様奉願上候、右願之通

被仰付被下置候者、難有仕合奉存候、已上

弘化三丙午年

勝山儀左衛門

五月

御元方 御役所

以書附奉願上候

一私義、町年寄并教誠御役・御用達被 仰付 御威光を以、

無滯相勤冥加至極難有仕合ニ奉存候、然処近来病身ニ相成

覚

高須小十郎
西郡 龍内
飯嶋猶右衛門
鈴木 昌作

難渋仕、御役義相勤兼申候、依之何卒都而御役義御免被成

下置度奉願上候、右之趣御聞濟被成下置候上者、悴常吉江

名前相讓、跡式相統為仕、私義者丹造与改名、隱居仕度奉

願上候、右願之通被仰付被下置候者、難有仕合ニ奉存候、

此段宜敷被仰上可被下候、已上

弘化三丙午年

勝山儀左衛門

五月

松井文四郎殿

竹内 清造殿

右隱居願之儀、御用達相勤罷在候ニ付、御会所御元ノ衆・御

手代衆御内意申上、五月十二日御会所江御窺書并穀問屋御免

之願差出候処、追而御沙汰可被下旨被仰聞、同廿三日御差障

之儀無之候ニ付、御支配江願書差出候様御差凶御座候ニ付、

同日御支配御役所江、右之趣申上願書差上候処、閏五月十二

日御役儀都而御免被成下置候旨、町年寄を以被仰聞候、同日

悴常吉御呼出、御奉行様御詰所ニ而是迄通家督被仰付候、尤

跡役之儀者、御役所ニ而被仰付候、但教誠方跡役者、松井文

四郎被仰付候、同日御会所より穀問屋御役被仰付候

内

壹石八升七合五勺

正月分

壹石五升壹合式勺

二月分

壹石八升七合五勺

三月分

壹石五升壹合式勺

四月分

壹石五升壹合式勺

五月分

壹石八升七合五勺

六月分

壹石八升七合五勺

七月分

壹石五升壹合式勺

八月分

壹石八升七合五勺

九月分

壹石八升七合五勺

十月分

壹石五升壹合式勺

十一月分

壹石八升七合五勺

十二月分

右者、当未正月分より同十二月分迄、御扶持方天川原村ニ而

御年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上

弘化四丁未年

勝山儀左衛門印

十月

御扶持方 御蔵

一米拾貳石八斗三升貳合貳勺

覚

内

壹石五升壹合貳勺	正月分
壹石八升七合五勺	二月分
壹石五升壹合貳勺	三月分
壹石五升壹合貳勺	四月分
壹石八升七合五勺	五月分
壹石五升壹合貳勺	六月分
壹石八升七合五勺	七月分
壹石五升壹合貳勺	八月分
壹石八升七合五勺	九月分
壹石八升七合五勺	十月分
壹石八升七合五勺	十一月分
壹石五升壹合貳勺	十二月分

右者、当甲正月分より同十二月分迄、御扶持方天川原村にて御年貢米為納継、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、以上

嘉永元戊申年

十月

御扶持方 御蔵

勝山儀左衛門印

西郡 龍内

飯嶋猶右衛門

鈴木 昌作

大友彦治郎

一米拾壹石七斗八升壹合也

覚

内

壹石八升七合五勺	正月分
壹石五升壹合貳勺	二月分
壹石八升七合五勺	三月分
壹石五升壹合貳勺	四月分
壹石五升壹合貳勺	閏四月分
壹石八升七合五勺	五月分
壹石五升壹合貳勺	六月分
壹石八升七合五勺	七月分
壹石五升壹合貳勺	八月分
壹石八升七合五勺	九月分
壹石八升七合五勺	十月分

右者、酉正月分より同十月分迄、御扶持方天川原村ニ而御年貢米為納継、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上

嘉永二己酉年

十一月

御扶持方 御蔵

勝山儀左衛門

西郡 龍内

飯嶋猶右衛門

鈴木 昌作

大友 彦助

(挿入文書 *灰色の切紙)

一 四斗八升七合五勺 正月分大

四斗七升壹合三勺 二月分小

町方御取直被下一件之分

一 三人扶持之処

去ル辰十一月より五ヶ年之間、五割減

町年寄被下扶持

一 五人扶持之処、五割減

正味式人半渡之処、去ル辰年十一月中より猶又

三割減之事

右二付、御扶持方合而三人、式分五厘之事

(挿入文書 *白色の切紙)

一 米五石式斗八升壹合五勺

大ノ月 四斗八升七合五勺

小ノ月 四斗七升壹合三勺

但シ 十月分迄也

午十一月二日認、御支配御役所差出候、同十三日下ル、

同十四日元方御役所江差出ス

廿六日 以書附御届奉申上候

一私義、今日町方御役所江被召出、町年寄并御用達被 仰付

御扶持方を始、都而親同様御取扱被仰付、難有仕合奉存候、

此段以書付御届奉申上候、已上

(嘉永三年) 戌九月

御元方 御役所

(丹造の次男、嘉兵衛・源三郎) 勝山富吉

以書附御届奉申上候

一私義、今日於 御奉行様御詰所、近年度々出金被 仰付、

猶亦当春中出金被 仰付候二付、老人扶持御加扶持被下置

候趣被仰付、難有仕合奉存候、尤其後御支配於御役所、右

御扶持方之儀、五割減二被下置候旨被仰聞候、此段以書付

御届申上候、已上

戌十月廿四日

御元方 御役所

勝山嘉兵衛印

西郡 龍内

飯嶋猶右衛門

鈴木 昌作

大友 彦助

覚

一米拾石五斗式升四合九勺也

内(以下、本項の太字は朱字) 七人式分五厘

同 壹石八升七合五勺 正月分

同 壹石五升壹合式勺 二月分

同

壹石八升七合五勺 三月分

七人貳分五厘

壹石五升壹合貳勺 四月分

同

壹石五升壹合貳勺 五月分

壹人半

貳斗貳升五合 六月分

五人七分五厘

八斗五合 六月朔日より同廿八日迄
一日ニ付貳升八合七勺五才ツ、日

割分

壹人半

貳斗壹升七合五勺 七月分

同

貳斗貳升五合 八月分

同

貳斗壹升七合五勺 九月分

五人七分五厘

壹斗壹升五合 九月廿六日より廿九日迄
日数ノ四日、一日ニ付貳升八合七

勺五才ツ、日割分

七人貳分五厘

壹石八升七合五勺 十月分

半人

壹升七合五勺 十月廿四日より同晦日迄

日数七日、一日ニ付貳合五勺

ヅ、日割分

七人七分五厘

壹石壹斗貳升三合八勺 十一月分

同

壹石壹斗六升貳合五勺 十二月份

(十一月分、十二月分の下の書き込み)

但正渡

七人七分五厘之内

壹人 七分五厘年寄

壹人半 新建御加持

四人 御用達

半人 同御加持当年分

右者、当戌正月分より同十二月分迄、御扶持方天川原村ニ而
御年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上

嘉永三庚戌年

勝山嘉兵衛

十月

御扶持方 御蔵

差上申口書之事

横町

火元

喜代太郎

右之者方、昨夜五ツ半時過、出火有之候処、火之様子御尋ニ付、左ニ奉申上候

此段私義、女房・子供三人・弟子三人都合家内六人暮ニ而鍛冶渡世仕来候処、昨九日早朝より弟子共相手ニ致、終日仕事仕、暮時前相仕舞罷在候処、妻子并弟子共一同今日縁日ニ付、国領金比羅江参詣ニ罷越度旨申候ニ付、任其意差遣、私義ハ座敷之巨燧ニ而諸帳面之取調相始候へ共、昼之勞れニ而巨燧ニ眠り前後も不知罷在、仕事場ニ而火之燃候音ニて目覚、驚、直ニ駈付候へ共、最早天井・家根裏迄一面ニ火移候ニ付、火事ノと乍申、是非相防可申与存、働居候内、隣家の者始、追々多人數駈付呉候へ共、其内居室一面ニ燃移、防不相立焼失仕候、右之火之様子相考候処、仕事場天井ハ土ニ而塗り、随分用心仕候へ共、天井を拵候而より数年相立候故、自然ス、等相溜り、終日仕事致候火氣ニ而燃立候義与奉存候、怪敷火与者不奉存候、火之元之義者、兼々嚴敷被仰付も有之、殊ニ火業渡世之義ニ付、呉々念入可申処、心得方不参届候処より右始末ニ及候段、一言之申訳無御座奉恐入、嚴敷慎罷在候、右御尋ニ付、有体奉申上候通、少も相違無御座候、已上

横町

火元

喜代太郎

右、火元喜代太郎奉申上候通、少も相違無御座候、已上

三人宛

与頭
名主

差上申口書之事

横町

火元喜代太郎

西隣

葛西重冲家守

同

東隣

同

同

同

利左衛門

九郎右衛門

与助

善八

卯兵衛

昨夜、五ツ半時過頃、喜代太郎方ニ出火有之候処、火之様子御尋ニ付、左ニ奉申上候

此段私共義、銘々宅ニ罷在候処、西隣利左衛門女房右刻限、表之戸を可申与存、表江出候処、喜代太郎方仕事場窓より夜職仕候節者、いつも火之明見へ候へ共、常与違、殊の外火の明見へ候故、難心得存居候内、窓より火燃出候故驚候故、喜代太郎方火事ノ与呼立候故、私共一同驚、欠付候処、最早仕事場天井・家根裏迄一面ニ火移り候故、火事ノ与乍申、水を運び相働候へ共、其内居室一面ニ火移り、所詮防難相立候故、銘々居室之防仕候、右火之様子相考候

処、右仕事場天井ハ土ニ而塗り、随分用心仕候様ニハ御座候へ共、天井を拵候而より数年相立候へ者、自然すゝ等相溜り、昨日ハ終日仕事致候由故、火氣ニ而燃立候義与奉存候、怪敷火与ハ不奉存候、右御尋ニ付、有体奉申上候通、少も相違無御座候、已上

横町

火元隣家

右、隣家奉申上候通、少も相違無御座候、已上

三人宛

与頭
名主

差上申口書之事

片貝町

火元

右之者方、昨夜五ツ半時頃

勘四郎

右之者方、昨夜五ツ半時頃、出火有之候処、火之様子御尋ニ付、左ニ奉申上候

此段私義、家内六人暮ニ而、両親義者居宅之裏江作り掛之、隱居家江別ニ住居致、私義ハ農業之間ニ建具職渡世仕候処、昨夜ハ恵比寿講之真似事内祝致、夕飯相仕舞、右刻限巨燧

ニ伏り居候処、隱居家ニ而火事ノ申母之声致候ニ付、相驚裏口を明、見候へ者、戌亥之方隱宅・土蔵之前ニ積置候藁より一面ニ火燃上り候ニ付、私始家内之者共火事ノ与乍申、直ニ手桶ニ有合之水を持、欠付相防居候内、隱宅江燃移り、其内隣家之者久作・代吉始、追々欠付呉相防候へ共、最早居宅江火移り候ニ付、逆も防不相立義与存、家内荷物等少々持運之内、居宅ハ勿論東之方ニ居宅並ニ有之候物置屋迄一面ニ火移り、隣家代吉并南側久作・輪吉宅江も一時ニ燃移焼失仕候、右火之様子相考候処、右藁を積置候場所ハ居宅より相隔、平日火之氣等一切無御座候、殊ニ隱宅ニ住居之両親義も私方江夕飯ニ参候義故、隱宅ニ而者、暮方より火燃不申候ニ付、火鎮り候上、家内之者共取調候へ共、右近辺ニて煙草等相用候者無御座候趣、左候へ者怪敷火与奉存候、乍去遺趣遺恨等受候覚、毛頭無御座候、尤火之元之義ハ兼々嚴敷被仰付も御座候処、夜廻り等不参届之所より右始末ニ及候段、一言之申訳無御座奉恐入、嚴敷慎罷在候、右御尋ニ付、有体奉申上候通、少も相違無御座候、已上

片貝町

火元

勘四郎

右、火元勘四郎奉申上候通、少も相違無御座候、已上

年号

月日

与頭

三人宛

名主

差上申口書之事

片貝町

火元勘四郎隣家

代吉

久作

輪吉

仁兵衛

岩吉

昨夜、五ツ半時頃、勘四郎方出火有之候処、火之様子御尋二付、左ニ奉申上候

此段私共義、面々恵比寿講之真似事内祝致、夕飯相仕舞相

休居候所、右刻限ニ火事ノと申候ニ付、相驚欠出見候処、

勘四郎裏戌亥之方土蔵・隠居家之間より火燃上り候ニ付、

火事ノ与乍申直様欠付、土蔵之前ニ有之候井戸より水を

運ひ相防候へ共、隠居家一面ニ火移り最早勘四郎居宅へ燃

移候ニ付、所詮防難相立与存、銘々之宅江欠戻り家財少々

持運之内、代吉・久作・輪吉居宅江暫時ニ燃移り焼失仕候、

仁兵衛・岩吉ハ隣家江漸ニ参居候処、火事ノ与申候ニ付

欠出見候処、勘四郎裏土蔵・隠居家之間より火燃上候ニ付、

直様欠付相防候へ共、最早勘四郎居宅江火燃移り候ニ付、

迎も防難相立、銘々宅も危候ニ付、立戻り、乍去右兩人義

者、風上故自分居宅ハ是非防度存、直ニ屋根ニ登り相防居候内、町内其外町々より追々欠付呉候ニ付、右兩人居宅ハ防相立申候、右火之出方、平日火之氣等一切無御座場所ニ御座候而、殊ニ昨夕ハ隠宅ニ而者火を燃不申趣承知致候、左候へ者怪敷火と奉存候、尤勘四郎義ハ遺趣遺恨受候風聞も無御座候、右御尋ニ付、有体奉申上候通、少も相違無御座候、已上

片貝町

火元隣家

右、隣家奉申上候通、少も相違無御座候、已上

年号

月日

与頭

名主

三人宛

焼失之覚

一居宅 竪八間

横三間

火元

勘四郎

隠居家 竪四間

横三間

当年三十六才

申口

土蔵 竪貳間

横壹間半

下家 竪六尺

横三尺

一居宅 竪六間

横四間

類焼

代吉

下家 竪六尺

横三尺

私義、建具屋渡世ニ而、家内・両親・男子老入・女子老入都合六人暮ニ而、両親義者隠居仕別家ニ罷在候間、手回り兼候ニ付、時々雇ニ而当月十三日庄次郎義と同職故相頼置、縫之助義者其已前より相頼置候処、当廿日恵比寿講仕候ニ付、私実父勘右衛門并町内輪吉兩人相招、振舞仕候処、私所持之金子四十三兩壹分式朱持有之候ニ付、重箱江入相備置、振舞相濟候ニ付、右兩人義も引取、母義も別家江引取、養父文造計相殘居候故、右金子之義者、才布ニ入、箆笥之小引出しニ入仕舞置、べり之義者睨与覚無之候処、右金子相仕舞置候処を庄次郎見込候哉、右金子財布共ニ被盜取申候、右御調ニ付、不包有体奉申上候、已上

右之通ニ御座候、已上

弘化五申年

片貝町

正月廿日

名主

三人宛

文次

差上申口書之事

片貝町

勘四郎

高井石見守様御知行所
柏木村

庄次郎

当申三十式才

申口

私義、建具渡世ニ而、所々手間入渡世仕候所、同職故懇意致有之候故、勘四郎方ニ而手廻り兼候ニ付、去未十一月中罷越、同十二月二日迄相勤、夫より在所江罷越、猶亦当正月十二日罷越、十七日迄相勤、十八日在所江罷越、猶又当廿日九ツ時頃罷歸り候所、折節恵比寿講ニ而町内輪吉・勘四郎父勘右衛

門兩人相招振舞御座候故、勘四郎所持之金子四拾三兩壹分貳

正月

同

(供)

幸右衛門

朱相備相仕舞并兩人罷帰り、勘四郎女房・子共義者、遊ニ罷出、隠居又造計相殘、勘四郎・縫之助都合四人ニ而五ツ時頃、

同

茂兵衛

巨燧ニあたり咄居候処、私義水呑度候故、水呑ニ立、縫之助義も水呑度由申故、水差遣し候、夫より又巨燧江入咄居候所、

名主

文治

私義者小便ニ行、孤ニ而裏口江出、其節きせるニ而火を持出し、隠居与土蔵之間、九尺程有之候処、藁・小麦藁式ケ処積

中村兵右衛門殿
関口 文之助殿

置候間江、材木ニ而東之方より火を付、内江這入候所、早速

燃立候故、隠居家ニ居候母騷立候故、右巨燧ニ居候三人之者

ハ不及申、近所よりも一同欠付、立騷候故、私義ハ跡ニ残り

箆笥之小引出しより金財布持出し、夫より外江出、廿間程辰

覚

西郡 龍内

巳之方和吉屋敷之角ニ桑木有之候故、根本江隠置、早速立帰

飯嶋猶右衛門

り、火を消ニ掛候へ共、火盛りニ相成候故、如何可致与存居

鈴木 昌作

候処、右金子之義勘四郎相尋候へ共、無之候故被盜取候由申

大友 彦助

上候、已上

一米拾石四斗九升六合五勺

勘四郎

内

庄次郎

壹石八升七合五勺

正月分

前書之通、私共立会承知仕候処、少も相違無御座候、

壹石五升壹合三勺

二月分

已上

壹石八升七合五勺

三月分

片貝町

壹石五升壹合三勺

四月分

与頭

壹石五升壹合三勺

五月分

弘化五申年

武 八

壹石壹合三勺

六月朔日より同廿七日迄、日数ハ廿七日、一日ニ付

(兄の昌通カ、父親の丹造は明治十三年死去)

三升六合式勺五才ツ、同廿八日父義左衛門病去二付、永被下置候御扶持方壺人半扶持、同日より同晦

日迄日数ノ三日、一日ニ付七合五勺ツ、

式斗壺升七合五勺 七月分

式斗式升五合 八月分

三斗三升式合五勺

九月朔日より同廿五日迄、日数ノ廿五日、一日ニ付

七合五勺ツ、同廿六日都而親通被仰付、御扶持方

七人式分五厘被下置候ニ付、同日より同廿九日迄、

日数ノ四日、一日ニ付三升六合式勺五才ツ、

壺石壺斗五合

十月朔日より同廿三日迄、日数ノ廿三日、一日ニ付

三升六合式勺五才ツ、同廿四日正渡半人扶持御加

扶持被下置候ニ付、同日より同晦日迄、日数ノ七日、

一日ニ付三升八合七勺五才ツ、

壺石壺斗式升三合八勺 十一月分

壺石壺斗六升式合五勺 十二月分

右者、当戌正月分より同十二月分迄、御扶持方天川原村ニ而

御年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上

(嘉永三年) 戌十一月

御扶持方 御蔵

勝山嘉兵衛

飯嶋猶右衛門

一米拾三石七斗壺升七合八勺

内

壺石壺斗六升式合五勺 正月分

壺石壺斗六升式合五勺 二月分

壺石壺斗式升三合八勺 三月分

壺石壺斗六升式合五勺 四月分

壺石壺斗式升三合八勺 五月分

壺石壺斗式升三合八勺 六月分

壺石壺斗六升式合五勺 七月分

壺石壺斗式升三合八勺 八月分

壺石壺斗六升式合五勺 九月分

壺石壺斗式升三合八勺 十月分

壺石壺斗式升三合八勺 十一月分

壺石壺斗式升三合八勺 十二月分

右者、当亥正月分より同十二月分迄、御扶持方天川原村ニ而

御年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上

亥

十一月

覚

鈴木 昌作
大友 彦助

西郡龍内
鈴木昌作

一米拾四石八斗八升三勺

大友彦助
那須弥平

内

壺石壹斗六升貳合五勺 正月分

同 二月分

壺石壹斗貳升三合八勺 閏二月分

壺石壹斗六升貳合五勺 三月分

同 四月分

壺石壹斗貳升三合八勺 五月分

同 六月分

壺石壹斗六升貳合五勺 七月分

壺石壹斗貳升三合八勺 八月分

壺石壹斗六升貳合五勺 九月份

壺石壹斗貳升三合八勺 十月分

壺石壹斗六升貳合五勺 十一月分

壺石壹斗貳升三合八勺 十二月分

右者、当子正月分より同十二月分迄御扶持方、天川原村御年
貢米為納継、慥ニ受取申候処、実正ニ御座候、已上

子

十一月

御扶持方 御蔵

勝山嘉兵衛

一米拾三石七斗五升六合五勺

覚

西郡龍内
鈴木昌作
大友彦助
那須弥平

内

壺石壹斗六升貳合五勺 正月分

壺石壹斗貳升三合八勺 二月分

壺石壹斗六升貳合五勺 三月分

同 四月分

壺石壹斗貳升三合八勺 五月分

壺石壹斗六升貳合五勺 六月分

壺石壹斗貳升三合八勺 七月分

壺石壹斗六升貳合五勺 八月份

壺石壹斗貳升三合八勺 九月份

壺石壹斗六升貳合五勺 十月分

壺石壹斗貳升三合八勺 十一月分

壺石壹斗六升貳合五勺 十二月分

右者、当丑正月分より同十二月分迄、御扶持方天川原村御年
貢米之内為納継、慥ニ請取申候、実正ニ御座候、以上

被
丑

十一月

勝山嘉兵衛

御扶持方 御蔵

覚

西郡 龍内
すゝき昌作
大友 彦助
那須 弥平

一米九石三斗式升四合也

内

尅石式斗六升八合八勺 正月分
尅石三斗尅升式合五勺 二月分
尅石式斗六升八合八勺 三月分
尅石三斗尅升式合五勺 四月分
尅石式斗六升八合八勺 五月分

当寅六月より同十月迄、勤前江被下置候御扶持方三人
式分五厘分

四斗八升七合五勺 六月分
四斗八升七合五勺 七月分
四斗七升尅合三勺 閏七月分
四斗八升七合五勺 八月分
四斗七升尅合三勺 九月分
四斗八升七合五勺 十月分

右者、当寅正月分より同十月分迄、御扶持方天河原村二而御
年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、以上

寅

十月
御扶持方 御蔵

勝山嘉兵衛

覚

一米拾五石四斗八升七合八勺

内

尅石式斗六升八合八勺 正月分
尅石三斗尅升式合五勺 二月分
尅石式斗六升八合八勺 三月分
尅石式斗六升八合八勺 四月分
尅石三斗尅升式合五勺 五月分
尅石三斗尅升式合五勺 六月分
尅石式斗六升八合八勺 七月分
尅石三斗尅升式合五勺 八月分
尅石三斗尅升式合五勺 九月分
尅石式斗六升八合八勺 十月分
尅石三斗尅升式合五勺 十一月分
尅石式斗六升八合八勺 十二月分

右者、当卯正月分より同十二月分迄、御扶持方天川原村二而
御年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上

安政二乙卯年

十月

御扶持方

御蔵

勝山嘉兵衛

式斗六升式合五勺

九月分

式斗五升三合七勺五才

十月分

右者、当午正月分より同十月分迄、御扶持方天川原村ニ而御
年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上

午

十月

勝山源三郎

八人七分五厘

御扶持方 御蔵

覚

覚

飯島 隼 太

那須 弥 平

平出 滋 太

中沢 嘉兵衛

西谷右衛門兵衛

那須 弥 平

平出 滋 太

中澤嘉兵衛

西谷登代平

茂木 純介

一米式石五斗七升式合五勺

内

式斗五升三合七勺五才

正月分

式斗六升式合五勺

二月分

式斗五升三合七勺五才

三月分

式斗五升三合七勺五才

四月分

式斗六升式合五勺

五月分

式斗五升三合七勺五才

六月分

式斗五升三合七勺五才

七月分

式斗六升式合五勺

八月分

一米三石九升七合八勺

内

式斗六升式合五勺

午十一月分

式斗六升式合五勺

同十二月分

式斗六升式合五勺

未正月分

式斗五升三合八勺

同二月分

式斗六升式合五勺

同三月分

式斗五升三合八勺

同四月分

式斗五升三合八勺

同五月分

式斗六升式合五勺

同六月分

式斗五升三合八勺 同七月分
 式斗五升三合八勺 同八月分
 式斗六升式合五勺 同九月份
 式斗五升三合八勺 同十月分
 右者、去未十一月分より当未十月分迄、御扶持方天川原村二
 而御年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、以上
 未十月 勝山源三郎
 御扶持方 御蔵

覚

那須 弥平
 平出 滋太
 中澤 嘉兵衛
 西谷右衛門兵衛
 茂木 純介
 一米三石三斗六升三勺
 内

式斗六升式合五勺 未十一月分
 式斗六升式合五勺 同十二月分
 式斗六升式合五勺 申正月分
 式斗五升三合八勺 同二月分
 式斗六升式合五勺 同三月分
 式斗六升式合五勺 同閏三月分
 式斗五升三合八勺 同四月分

式斗五升三合八勺 同五月分
 式斗六升式合五勺 同六月分
 式斗五升三合八勺 同七月份
 式斗五升三合八勺 同八月份
 式斗六升式合五勺 同九月份
 式斗五升三合八勺 同十月分
 右者、去未十一月分より当申十月分迄、御扶持方天川原村御
 年貢米為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、以上
 申 十月 勝山源三郎
 御扶持方 御蔵

覚

那須 弥平
 平出 滋太
 小川 範七
 鈴木 昌作
 中沢嘉兵衛
 茂木 純介
 一米三石壹斗六合五勺
 内

式斗六升式合五勺 申十一月分
 式斗六升式合五勺 同十二月分
 式斗五升三合八勺 西正月分

式斗六升式合五勺 同二月分
 式斗六升式合五勺 同三月分
 式斗五升三合八勺 同四月分
 式斗六升式合五勺 同五月分
 式斗五升三合八勺 同六月分
 式斗六升式合五勺 同七月分
 式斗五升三合八勺 同八月分
 式斗六升式合五勺 同九月份
 式斗五升三合八勺 同十月分
 右者、去申十一月分より当酉十月分迄、御扶持方天川原村御
 年貢米之内為納繼、慥ニ請取申処、実正ニ御座候、已上

酉

十月

御扶持方 御蔵

勝山源三郎

覚

一米拾石八合三才

伊藤 林内
 小川 銀造
 根本陳兵衛

五人半御用達

壺人半永扶持

此分半げん三人半

外ニ壺人七分五厘町年寄

十五人式分五厘

内

戌十月

御扶持方 御蔵

勝山源三郎

奉願口上

一私江被下置候御扶持方、当戌十一月分より来ル亥十月分迄、
 天川原村ニ而御年貢米之内、納繼ニ被成下置度奉願上候、
 以上

戌十月

御扶持方 御蔵

勝山源三郎

覚

伊藤 林内

小川 銀造

根本陳兵衛

溝口 源太

一米拾石八斗壹升四合

内

七斗八升七合五勺

七斗六升壹合三勺

壹升五合

戊十一月分
同十二月分
同月廿七日、正壹人扶持
御加持被下置候ニ付日割分

九斗六合三勺

九斗三升七合五勺

九斗三升七合五勺

九斗六合三勺

九斗三升七合五勺

九斗六合三勺

九斗三升七合五勺

九斗六合三勺

九斗三升七合五勺

九斗六合三勺

右者、去戌十一月分より当亥十月分迄、御扶持方天川原村ニ

而御年貢米之内為納繼、慥請取申候処、実正ニ御座候、已上

亥十月

御扶持方 御蔵

勝山源三郎

奉願口上

一私江被下置候御扶持方、当亥十一月分より来ル子十月分迄、

天川原村ニ而御年貢米之内納繼ニ被成下置度奉願上候、以

上

亥

十月

御元ノ御役所

覚

伊藤 林内

小川 銀造

根本陳兵衛

溝口 源太

六人式分五厘

一米拾壹石六升貳合八勺

内

九斗六合三勺

九斗三升七合五勺

九斗六合三勺

九斗六合三勺

九斗三升七合五勺

九斗六合三勺

亥十一月分

同十二月分

子正月分

同二月分

同三月分

同四月分

九斗三升七合五勺 同五月分

九斗六合三勺 同六月分

九斗三升七合五勺 同七月分

九斗三升七合五勺 同八月分

九斗三升七合五勺 同九月分

九斗六合三勺 同十月分

宜被仰上可被下候、以上

十一月

兩元 御役所

勝山源三郎

(以下、白紙)

〔翻刻1了〕

右者、去亥十一月分より当子十月分迄、御扶持方天川原村ニ而御年貢米之内為納繼、慥ニ請取申候処、実正ニ御座候、已上

子十月

勝山源三郎

御扶持方 御蔵

(挿入文書 *灰色の切紙)

「然者、当子年納次米之義、御取調被成、元石数御廻し可被下候、以上

天川原村

名主

幸右衛門 (印)

十一月廿四日

本町

勝山源三郎様 一

私義姪、松井喜兵衛取持ヲ以、当国勢多郡岩鼻御支配所、水沼村星野七郎右衛門悱長太郎女房ニ差遣申度奉願上候、此段

【翻刻2】 *前橋町年寄関係の箇所のみを掲載

四十三

(表紙)

「丙 慶応二年

安米 札渡帳

寅 七月吉日 「

人数六拾七人

三百三十五枚

七月十二日渡

三百三十五枚

同廿三日渡

三百三十五枚

八月五日渡

三百三十五枚

同十七日渡

〆千三百四拾枚

(本文より)

竈百四十六 本町

一貧家五十式軒

内家主

十一軒

借家

十式軒

内々借家廿九軒

六十九

竈拾九軒 白銀町

一貧家式拾八軒

家主

四軒

借家

五軒

内々借家拾九軒

四十式

人数百四拾九人

七百四十五枚

七月十四日渡

七百四十五枚

同廿五日渡

七百四十五枚

八月五日渡

七百四十五枚

同十七日渡

〆式千九百八拾枚

人数七拾三人

三百六十五枚

七月十二日渡

三百六十五枚

同廿六日渡

三百六十五枚

八月五日渡

三百六十五枚

同十七日渡

〆千四百六拾枚

竈四十軒 鍛冶町

一貧家式十六軒

家主

七軒

借家

三軒

内々借家十六軒

竈七十一軒 田町

一貧家四拾七軒

家主

廿一軒

借家

式軒

内々借家廿四軒

五十五

一貧家拾六軒

人数百三拾式人
六百六拾枚

七月十四日渡

家主 三軒
借家 八軒
内々借家五軒
十三

一

人数廿三人

人数五拾九人

百五十五人

式百九十五枚

七百七拾五枚

同廿三日渡

式百九十五枚

七月十二日渡

七百七拾五枚

八月五日渡

式百九十五枚

同廿三日渡

七百七十五枚

同十七日渡

式百九十五枚

八月五日渡

式千九百八十五枚

千百八拾枚

同十七日渡

竈八十六軒 連雀町

竈六十八軒 横町

一貧家五十八軒

家主 拾軒

一貧家式十式軒

家主 十一軒

借家 十五軒

借家 五軒

内々三十三軒

内々借家六軒

七十八

十六

人数百五拾九人

人数七拾人

七百九十五枚

七月十二日渡

三百五拾枚

七月十二日渡

七百九十五枚

同廿三日渡

三百五拾枚

同廿三日渡

七百九拾五枚

八月五日渡

一

人数三十八人

七百九十五枚

同十七日渡

人数百八人

同廿五日渡

三千百八拾枚

人数百八人

同廿五日渡

一人

八月五日渡

竈五十一軒 栗町

五百四拾枚

八月五日渡

五百四拾枚
同十七日渡
千九百七拾枚

竈七十九軒 板屋町
一貧家四拾壹軒

家主十四軒
借家 七軒
内々 拾軒
四十六

人数百貳拾七人

五百三拾五枚
七月十一日渡
五百八十五枚
同廿三日渡
五拾枚
同日渡

五百八拾五枚
但前々不足分
八月五日渡
五百八十五枚
同十七日渡
貳千三百四拾枚

竈七十八軒 豎町
一貧家三拾五軒

家主 四軒
借家 貳軒
内々借家廿九軒
八十
人数百貳人

五百拾枚
七月十二日渡
五百拾枚
同廿三日渡
五百拾枚
八月五日渡
貳千四拾枚
同十七日渡

竈百三十七軒 向町
一貧家八拾九軒

家主 廿八軒
借家 五軒
内々五十六軒
百十五

人数貳百拾六人

千八拾枚
七月十二日渡
千八拾枚
同廿三日渡
千八拾枚
八月五日渡
千八拾枚
同十七日渡
四千三百貳拾枚

竈百一十一軒 細澤町
一貧家八十一軒

家主 廿九軒
借家 十三軒
内々借三十九軒
百十
人数貳百四十九人

千式百七十五枚 七月十二日渡
千式百拾五枚 同廿三日渡
千式百四拾五枚 八月五日渡
千式百四十五枚 同十七日渡
ノ 四千九百八拾枚

竈四十軒 広瀬川岸

一貧家三十六軒 家主十式軒
借家 三軒
内々廿一軒
五十式

人数百拾三人

五百六十五枚 七月十二日渡
五百六十五枚 同廿三日渡
五百六十五枚 八月五日渡
五百六十五枚 同十七日渡
ノ 式千式百六拾枚

竈八十五軒 諏訪町

一貧家六十三軒 家 廿六軒
借家 十一軒
内々 廿六軒
六十五

人数百八拾七人

九百三十五枚 七月十三日渡
九百三十五枚 同廿三日渡
九百三拾五枚 八月五日渡
九百三十五枚 同十七日渡
ノ 三千七百四拾枚

竈四十五軒 萱屋町

一貧家三拾五軒 家主式十一軒
借家 五軒
内々 九軒
十九

人数百式十四人

六百式拾枚 七月十二日渡
六百式拾枚 同廿三日渡
六百式拾枚 八月五日渡
六百式拾枚 同十七日渡
ノ 式千四百八拾枚

竈八十四軒 榎町

一貧家四十一軒 家主十三軒
借家 十五軒
内々十三軒
廿九

人数百式十八人

六百四拾枚 七月十二日渡
六百四拾枚 同廿三日渡
三百四十五枚 同卅日渡

丁改

一

人数六十九人
人数百九拾七人
九百八拾五枚 八月五日渡
九百八十五枚 同十七日渡
人数七拾式人
三百六拾枚 七月十一日渡
三百六拾枚 同廿三日渡
三百六拾枚 八月五日渡
三百六拾枚 同十七日渡
人数七拾式人
三百六拾枚 七月十一日渡
三百六拾枚 同廿三日渡
三百六拾枚 八月五日渡
三百六拾枚 同十七日渡

竈八十七軒 紺屋町

一貧家三十式軒

家主十三軒
借家十一軒
内々 八軒
十七

人数九拾七人

四百六十七枚 七月十一日渡
三百拾三枚 十七日渡

一

人数五十九人
人数百五十六人

七百八拾枚 同廿三日渡
七百八拾枚 八月五日渡

七百八拾枚 同十七日渡
人数七拾式人
三百六拾枚 七月十一日渡
三百六拾枚 同廿三日渡
三百六拾枚 八月五日渡
三百六拾枚 同十七日渡

竈四十九軒 十八郷町

一貧家三拾式軒

家主十五軒
借家 壹軒
内々十六軒
三十壹

竈五十五軒 片貝町

一貧家三拾五軒

家主十六軒
借家 四軒
内々十五軒
三十五

人数九十四人

四百七拾枚 七月十三日渡
四百七拾枚 同廿五日渡
四百七拾枚 八月五日渡

貳拾枚 又兵衛渡

八月十二日 貳人次右衛門・貳人瀧造

四人菊造

同月廿日

六拾枚

一拾八人 清王寺村

七月廿一日 太田渡

百枚

一貳拾人 萩村

同廿五日 同村名主渡

百枚

八月十七日

百枚

一三人 金比羅

同月

十五枚

八月十五日

十五枚

同 十七日

十五枚

八月八日

一百五拾枚

才川村

同八月十五日

一百五拾枚

五十一人

同七月十二日

同八月二日

一貳千枚

栗嶋村 太田渡

下小出村

御差紙請取

(慶応四年)

辰三月十八日施米控

一三十 御用七十五

一廿 御用六十四

一廿 御用六十六

一三十 御用八十一

百俵

下中

藤川

力丸

後閑

勝宗分

一三十 松井廿壹

一三十四 松十九

一三十 田廿貳

一三十 松十六

一六俵

後閑

両家

後閑

藤川

野本林兵衛出有由

百三拾俵

五拾俵 勝見 条八
内四十俵 荒井 久七
十五俵 野本林兵衛
廿五俵 横川十右衛門

一式十 御用百十一 龍門
一三十 御用百十八 六供
一三十 三川四十式 中内
一式十 三川五 朝倉
百俵 下村善右衛門分

(左の項目は貼り紙の下にあり)
一三十 松井十六 藤川
行 近条分

一三十 御用百四十六 上泉
一式十 同八十式 上佐鳥
一式十 同百三十 上八崎
一三十 同百七十七 後閑
百俵 藤井分

(左の項目は中央付近に丸印あり)
一式十五 田中三十四 小坂子
帰ス 加藤永八分

一六十 (獄吏カ) 古く里ニ出有之分
一廿 勝七 徳丸
一式十 同四十一 下大嶋
百俵 市村良助分

一三十 御用百五十九 小坂子
一式十 同百七十六 東片貝
一式十 御用百三十式 上箱田
一三十 勝山拾壹 筑井
百俵 五十嵐分

一式十 三川三十五 田口
一三十 田中十六 上日高
一式十 同十八 漆原
一三十 御用百十九 古市
百俵 三川伊平分

百俵 江原宅江いせ崎米出有之由
江原由右衛門分

一五拾俵 太田只右衛門方ニ出有之分
太田分

一

一五十

五拾俵

上長磯

関文七分

一廿 田中三十九 両家

百拾俵

内百俵

勝山源三郎分
田部井惣助分

一三十 田中廿九

内十

十五

差引五俵

下佐鳥
澤儀右衛門分
横山孫七分

御切割願

一三十 松廿式

一廿 同三十式

一廿 田三十

一三十 同廿四

房丸
阿内
藤川
力丸
松井文四郎分

一三十 御用百八十

一五

三拾五俵

式拾五俵

拾俵

一十五俵

八木原

藤常ニ出し有之分

加藤永八分
藤井常造分
竹内方ニ出し有之由

竹内勝造分

慶応四辰三月町々貧窮人

一調施米之覚

一三五五十八人 諏訪町

本組五十五軒 式百四十四人

内々四十式人 (軒力) 百十式人

老入者 式人

一拾五俵

日高利吉方ニ出し有之由
日高利吉分

一三十 勝式十六

一三十 同三十一

一三十 同三十

ミや地

新堀

力丸

此米 九拾八俵老斗八升

一貳百七人 榎町

本 四十貳軒 百五十六人

内々廿軒 四十六人

耆人者 五人

此米 五十六俵三斗七升

一三百九十五人 細澤町

本 五十六軒 貳百十五人

内々五十八軒 百七十六人

耆人者 四人

此米 百八俵貳斗五升

一七十七人 白銀町

本 拾軒 廿七人

内々十九軒 四十六人

耆人者 四人

此米 廿一俵七升

一貳百七拾人 田町

本 四十八軒 百六十六人

内々三十貳軒 九十七人

耆人者 七人

此米 七十四俵壹斗

一百九十三人 天川町

本 五十四軒 百五十七人

内々十貳軒 百六人

耆人者 拾人

此米 五十三俵三升

一百八十六人 片貝町

本 廿七軒 百人

内々三十一軒 八十貳人

耆人者 四人

此米 五十一俵六升

一百六十貳人 横町

本 三十五軒 百十八人

内々十七軒 四十四人

耆人者 なし

此米 四十四俵貳斗貳升

一百四十七人 十八郷町

本 三十一軒 八十九人

内々廿軒 五十六人

耆人者 貳人

此米 四十俵壹斗七升

一四〇式人 向町

本 五十五軒 百八十式人

内々八十軒 式百十六人

壹人者 四人

此米 百拾俵式斗式升

一九十六人 葉町

本 十七軒 八十人

内々七軒 十五人

壹人者 壹人

此米 廿六俵壹斗六升

一式百式拾人 板や町

本 四拾軒 百四十一人

内々三十一軒 七十四人

壹人者 五人

此米 六拾俵式斗

一百廿三人 豎町

本 十三軒 四十七人

内々廿七軒 七十三人

壹人者 三人

此米 三十三俵三斗三升

一百八十四人 廣瀬川岸

本 廿式軒 百七人

内々廿九軒 七十五人

壹人者 式人

此米 五拾俵式斗四升

一式百四十七人 天川新町

本 五十五軒 百五十八人

内々廿九軒 七十五人

壹人者 十四人

此米 六十七俵三斗七升

一六十五人 かち町

本 十一軒 三十式人

内々拾式軒 廿九人

壹人者 四人

此米 十七俵三斗五升

一式百三十一人 連雀町

本 三十七軒 百四十人

内々四十一軒 八十九人

壹人者 式人

此米 六十三俵式斗一升

一百七十六人 加や町

本 三十五軒 百四十一人
内々十式軒 三十式人

耆人者 三人

此米 四十八俵一斗六升

一百五十六人 中川町

本 三十式軒 百拾人

十六軒 三十八人

耆人者 八人

此米 四十式俵三斗六升

一二百四十一人 本町

本 六十式軒 式百廿三人

内々三十八軒 百十四人

耆人者 四人

此米 九十三俵三斗一升

一式百九拾人 紺や町

本 五十六軒 百七十式人

内々四十式軒 百式人

耆人者 十六人

此米 七十九俵三斗

千四百八軒 内 本組七百九十三軒

内々六百十五軒

四千五百廿六人

内 式千八百五人 本組

千六百十七人 内々借家

百四人 耆人者

石数 千式百三拾三俵 四石六斗六升

為俵 千式百四拾四俵 式斗六升

外二式拾五俵 粟嶋江遣候分

又

千式百六拾九俵式斗六升也

(明治二年)

巳九月調町々難渋人

鍛冶町

三両式分 銀兵衛借家

音吉七人

式両式分 根岸嘉吉借家

勘造五人

式兩 同人借家

八兩也

半造四人

壹兩式分

同

半右衛門後家壹人

幸四郎三人

白銀町

式兩

安右衛門借家

米吉四人

壹兩式分

勝二郎借家

もん三人

末江付遣ス

廣造後家式人

向町

(向町の項の中央部に大きな丸印あり)

三兩式分

板や町

壹兩式分

家主

長吉三人

八兩式分

平三郎九人

廣瀬川岸

定吉三人

永造五人

式兩

同

政五郎四人

壹兩

諏訪町

茂吉借家

壹兩式分

同

直吉三人

三兩

家主

佐兵衛式人

式兩

同

弥八後家四人

三兩式分

同

金太郎六人

七兩

勝次郎七人

式兩

同

竹次郎四人

豎町

式分

同

九兩貳分

かや町

貳兩貳分

勝七郎五人

貳兩

松造四人

三兩貳分

十五郎七人

壹兩貳分

金七三人

九兩貳分

榎町

三兩貳分

藤五郎七人

三兩

源之助六人

三兩

長次郎六人

四兩

平造八人

三兩貳分

七三郎七人

十七兩

紺屋町

三兩

三兩貳分

吉之助借家

音吉六人

与平貳人

貳兩貳分

與惣次五人

貳兩

家主

三兩

勝七郎四人

孫太郎六人

貳兩

清次郎四人

三兩

同

貳拾兩貳分

壹兩

熊造借家

六軒

三兩

喜八貳人

三兩

家主

平兵衛六人

十八郷町

貳兩

熊吉四人

壹兩貳分

忠次郎三人

貳兩

峯五郎後家四人

貳兩貳分

善次郎五人

貳分

新造後家壹人

貳兩

四方吉四人

貳兩

市五郎借家

貳兩

熊吉四人

十四兩貳分

信次郎四人

片貝町

壹兩

とみ貳人

貳兩貳分

国造五人

壹兩貳分

三次三人

三兩貳分

龜吉七人

一兩貳分

長造三人

ノ拾兩

ノ五兩

喜兵衛貳人

壹兩

中川町
家主

岩吉貳人

葉町

難渋人なし

貳兩

ノ三兩

濱吉後家四人

壹兩

横町

あさ借家

五兩

天川新町
家主

嘉平次拾人

壹兩貳分

清八借家

四兩

同

茂助八人

三兩貳分

家主

惣太夫三人

貳兩貳分

同

吉兵衛五人

ノ六兩

源造七人

ノ十一兩貳分

三兩

天川町
同

熊五郎六人

貳兩

幸七四人

壹兩

同

ノ五兩貳分

才助三人

勝次郎四人

向町

壹兩
廣造後家貳人

貳兩貳分
與助五人

三兩貳分
竹次郎七人

四兩
由造八人

三兩貳分
祐次郎七人

一兩貳分
佐吉三人

ノ十六兩

田町

壹兩
音吉貳人

三兩
富五郎六人

貳分
きん壹人

ノ四兩貳分

連雀町

貳兩
筒井登代吉店

竹八四人

ノ

細澤町

壹兩
米太郎貳人

壹兩
ふき貳人

壹兩
とき貳人

壹兩
卯兵衛貳人

壹兩貳分
正助三人

ノ五兩貳分

ノ七十八軒
人数三百四拾三人

人数三百四拾三人

貧家七拾七軒
米壹俵宛
四斗入

米七拾七俵

壹斗貳升替

代貳百五十六兩貳分貳朱
貳匁五分

人数三百三十八人

四拾人

壹人ニ付貳百疋ツ、手当

金百七拾壹兩貳分

六十九兩也

貳口

ノ四百貳拾五兩貳分貳朱
貳匁五分

外二

(カ、虫損)

七貫七百分

明俵七拾七俵代

九貫文 唐箕不起、九人二而半五郎手間代
十式貫九百廿四文 町々名主江遣し候賃錢

又
四百式十五兩式分式朱
式匁五分

廿九貫六百廿四文
内 安米残り金

九十三兩壹分三朱 元利共

三匁 三百八十一文

四拾四兩式分也 錢相場通、御下ケ金

差引為金

金式百九拾兩式分一朱 四百七文

入 松井 文四郎
入 勝山 源三郎
入 同 宗三郎
入 竹内 勝造
入 下村善右衛門
入 関 文七
入 横川十右衛門
入 藤井 新兵衛
入 加藤 永八

右拾式人より
式拾四兩式朱一朱 式百九拾壹人文

入 太田唯右衛門
入 市村 良助
入 江原由右衛門

明治二己巳年

十月廿五日

御役所江御書上之覚

一貧民四千人 一日二付、白米三合積
玄米一日二付、拾三石六斗三升五合
壹ケ月

玄米四百九石五升
此白米三百六拾石 但、壹割式分減

一玄米四百九石五升
壹斗式升見込

代三千四百八兩三分也
内 白米三百六拾石

壹升壹朱買
兩二壹斗六升替

代貳千貳百五拾兩也

差引

金千百五拾八兩三分也

四ヶ月分

ノ金四千六百三拾五兩也

足し金

右者、凡見込書ニ御座候、以上

出金連名

一 五百兩 下村善右衛門

一 四百兩 (朱点) 藤井 新兵衛

一 四百兩 江原由右衛門

一 三百五拾兩 勝山 宗三郎

一 三百五拾兩 市村 良助

一 三百五拾兩 五十嵐喜兵衛

一 三百兩 松井 文四郎

一 三百兩 勝山 源三郎

一 貳百五拾兩 関 文七

一 貳百兩 加藤 永八

一 百七十五兩 竹内 勝造

一 百五拾兩 三川 勝太郎

一 百五拾兩 荒井 久七

一 百貳拾五兩 横川重右衛門

一 百兩 太田唯右衛門

一 七十五兩 福本 又造

一 六拾兩 須田 傳吉

一 六拾兩 荒井 友七

一 五拾兩 田部井 惣助

一 五拾兩 久野 長次郎

一 貳拾五兩 根岸 嘉吉

一 貳拾五兩 大嶋 喜兵衛

一 貳拾五兩 中嶋政右衛門

一 貳拾五兩 田主 善兵衛

一 貳拾五兩 横山 孫七

一 貳拾五兩 藤井 常造

一 貳拾五兩 澤 儀右衛門

一 四千五百七拾兩也

一 四拾兩也 中嶋 永六

穀屋行司より

上ヶ札之覚

(慶応二年カ)

寅七月六日

一 (割印) 九千三百八枚

同八月七日

- 一 (割印) 千七百五十四枚
- 同十一日
- 一 (割印) 千百六拾四枚
- 同十三日
- 一 (割印) 三千九百拾八枚
(同、または同日、以下同じ)
- 一 (割印) 壹万九十九枚 貳万六千貳百四十枚
- 同九月五日
- 一 (割印) 貳千三百五十六枚
- 一 (割印) 六千五十枚
- 一 (割印) 五千六百廿五枚
- 同月七日
- 一 (割印) 八千貳百四拾枚 四万八千五百十六
- 同月廿七日
- 一 (割印) 貳千三百枚
- 一 (割印) 貳千三百廿三枚
- 同卅日
- 一 (割印) 千九百九十八枚 五万七千百三十七
- 同十一月廿八日
- 一 (割印) 九百八十八枚

- 辰四月十八日
- 一 (割印) 四百九十六枚
- 〆 五万六千六百貳十一枚

寅七月九日願米 白米三斗七升見込
一米千五百俵 札数 五万五千五百枚

内
一米五百俵

代八百五兩三分貳朱 六百三十六文

但玄米壹割切二而、白米壹升三百文売上ケ之相場ヲ以、
御上より右五百俵者御払ニ相成候事

米千俵

四俵五分

代貳千貳百貳拾貳兩三朱 貳百貳十五文

二口

〆 三千貳拾八兩壹朱 八百六十一文

右

千五百俵 市中穀屋より六俵替ニ而取立分

代貳千五百兩也

差引

五百貳拾八兩壹朱 八百六拾壹文

七拾壹兩三分 五拾文

当町小売直段壹升七百文ツ、

三百文売壹升四百文ツ、足金

御蔵米三拾貳俵分

足し金

札数千八百八十四枚

此ノ四百文

米壹斗一升、当時七百文売之所、三百文ニ而売遣候
相場違、穀屋行司江遣ス

札数

ノ五万六千六百九十五枚

四兩貳分ト

羽織屋

百七十八文

長左衛門殿

仙花代

壹兩壹分貳朱

白子屋

三匁五分

傳吉殿

三百八十貳文 同断

ノ六百五兩貳分三朱 五貫八百七十七文

六■

為金六百六兩貳分一朱 百五文

拾五人出金

七百五拾兩也

百四拾三兩壹分貳朱 三百七文

内

貳十六兩貳分貳朱 貳百七十貳文

穀屋行司預り之分

差引

百拾六兩三分ト三十壹文

勝山預り (利)

壹兩壹分貳朱・壹匁八分一厘

勝山分寅年り足

十一兩貳分貳朱・三匁

同 卯年分り足

元り

ノ百三十貳兩貳分貳朱・七匁四分三厘

内 辰三月施米之節、足し米

米三拾九俵 貳斗六升

五俵五分

代七十貳兩・五匁四分五厘

差引

六拾兩貳分貳朱・壹匁九分八厘 錢三十壹文

勝山預り

外ニ

貳十六兩貳分貳朱・貳百七十貳文

穀屋行司預り分

内 施米請之節

貳兩貳分也 飯料かうしや持

(一) または「口」の意カ、次も同じ)

一 ■ 貳百文帰り

使

壹兩貳分

福次郎

祐助

壹分貳朱

右万人施米之節、使ニ諸方江為歩行候ニ付遣ス

一 ■ 四百文

同断之節

羽織や長左衛門蠟燭代

引

引 廿貳兩壹分

八百七十貳文

辰閏四月五日預り

又口

引 八十貳兩三分貳朱・壹匁九分八厘 九百七文

六兩貳朱六匁

辰四月より同十二月迄り足

引 (印) 八十九兩三朱・三百八十一文
(「巳」の円朱印)

藤井 新兵衛

加藤 永八

三川 伊平

串田 奎祢

関 文七

松井 文四郎

勝山 源三郎

同 宗三郎

下村善右衛門

勝見 糸八

竹内 勝造

市村 良助

江原由右衛門

太田唯右衛門

田中 清六

引 拾五人

壹人ニ付、金五拾兩ツ、出金

七百五拾兩也

七月九日より十日迄

米札出来高

貳萬五千貳百五拾枚

内

三百六拾枚

十八郷

六百枚

天川

三百三十五枚

かち町

四百六十七枚

紺や町

五百三十五枚

板屋町

三百五拾枚

横町

三百六十五枚

白かね町

六百四拾枚

榎町

六百貳拾枚	かや町
四百貳十五枚	中川町
ノ 四千六百九十七	
七百九十五枚	連尺町
千貳百七十五枚	細沢町
五百六十五枚	廣瀬川岸
五百拾枚	豎町
貳百九十五枚	栗町
千八拾枚	向町
六百四十五枚	天川新町
九百三十五枚	す八町
一萬〇七百九十七	
四百七拾枚	片貝町
千枚	栗嶋分
七百四十五枚	本町
六百六拾枚	田町
一万三千六百七十枚	
貳拾枚	国領村
三百拾三枚	紺屋町
七月十七日出来	壹万四千五枚
七千五百枚	追渡
百枚	清王寺村
同廿三日	
千八拾枚	向町

三百三十五枚	かち町
五百八拾枚	天川町
五百拾枚	立町
六百四十五枚	天川新町
七百九拾五枚	連雀町
五百八拾五枚	板屋町
九百三拾五枚	諏訪町
五拾枚	板屋町
六百四拾枚	榎町
六百貳十枚	かや町
三百五拾枚	横町
五百六十五枚	廣七河岸
七百七十五枚	田町
四百廿五枚	中川町
三百六拾枚	十八郷町
千貳百拾五枚	細沢町
七百八拾枚	紺屋町
貳百九十五枚	栗町
貳万五千六百四十五枚	
百九拾枚	横町
七百四十五枚	本町
四百七拾枚	片貝町
三百六十五枚	白かね町
百枚	萩村
	前之不足分

拾五枚 金比羅様

貳万七千五百三拾枚

七月廿五日より廿七日迄出来高

貳万貳千八百枚

百五拾枚 才川村

三百四十五枚 榎町 追渡

八月二日

千枚 栗嶋村 太田渡

同日

四拾枚 国領村 名主渡

同五日

拾五枚 金比羅様

千八拾枚 向町

五百拾枚 豎町

六百廿枚 かや町

七百八拾枚 紺屋町

千貳百四十五枚 細沢町

七百九十五枚 連雀町

三百六拾枚 十八郷町

四百貳拾五枚 中川町

四百七拾枚 片貝町

五百四拾枚 横町

九百八十五枚 榎町

六百四十五枚 天川新町

貳百九十五枚 栗町

五百九拾枚 天川町

七百四十五枚 本町

五百八十五枚 板や町

七百七十五枚 田町

三百六十五枚 白かね町

三百卅五枚 白かね町

五百六十五枚 廣瀬川岸

九百三十五枚 諏訪町

四万貳千七百貳拾五

百五拾枚 下小出村

七百四拾五枚 本町

三百三十五枚 かち町

三百六十五枚 白かね町

七百七十五枚 田町

七百九十五枚 連尺町

貳百九十五枚 栗町

五百四拾枚 横町

五百八十五枚 板屋町

五百拾枚 豎町

千八拾枚 向町

千貳百四十五枚 細沢町

五百六十五枚 廣瀬川岸

九百三十五枚 す八町

六百貳拾枚 かや町

九百八十五枚

榎町

七百八拾枚

紺屋町

三百六拾枚

十八郷町

四百七拾枚

片貝町

四百廿五枚

中川町

六百四十五枚

天川新町

五百九拾枚

天川町

五万六千五百貳拾枚

八月十七日

千貳百枚

六拾枚

国領村

百枚

萩村

拾五枚

金比羅様

札渡高

五万六千六百九十五枚

一元金八拾九兩三朱

三百八十一文

壹兩壹分三朱

(明治二年カ)

巳正月二日

三匁

式ヶ月分り足

巳三月

一内三拾三兩也

錢金立替

貳兩三分一朱

同三月より八月迄元金五拾六兩

壹分、六ヶ月分り足

元り

六拾兩壹分三朱 三匁貳百八十一文

一貳千七百七拾五貫五百文

此金貳百三十壹兩壹分也

外壹兩三分 小遣人江遣申候

金貳百三拾三兩也

内貳百兩 御上御拝借

三拾三兩 安米方立替

一右錢拾貫文替ニ而上納

為金貳百七拾七兩貳分也

内貳百兩也 御拝借返納

差引 七拾七兩貳分也

二口

百三拾八兩卜 貳百五十七文

安米売場

本町

片貝町

元右衛門

藤右衛門

仁兵衛
文右衛門

久助
中川町
卯平次

三十三枚

林兵衛

栞町

利吉
久吉

天川新町

和平

(裏表紙)

「町年寄」

連雀町

助四郎

天川町

源造

白銀町

九兵衛

かや町

与兵衛

板屋町

永次郎

横町

清七

諏訪町

次兵衛

細沢町

新兵衛

喜作

只右衛門

常造

傳兵衛

廣瀬川岸

伊助

大渡町孝八

大渡町

向町

桑造

堅町

源吾

孫右衛門

孝助

「翻刻2了」

【業務報告】群馬県公文書等の管理に関する条例の制定と群馬県立文書館における取組みについて

公文書係 石田祥一

1 はじめに

群馬県立文書館（以下「文書館」という。）は昭和57年11月に全国で8番目の文書館（公文書館）として開館した。平成7年9月には書庫増築工事（新館）が竣工し、地下2階・地上3階建て、書架延長：26,669 m（全国3位）の施設として現在に至っており、令和4年度には40周年を迎えた。

所蔵している公文書は、知事部局等実施機関から引き継いだ簿冊が約41,000冊、行政資料等が約55,000冊である。中でも特徴的な資料として平成22年に国重要文化財に指定された「群馬県行政文書」17,858点がある。これは京都・山口・埼玉に次ぐ、全国で4番目の指定となっている。

年間の来館者数は、この数年新型コロナウイルスの影響で減少しているが、令和3年度実績で4,200人の来館があった。これ以外に、群馬県庁からほど近い立地条件（前橋市文京町）もあり、職員の利用も多い。

平成23年4月に「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）が施行されてから10年余が経過したが、本県においても、令和3年4月から「群馬県公文書等の管理に関する条例」（令和2年条例第15条。以下「条例」という。）が施行され、これにより条例第8条第1項に規定する歴史公文書等に該当する公文書（特定歴史公文書等）の、各実施機関から文書館への移管事務が令和3年度から開始された。

本稿では、まず条例の概要と文書館で条例施行前に行われた準備作業について述べ、次に条例施行後の令和3年度と令和4年度に実施された特定歴史公文書等の移管事務を中心に振り返る。現場で実際に発生した様々な事象や問題とそれに対して各実施機関及び文書館でどのような対応がなされたかを紹介することで、将来、条例施行時の実情などを調べる際の参考資料となることを期待したい。

2 条例の制定経緯と概要

現在の条例は、群馬県議会（令和元年第2回定例会…令和元年5月24日）での答弁において、当時の大澤正明知事から、県全体での統一した条例制定の意思表示がなされたことに端を発する。その後、令和元年6月・7月に庁内各実施機関が参集して群馬県公文書管理条例検討会議が開催され、条例案の検討がなされた。その後、令和2年2月の第1回定例県議会に条例案が上程、令和2年3月に条例制

定となり、令和3年4月から施行された。

この条例制定に至る背景としては、①公文書に関する社会的な出来事（自衛隊の日報廃棄や国有地売却に関する公文書の改ざん疑惑など）が相次ぎ、公文書の管理に世間の注目が集まっていたこと、②公文書管理法が地方公共団体に対して保有する文書を適正に管理する施策をとるよう努力義務が課されたこと、③本県において、公文書を歴史的価値があるものとして収集し、保存するかどうかは、文書館が独自に設けた基準に基づいて行われており、客観性・透明性の確保に課題があったこと、などが挙げられる。

条例施行前の文書管理制度は各実施機関の規程（訓令・知事部局であれば「群馬県文書管理規程」）に基づいて行われていた。地方自治法第14条（昭和22年法律第67号）では「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、（中略）条例によらなければならない。」と定めている。文書管理制度自体は、県民に義務を課し、権利を制限するものではないため、必ずしも文書管理制度を条例で定める必要はないが、条例により定めることで、各実施機関の文書管理制度を規律し、県民への説明責任を全うしようとする県の姿勢が明確となった。

歴史的価値のある文書を保存する文書館の立場から、条例の特徴を捉えると、①保存期間が満了した公文書を歴史的価値があるもの（以下「歴史公文書等」という。）とし、文書館で永年保存するか否かは、条例に基づいて各実施機

関が定める公文書管理規程等により各文書作成所属が判断し、廃棄する文書はその妥当性について文書館の意見を聴くこと、②文書館に移管された歴史公文書等は、劣化が極限まで進み、全く判読不可能となるまで保存すること、③実施機関は知事部局のほか、企業局、病院局、教育委員会など計15機関となり、地域機関・専門機関も含むこと、④特定歴史公文書等（各実施機関から文書館に移管された歴史公文書等）の県民等への利用請求権が定められ、また特定歴史公文書等を県民が利用する際に、利用の決定等を行う処分庁を教育委員会、決定に対する審査庁を知事という異なる機関とすることで、県民の権利に対する客観性や中立性を担保したこと、の4点が挙げられる。

3 条例施行に伴う事前準備

令和3年4月の条例施行に向け、令和2年度に、各実施機関と文書館において以下の準備作業を行った。

（1）各実施機関における歴史公文書等の判断基準の整備
各実施機関において、公文書管理規程等により、公文書が歴史公文書に該当するか否かの判断基準が策定された。

例えば知事部局では、群馬県公文書管理規程の別表第2において公文書の類型ごとの「移管」、「廃棄」の判定基準を示した上で、職員が当該基準を適切に運用できるように、「歴史公文書等の移管に係る選定方針」（令和3年5月17日総務事務管理課長通知別添資料）を定め、公文書の類型

毎の詳細な説明や該当する文書の例等を示した。

(2) 文書館への文書の搬入方法の変更

条例施行前は、知事部局の県庁内の所属のみを対象とし、文書館の職員が県庁に出向いて文書を持ち帰っていたが、条例施行後は、地域機関や警察本部等の実施機関も対象となったため、各実施機関の職員が文書館の職員のチェック等を経ずに直接文書館に文書を搬入することとした。

(3) 文書館における人員の確保

条例施行により、文書館での文書の受入れ元となる機関が増加し、各機関との協議、調整、移管文書の審査・補修・公開目録作成等の業務増が見込まれることに加え、これらの業務を1年以内に完了し、排架する義務が課せられることとなった。このため、文書館において職員の増員要求を行った（その結果、令和3年度から公文書係に正規職員1名が増員された。）。

(4) 関係規則等の整備

条例の施行に合わせ、「群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則」や「群馬県立文書館の管理運営に関する規則」、「群馬県特定歴史的公文書等の利用等に関する要綱」等の改正、新設等を行った。

(5) 目録の整備等

前述のとおり、文書館は、独自の基準により歴史的価値があると判断した公文書を収集（以下「収集文書」という。）していた。ただ、令和2年度時点では、収集文書の審査（文

書に個人情報等利用制限事由に該当する情報が含まれている場合は、その部分に袋掛け等の被覆を行う作業等。以下同じ。）、目録の作成など、公開に必要な作業が完了していなかったため、条例施行に向けたこれらの作業の実施に多大な時間を要することとなった。

(6) 文書目録検索システムの改修

文書館では、県民等がインターネットで目録を検索できるように、文書目録検索システムを公開していたが、条例施行により、県民等が文書の利用請求を行う様式が改正されたため、必要なシステム改修を行った。

4 条例に基づく公文書の移管事務

(1) 令和3年度における移管事務

令和3年度は、条例施行後の最初の移管が行われた。その概要は以下のとおりで、各実施機関及び文書館とも試行錯誤を繰り返しながらの作業となった。

なお、各項目に付記した日付は、知事部局における作業期間又は作業日である。

ア 歴史的公文書の評価・選別（5月6日～5月24日）

廃棄対象となった公文書について、各文書作成課が歴史的公文書等に該当するかどうかを選定基準に基づいて判断した上で、移管文書リスト及び廃棄文書リストを作成し、各実施機関の文書主務課（以下「文書主務課」という。知事部局の場合、総務事務管理課）を通じて文書

館に提出した。

イ 文書館による移管の確認と適正化（5月26日～6月16日）

文書館は、アで作成されたリストを確認し、公文書管理条例に基づき、廃棄の判断が適切でない場合には、文書主務課を通じて文書作成課に対して移管を指示した。

また、移管の判断が適切でないと考えられる場合には「助言」として、文書主務課を通じて文書作成課に対してその再確認を依頼した（「助言」は、条例の規定に基づくものではないが、初めての移管であることを考慮して実施した）。

ウ 各実施期機関から文書館への移管文書の搬入

各文書作成課は、移管文書を文書主務課に引き渡し（7月2日～7月21日）、文書主務課が文書館に搬入した（8月24日～8月25日）。

エ 燻蒸、仮排架及び審査の開始

- ・ 酸化エチレンガス等による燻蒸の実施
- ・ 仮排架用書庫への搬入及び仮番号の附番
- ・ 文書の審査の実施

オ 不備がある移管文書の補正の実施（令和3年11月末～令和4年2月）

審査中に文書の不備が確認されたものは、文書主務課を通じて文書作成課に補正の実施を依頼し、補正（作業は、文書館内又は各文書作成課へ持ち帰って実施）が完

了したものについて、文書館で再審査を実施した。

なお、文書の不備の例には、以下のようなものがあつた。

① 簿冊（冊子やファイルボックス等に編綴された文書の管理単位をいう。以下同じ。）に、文書管理台帳（簿冊に含まれる起案文書及び供覧文書の件名等の一覧）が添付されていない。

② 文書管理台帳に記載されている文書が簿冊に編冊されていない。

③ 文書管理台帳に記載されていない以下のような文書が簿冊に含まれている。

- ・ 配布用の行政資料等の資料
- ・ 個人情報等が記載された書面
- ・ 他の簿冊に編冊されるべき起案・供覧文書

カ 令和3年度移管文書の確定（令和4年3月8日）

文書主務課から文書館に対し令和3年度移管文書目録が送付された。

キ 県民への公開（令和4年12月10日）

- ・ 簿冊に正規の文書番号を附番
- ・ 簿冊を仮排架用の書庫から正規の書庫に移動
- ・ 文書の件名等を検索用目録システムに搭載し、県民への公開を開始

（2）令和4年度の様況

令和3年度に、移管文書の不備の補正のために多大な時間を要した反省を踏まえ、令和4年度は、以下の対策を行った。

①ファイルボックスの形式での移管を認めないこととし、ファイルボックスに整理されている文書は冊子に編綴し、また、文書管理台帳の添付を徹底するよう、文書主務課から各文書作成課に周知・徹底した。

②各実施機関が文書館に移管文書を直接搬入する方式をとりやめ、文書館職員が各実施機関に出向き、移管文書に不備がないかを確認し、不備のある場合はその場で補正を依頼した上で、補正が完了したものを引き取る方式に改めた。

これらの対策により、令和4年度には移管文書の補正は全く発生せず、文書館での各種の作業も順調に推移し、文書管理条例で規定された排架の期限(移管文書目録の送付から1年となる令和5年11月)を待たず、令和5年5月には排架を完了する見込みである。

なお、知事部局における移管事務の実施状況は、下の表のとおりである。

5 今後の移管事務に関する諸課題

(1) 歴史公文書等の評価・選別における精度の向上

現在、文書館では、担当職員2名が、2〜3週間の期間で、各文書作成課が作成した廃棄文書リストに記載されている書目名(冊子の背表紙の記載内容)と、各実施機関の歴史公

	期間	実施内容
1	令和4年4月25日～5月16日	各文書作成課で移管文書リストと廃棄文書リストを作成。
2	令和4年5月17日～6月2日	文書館でリストに基づいた移管の適正化を実施
3	令和4年6月3日～6月22日	文書館と各文書作成課での移管・廃棄の調整期間
4	令和4年7月1日～7月22日	移管文書を文書館職員が確認の上引き取り、燻蒸、仮排架、審査等に着手
5	令和4年11月1日	文書主務課から令和4年度移管文書目録が送付
6	令和5年3月	目録作成が完了、審査を継続中
7	令和5年5月	県民に公開予定

文書等の選定方針とを照らし合わせ、移管・廃棄の適否等の判断を行っている。

一方、他の地方公共団体には、本県より精度の高い評価・選別手法をとっている団体がある。

例えば、鳥取県立公文書館では、17名の職員が、半年程度の期間をかけて、以下のステップで評価・選別作業を行っている。

①選別基準に基づくキーワードにより廃棄が適当な文書を

機械的に除外

②①以外の文書について、職員が書庫に向いて現物を確認し、文書の内容等をパソコンに入力して持ち帰る。

③②の情報を基に、移管・廃棄の適否に係る文書作成課との調整を行う。

しかし、文書館においては、評価・選別作業に割くことのできる職員数が少なく、また、実施機関側から、2〜3週間という短い期間での実施を求められることから、現在の手法が限界であり、鳥取県のような取り組みは不可能である。

文書館が条例の求める歴史公文書等の保存と利用の責務を十分に果たすためには、より多くの人員を確保し、また、各実施機関の協力を得て、評価・選別に係るスケジュールを確保するための取り組みが必要となっている。

一方、各実施機関による文書作成時の評価・選別の精度が向上すれば、文書館による廃棄時の評価・選別と相まって、群馬県全体としてさらなる精度の向上が見込めることから、各実施機関におけるより選別・評価がしやすいような基準づくりや、文書管理に関する職員の教育の充実等の取組に期待したいところである。

(2) 担当職員間でのノウハウの共有

評価・選別作業は、担当職員で相談しながら行っているところ、スケジュールの制約等から、職員個人の判断に委ねざるを得ない状況が発生しているが、職員によって判断に差が出ることは好ましくないため、マニュアルの作成等によるノ

ウハウの共有が必要である。

なお、文書の審査における利用制限事由への該当に係る判断については、令和3年度以降、疑義が生じた際には審査担当者会議に付して協議し、結果を共有する取組を開始している。今後は、その結果のデータベース化等による情報共有の促進が必要であろう。

6 おわりに

現在、各実施機関では電子公文書の作成が急増している。電子公文書の作成に用いられている総務事務システムの令和5年2月現在の状況を確認したところ、1月あたり15GB程度の電子データが増加している状況にあるという。

今後、これら大量の電子公文書が歴史公文書等として文書館に移管される時代が到来する。

そのとき、①受入れの手段・媒体をどうするか、②原本性、見読性を保ちつつどのように長期保存していくか、③文書館での利用制限事由に該当するか否かの審査作業をどのように行うか、また個人情報などの非公開処理をどのように電子公文書上で実現するか、④どのような手段で県民に公開するか、といった課題を解決する必要がある。

例えば、長期保存の観点では、紙の公文書なら書庫の温湿度管理等を適切に行っていけばよいところ、電子公文書の場合、ストレージ技術の陳腐化や世代交代に対応し、新たな媒体に定期的に複製するなどしていかなければならないとい

う、かつて経験したことがない課題に直面することになる。一方、各実施機関では、令和5年12月に次期文書管理システムの稼働が予定されているため、文書館においても、これらの課題への対応方針を早急にとりまとめる必要がある。

国や他の地方公共団体の状況を見ると、国（国立公文書館）では、これらの課題に対応した情報システムが導入されているが、他の地方公共団体では検討が開始されているレベルであり、地方公共団体で広く用いられているパッケージシステム等も存在しない。

このため、手探り・試行錯誤にならざるを得ないが、引き続き国や他の都道府県の動向を注視しつつ、人員、施設、予算など、限られた資源を最大限活用し、できるところから取り組んでいく必要がある。

文書館の開館から40年が経ち、条例の施行から2年が経過した。さまざまな課題を抱えているが、今後も着実な取り組みを続け、特定歴史的公文書等という知的資源を適切に受入れ・保存・管理して、県民の利用に供するという役割を果たしていけるよう、尽力したい。

文書館収蔵「天明浅間山大噴火関連史料」について の考察

「浅間山焼覚」・「浅間山焼け抜けたる図」等の検討

古文書係 関口 荘右

はじめに

令和四年（二〇二二）四月、筆者は、県立文書館 長期古文書講座・近世特論（計三回、各二時間）を担当させていただいた（講師は通算十回目）。「近世特論」は、収蔵する寄贈・寄託古文書（原本）の中から比較的読み応えのある中・上級者向けの古文書一〇二点を選定し、それらをテキスト古文書として実施する講座で、令和三年度（二〇二一年度）から開催している（今年度は二回目）。早速、同年十一月の講座実施に向けて、史料の選定に入った。

二〇二二年は、天明三年（一七八三）浅間山大噴火災害から二四〇回忌に当たる。この前年、二〇二二年十月中旬、嬭恋村郷土資料館の関俊明館長の呼びかけで、県内の博物館・資料館等をもつ各自自治体の担当者十数名（筆者含む）が、浅間山・鎌原地区が見渡せる同館三階展望会議室に集まった。そこで、二〇二二年八月から翌年七月にかけて、各館連携による「浅間山大噴火から二四〇年・天明三年を語り継ぐ」の展示会・講演会を企画し開催することで話がまとまり、案を各館へ持ち帰って上層部に諮ることになった。

た。

当時、県立文書館では、令和四年度のテーマ展示Ⅰは、前橋市立文学館の呼びかけによる「萩原朔太郎大全二〇二二」の開催が既に内定しており、館内協議の後、「天明三年を語り継ぐ」の展示は、二〇二二年度テーマ展示Ⅱで開催することになった（二〇二三年三月四日～同年七月九日開催「収蔵史料でふり返る上州・群馬の災害・疫病」～天明三年浅間焼け災害を中心に～）。

このような県内各博物館・資料館、当館の情勢を鑑み、長期古文書講座のテキスト古文書は、書状ではなく冊物・堅帳などの天明三年浅間山大噴火災害に関する収蔵古文書（寄贈・寄託文書）を選定することにした。その結果、【テキスト1】前橋市新堀町自治会文書「浅間山焼覚」（P八二〇九・No.二九）、【テキスト2】前橋市元総社町・都木初美家文書「浅間嶽大焼砂降泥押之次第留」（P八四二八・No.四九〇）、【テキスト3】同「浅間嶽大焼砂降泥押之留」（P八四二八・No.四八九）、【テキスト4】東吾妻町須賀尾・高橋あつ子家文書「諸国騒働ニ付村中連印証文」（P一〇五・No.三四一）、【テキスト5】東吾妻町植栗・関緑家文書「〔植栗村地内吾妻川瀬之絵図〕」（P七八〇一・No.四一五・二）、【テキスト6①・同②】前橋市本町・松井家旧蔵文書「天明癸卯帖 二」中の浅間山焼け抜けたる図等（計四頁の見開き絵図、P〇一〇一三・No.八〇五）を選定し、積文・読み下し文・古文書解説資料を作成して実施・開催

した。加えて、同講座の古文書解説資料に渋川市・狩野一郎家文書「天明三年浅間山噴火被害絵図」(P一三〇三・No.一)⁽¹⁾を掲載し、上野国最東部を除く全域、武蔵国北部から秩父地域にかけての「土石なだれ」・「天明泥流」・降灰被害の概要を解説した。

本稿は、二〇二二年度の当館長期古文書講座・近世特論の講師を担当するにあたり、前記【テキスト1】〜【テキスト6②】などの天明三年浅間山大噴火災害関連史料について、事前に調査・研究し、考察したことなどについて、各史料ごとに報告させていただくものである。

一、天明三年浅間山大噴火の実相と前後の歴史

昭和期の萩原進氏編・著書、『群馬県史』(資料編・通史編)、『嬬恋村誌』などに代表される天明三年浅間山噴火・同関連史料の研究は、常に浅間山山頂火口からの噴出物のみを想定し、前提として記されてきた。しかし、一九九〇年代以降の最新研究では、旧暦七月八日の大爆発による噴出物は、頂上噴火口からのものではなく、その多くは中腹新火口からのもの(「土石なだれ」)が、鎌原村・芦生田村(いずれも現吾妻郡嬬恋村)などを襲い、それが吾妻川へ流れ込んで「天明泥流」を引き起こした、とする説が有力視されている⁽²⁾。特に、前述の松井家旧蔵文書「天明癸卯帖一二」中の「浅間山焼け抜けたる図」(【テキスト6①】)

は、頂上からの噴煙と共に中腹新火口からの噴出物、その吾妻川への流れ込みなどが描かれている点で注目される。また、前橋市新堀町自治会文書「浅間山焼覚」(【テキスト1】)等の記述についても、七月八日の大爆発は新火口からの噴出物によるものと考えた方が辻褄が合うということもあり、これらの文書・絵図を講座テキストに用いることとした。

次に、天明三年浅間山大噴火については、その前後の歴史をしっかりと認識して古文書を読み考えることが大切だと考えた。そこで、講座の初めに古文書解説資料中の年表を用いて、受講者に説明・確認することにした。これらにより、近年、天明三年浅間山大噴火を考える際に、多くの研究発表・講話などが、天明三年から同四年にかけての各地の被災状況、その救済策・追悼行事などが中心となり、「ミクロ」的視点(歴史観)になっている現状を少しでも克服したいと考えた。天明三年の噴火の前の歴史的状況が、天明三年の大噴火後の歴史的な出来事を導いた、と考えたからである。例えば、①天明元年、在郷商人発案の上州・武州両国に絹糸改所を設置する幕府計画が、百姓らの反対運動により撤回され中止になったこと、②天明二年奥羽地方が冷害となり、一揆・打ちこわしが多発し、諸国に大洪水が起こったこと(前橋市新堀町自治会文書「浅間山焼覚」中の記述にも有)、③天明三年一月に川越藩前橋分領農民約一万人が前橋陣屋下(現前橋市市街地)の穀屋・質屋等

を打ちこわし、同領中通・西領村々（同市街地の東方地域）でも商人・質屋等の打ちこわしが発生し、藩主松平直恒が一揆鎮圧のため幕府へ鉄炮使用願いを提出し許可されたこと、などがあつた⁽³⁾。また、浅間山大噴火後の天明三年九月以降、上州の前橋町や安中・碓氷郡・高崎城下などで打ちこわしが発生したこと、天明六年七月に利根川などで大洪水が発生したこと（「午年満水」）、浅間山噴火後の降灰被害・日照不足・天候不順等による農作物の枯死・不作、それらに伴う穀相場などの値上がりがあつたこと、これらに伴う「天明の飢饉」の長期化・諸物価高騰の継続等により復興が大幅に遅れたこと、などを講座受講者と確認してから古文書を読み合わせたいと考えた。

さらに、天明三年四月以降の浅間山噴火の活発化については、特に七月八日の大爆発以前と以後の状況に着目して読み進めることにした。同年四月八日、浅間山が鳴動を始め、複数方向への降灰を繰り返す。六月十七日、利根川で洪水が発生し、邑楽郡赤岩村（現千代田町赤岩）で堤防五百間が決壊する。七月五日～七日、浅間山で噴火活動が活発となり、大量の軽石・火山灰が降る。七月七日、浅間山の噴火により、浅間山麓の南木山御林が焼失する、とういう状況であつた。

七月七日夜から八日早朝にかけて、浅間山で噴煙柱を伴う最大規模の噴火が発生した。孀恋郷土資料館『災害と復興 天明三年浅間山大噴火』によると、この時①「吾妻火

砕流」が発生し、夥しい降下物があつた（これ以降が浅間山「大噴火」）。「吾妻火砕流」は、山頂火口から扇形に広がり、比較的緩やかに流れ下つたという。これにより、計二千箇所以上に及ぶ現在の国特別天然記念物「浅間山溶岩樹型」が形成された。

七月八日午前、浅間山北麓で爆発音と共に②「土石なだれ」が発生した（現在の鬼押出し園付近で発生）。最新研究では、火砕流ではなく、噴火により既存の土砂が地滑りで流出したもので、常温の土砂の流れであり（昭和五十年代の発掘調査報告）、これにより鎌原村が埋没した。当時人口五七〇人の鎌原村は、四七七名の犠牲者が出た。九十三名（約十六・三％）が、観音堂などへ逃げ込み生き残つた（よつて、一部の「全滅」という表現は適当でない）。

その後、③「鬼押し出し溶岩」（非常にゆつくりと火口から斜面を流れ下つた溶岩）が流失し、「土石なだれ」で土砂が抜けた窪地を埋めて、新穴が不明確になつた。

さらに、鎌原村などを襲つた「土石なだれ」が吾妻川へ流れ込み、④「天明泥流」となつた。泥流は、吾妻川を一気に下り、利根川へ流れ込み、江戸・銚子まで達した。一二時間後、四〇km下流の中之条付近を通過、二～四時間後、七十km下流の吾妻川・利根川合流点の渋川～前橋付近に到達、銚子や現江戸川（古利根川）へ流れ、十数時間から二十時間で江戸湾へ到達したとされる。

この大噴火時の⑤降灰は、主に東南東方向へ降り、中山

道の沓掛宿・軽井沢宿から高崎宿、武州深谷宿にかけて、さらに江戸方面へ降ったという。

同年九月下旬、⑥上野国の百姓等による安中宿などの穀屋打ちこわしが発生した(4)。同年十月、西上州の打ちこわしが、前橋町近辺(5)や信濃国佐久郡などに波及した。十一月九日、幕府が、幕府領に百姓一揆の取締り・不参加を命じた(【テキスト4】参照)。以上のような①②③④の流れを意識し、テキスト文書を読み進めることを心がけた。

二、渋川市・狩野一郎家文書「天明三年浅間山噴火被害絵図」などに見る泥流・降灰被害

(一) 狩野一郎家文書絵図の概要と記載事項について

利根川右岸の渋川市半田に伝存した当館寄託・狩野一郎家文書「浅間山噴火被害絵図」(文書No.1、天明三年か、縦八三cm×横一一六cm)は、大噴火による土石なだれ・天明泥流・降灰被害の状況を一枚に描いた絵図である。上野国を中心に、南は武蔵国北部・秩父武甲山まで描かれている。具体的には、①「山頂噴火」した浅間山、土石なだれ被害を受けた鎌原村・芦生田村・小宿村(現長野原町志桑)など、②泥流被害の吾妻川(川北・川南)・利根川沿岸地域の被害概要、③降灰被害の中山道沿い地域、などが強調され描かれている。土石なだれ・泥流被害地域は濃い焦げ茶色、降灰被害地域は薄い焦げ茶色、街道は朱色、山々は

薄緑色、武甲山など遠方の山々は薄い藍色、被害地域周辺の村々は薄い黄土色に塗り分けられている。

神社は、子持神社(渋川市)・甲波宿祢神社(同)・伊香保神社(水沢観音含む・同)・貫前神社(富岡市)・宇芸神社(同)・妙義神社(同)・「榛名山」(＝榛名神社・高崎市)・八幡神社(同)・清水観音(同)・小祝神社(同)・白岩観音(同)・赤城神社(前橋市)・美和神社(桐生市)・賀茂神社(同)・委文神社(伊勢崎市)・大国神社(同)・石山観音(同)・火雷神社(玉村町)の上野国式内十二社とその他、関所は大笹・狩宿・大戸・猿ヶ京・祖母島(うばしま)・伊香保・柰(な)・南牧(みなまき)・大渡(おおわた)・實政(さねまさ)・福嶋(ふくしま)・五領(ごりょう)・横川(碓氷)が描かれている。草津・上沢渡・四万・伊香保(社)・湯宿には、地名のそばに四角枠で「温泉」と記されている。

利根川・吾妻川の合流地点からやや南の部分について、半田(渋川市半田)の東側川中に「半田出嶋」、箱田(渋川市北橋町箱田)の西側に「桃木 廣瀬用水」、田口(前橋市田口町)の西側に「此所廣瀬セキ口(堰口)」、漆原・大久保(北群馬郡吉岡町)の東に「植野セキ(堰)」と記されている。利根川沿い左岸の津久田・右岸の上白井間(現渋川市)、左岸の實政関所・右岸の下新田間(現前橋市)、左岸の福嶋関所・右岸の福嶋間(現玉村町)には「ハタシ(渡し)」とある。吾妻川とその支流の架橋は、五箇所描かれている。右岸の古森・左岸の羽根尾間(現長野原町)、

新井・長野原間（同）、ヨキヤ（与喜屋）・長野原間（同）、同じ左岸の長野原・林村間（同）、南牧・北杓（北牧）間（現渋川市）である。

吾妻川南の吾妻郡厚田村（現東吾妻町厚田）から利根川右岸の群馬郡半田村にかけてと川北の吾妻郡伊勢町（現中之条町伊勢町）から同郡小野子村（現渋川市小野子）にかけては、当時の領主名が次のように記されている。（）内は、同じ村についての桐生市・吉田允俊家文書「浅間焼出し大変記」（No.二一九）の記載である。この地域は、当時そのほとんどが、旗本領とその相給、幕府領代官支配地であったと言える。両者の領主名は、必ずしも一致しない。

（川南）

- 厚田 「依田・富永主膳」（依田金十郎知行所・富永三平知行所）
- 川戸 「富永主膳・朝比奈勘右衛門・向井佐渡」（富永三平・朝比奈右近・依田金十郎・伊丹雅楽之助）
- 岩井 「保科弁三郎」（保科弁三郎知行所）
- 植栗 「土屋備前」（土屋備前知行所）
- 小泉 「小栗大学」（小栗大学知行所）
- 泉沢 「朝比奈勘右衛門」（小栗大学知行所）
- 荒牧（新巻） 「原田清右衛門・小栗大学」（原田清右衛門・小栗大学知行所）
- 奥田 「土屋備前守」（土屋備前知行所）
- 岡崎新田 「原田清右衛門 川西 我妻郡」（原田清右衛門）

祖母島 「松平右京 御関所」

川嶋 「甲波宿祢社 原田清右衛門」（原田清右衛門）

金井 「幕府代官」辻六左衛門」（保科弁三郎知行所）

中村 「松平大和守」

（川北）

伊勢町 「保科弁三郎」（保科弁三郎知行所）

「是より西 我妻郡」

村上 「原田清右衛門・向井佐渡」

（原田清右衛門・白井金之丞知行所）

小野子 「幕府代官」遠藤・本田（本多）・成瀬」

【渋川市・狩野一郎家文書 P二〇一三・No.一】

絵図隅には、吾妻川南・同川北村々の大まかな被害状況、中山道五宿の降灰被害状況、上野国式内十二社に関する記載があり、以下に読み下し文で記す。なお、この中の（A）〜（D）の記号は、後掲絵図画像に付した事項の箇所を示すものである。

川南（A）

- 狩宿 火石にて大火
- 鎌原 流失
- 小宿 同

芦生田 同少し残る
 袋倉 同残らず
 古森 同少し残る
 新井 半流失
 ヨキヤ(与喜屋) 同
 横壁 同
 川原湯 同
 三嶋 同
 志戸(四戸) 同
 厚田 廿老軒流失
 川戸 廿式軒同
 金井 廿式軒同
 岩井 廿式軒同
 植栗 畑計り
 小泉 同
 (この位置に泉沢村がある、絵図には記載無し)
 荒牧(新巻) 同
 (この位置に奥田村がある、絵図には記載無し)
 五丁田 同
 箱嶋 同
 岡崎新田 無難
 祖母島 川筋残らず
 川嶋 八拾軒
 南牧 残らず

金井 川筋畑計り
 阿久津 畑計り
 渋川 同
 中村 川筋残らず、凡そ七歩流失
 半田村 百十四軒泥入り、廿六軒流失
 川北(B)
 大笹 少し残る(6)
 大前 残らず
 前口同、松ヶ崎同、奈良郷同(7)
 西久保(西窪) 残らず
 中居 同少し残る
 赤羽根 同残らず
 足尾田 同
 今井 同 「此辺小郷義有、替命砂火石降故、信州へ逃」
 半出来 同
 羽根尾 同
 坪井 同
 長ノ原(長野原) 同
 林 同
 川原畑 同
 横尾 同
 松尾 半分流失
 岩下 同

矢倉 同

郷原 同

立石同、原町分

原町 畑計りに家少し

中之条 畑計り

伊勢町 同

青山 畑に家十一軒

市城 同廿一軒

村上 同十一軒

小野子 同十一軒

北 栞 同百廿軒、是れより川下両側絵図面之通り流失

中仙道筋 (C)

信州 軽井沢 火石にて七拾五軒焼失

上州 坂本 砂厚さ三尺余り深く、家数三拾四軒つぶれ

松井田辺 砂厚さ貳尺五寸余

安中辺 同壹尺五・六十余り

板鼻辺 同壹尺内外なり

上野国式内 (D)

十二社 大三座・小九座

神成より 一ノ宮へ廿丁

一宮より 石原へ四里余

石原より 下ノ宮へ四里余

下宮より 上ノ宮へ一里余

上宮より 湊名へ貳里余

湊名より 下廣沢へ二里余

下廣沢より 村松へ一里

村松より 三夜沢へ五里

三夜沢より 川嶋へ九里

川嶋より 伊香保へ二里

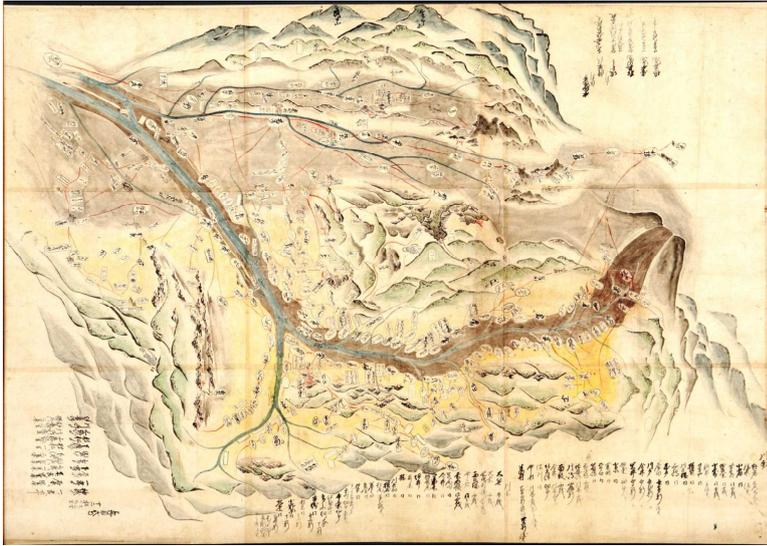
伊香保より 榛名へ二里余

【渋川市・狩野一郎家文書 P 二〇一三・No. 一】

前記の上野国式内十二社は、①貫前神社（一ノ宮、大座、現富岡市一ノ宮）、②赤城神社（二ノ宮、大座、現前橋市三夜沢町）、③伊香保神社（三ノ宮、大座、現渋川市伊香保町）、④甲波宿禰神社（四ノ宮、小座、現渋川市川島）、⑤大國神社（五ノ宮、小座、現伊勢崎市境下湊名）、⑥榛名神社（六ノ宮、小座、現高崎市榛名山町）、⑦小祝神社（七ノ宮、小座、現高崎市石原町）、⑧火雷神社（八ノ宮、小座、現佐波郡玉村町下之宮）、⑨委文神社（九ノ宮、小座、現伊勢崎市東上之宮町）、⑩賀茂神社（十ノ宮、小座、現桐生市広沢町）、⑪美和神社（十一ノ宮、小座、現桐生市宮本町）、⑫宇芸神社（十二ノ宮、小座、現富岡市神成）のことである（五ノ宮は渋川市有馬・若伊香保神社説有）。つまり、宇芸神社（「神成」）↓廿丁（約二・二km）↓貫

前神社（「一ノ宮」）↓四里余（一六km余）↓小祝神社（「石原」）↓四里余（一六km余）↓火雷神社（「下ノ宮」）↓一里余（四km余）↓委文神社（「上ノ宮」）↓式里余（八km余）↓大国神社（「湫名」）↓二里余（八km余）↓賀茂神社（「下廣沢」）↓一里（約四km）美和神社（「村松」）|| 現宮本町）↓五里（約二〇km）↓赤城神社（「三夜沢」）↓九里（約三六km）↓甲波宿祢神社（「川嶋」）↓二里（約八km）↓伊香保神社（「伊香保」）↓二里余（八km余）↓榛名神社（「榛名」）、という泥流・降灰被害地域にある上野国式内十二社巡りの道筋を記しているのである。

「大三座」は①②③、「小九座」は④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫の社である。上野国式内十二社の神々への祈り・参拝によって、浅間山大噴火という前代未聞の天変地異を鎮めようという意図で、この絵図を描き、記したのであろうか。



（二）狩野一家文書絵図等からわかる「土石なだれ」・「天明泥流」の被害状況

狩野一家文書「天明三年浅間山噴火被害絵図」で、大噴火噴出物の「火石」によって大火となったのは、狩宿村（現長野原町応桑）の記載のみである。しかし、松井家旧蔵文書「天明癸卯帖 二」中の絵図（後掲）には、狩宿村の他に、同村の直ぐ東隣の新田村（同前）、鎌原村・大笹村・田代村（以上現嬭恋村）が火石によって大火となったことが描かれている。

吾妻川南は、ほぼ「流失」が鎌原村・小宿村、「流失・少し残る」が芦生田村・袋倉村（現嬭恋村）・古森村（現長野原町）、「半流失」が新井村・「ヨキヤ」（与喜屋）村・横壁村・川原湯村（以上現長野原町）・三嶋村・志戸（四戸）村（以上現東吾妻町）である。流失軒数が記されているのは、厚田村（廿一軒）・川戸村（廿式軒）・金井村（廿軒）・岩井村（廿一軒、以上東吾妻町）・川嶋村（八拾軒）・半田村（百拾四軒泥入り）・内卅六軒流失、以上現渋川市）である。「畑計り」泥入り被害は、植栗村・小泉村・「荒牧」（新巻）村・五丁田村・箱嶋村（以上現東吾妻町）・金井村・阿久津村・渋川村（以上現渋川市）である。「川筋残らず」は、祖母島村・中村（以上現渋川市）で、中村は加えて七分流失とある。「無難」は岡崎新田村（現東吾妻町）のみで、同村の集落・畑などが、西隣の箱嶋村よりも標高が高い河岸段丘上にあるためと考えられる。金井村から河

岸段丘を吾妻川へ向かって北東方向に降りた南牧村（空閑所あり）は、「残らず」流失とある。

吾妻川北は、上流の大笹村・中居村（現嬭恋村）が「少し残る」である。「残らず」流失が、大前村・前口・松ヶ崎・奈良郷・「西久保」（西窪）村・赤羽根村・足尾田村・今井村・半出来村（以上現嬭恋村）・羽根尾村・坪井村・長野原村・林村・川原畑村（以上現長野原町）・「横屋」（横谷）村（現東吾妻町）である。「半分流失」は、松尾村・岩下村・矢倉村・郷原村・「タツイシ」（立石）村（以上現東吾妻町）である。原町（現東吾妻町）は「畑計リニ家少シ」、中之条町・伊勢町（現中之条町）は「畑計リ」、青山村（同）は「畑ニ家十一軒」、市城村（同）は「同廿一軒」、村上村・小野子村（現渋川市）は「同十一軒」、北杵村（同）は「百廿軒」とある。

榛名山・伊香保方面から流れ下る沼尾川は、吾妻郡・群馬郡の境界で、同支流の中では比較的大きな河川である。川南の吾妻郡最東の岡崎新田村北東で吾妻川と合流し、「天明泥流」発生当時相当な水量となり、水嵩も増したものと考えられる。そのすぐ下流の右岸祖母島村辺りは、川幅が極端に狭くなり、岩・竹木などの流失物が一時支え、ダムのようになり、それが暫くして決壊し、吾妻川扇状地の扇頂にあたる右岸の川嶋村（八拾軒流失）・左岸の北牧村（百貳拾軒流失）に甚大な被害を及ぼしたものと推察される。渋川市北橋歴史資料館蔵・飯塚歴名家文書「川嶋村絵図」

は、右岸南側祖母島側への大きな「えぐれ」が確認できる。前橋市新堀町自治会文書「浅間山焼覚」・玉村町「天明三年七月 那波郡村々ほか利根川泥流状況記事」⁽⁸⁾ などには、一旦利根川の水が引き、多くの者が網を手に魚を捕りにいったところへ大水（泥流）が襲ったという記述があり⁽⁹⁾、それは吾妻川に一時ダムができ、利根川の水量が減少したことを裏付けるものではないだろうか。

この狩野一郎家文書の絵図には、前記のように吾妻川・利根川に設置された数か所の関所が描かれている。吾妻川両岸の被害状況の書き上げはあるが、吾妻川・利根川合流点以南の記載がない。それらを補う意味から、現在の渋川市から同玉村町・同伊勢崎市東部にかけての当時の様子が記された桐生市・吉田允俊家文書「浅間山焼記」（P九三〇一・No.三一五、部分）を書き下し文で次に掲載する。

それによると、吾妻川右岸の空閑所、利根川の大渡関所・福嶋関所・五料関所は天明泥流により流失し、「実正」（実政）関所のみ無難であったことがわかる。五料川岸・新川岸（現玉村町五料）、三友川岸（現埼玉県児玉郡上里町）、中瀬川岸（埼玉県深谷市）の被害状況についても記されている。人々は、屋根へ上がり難を逃れ、人馬の死体が夥しい数になり、家々は屋根のみ泥の上に出ている状況であったと記されている。また、利根川の「天明泥流」は、当初、東流する烏川を突き抜け、現在の本庄市北東部方向へ向かったことがうかがえる。これは、後掲の松井家旧蔵文書「浅

間山焼出出水節武州新川の図」に描かれた状況と一致している。また、天明三年七月の大爆発が、浅間山中腹からの噴火であることを裏付ける記述もある（史料傍線部分）。

(前略)

一 杓の橋

杓の村 百廿軒流れ、
人百人余流れ

御関所

右残らず押し流れ申し候

金井村 五拾軒流れ

八崎 三拾軒流れ

田口 村の内嶋に成り申し候

三拾軒流れ

どろ入り十二軒

十壱軒流れ

どろ入り申し候

一 大渡り

下金井村 残らず流れ

阿久津村 残らず流れ

中村 五拾軒流れ

漆原村 残らず流れ

半田村 五拾軒流れ

此の村どろ流れ込み、壱丈余り入り申し候、人皆家根の上に居り申し候

一 前橋通り実正（実政）渡し場、小相木村無難、川端坂
式軒茶屋御座所流れ申し候、御関所は無難に御座候

一 右此の所に川原にどろ一めん罷り成り、八軒余りの火石押し上り、七日計りけむり（煙）立ち上り申し候、水かけ候えば、未だにもえ上り申し候、其の外人馬・死人山のごとし、見物人夥敷く参り申し候、火石流れ、家焼けながら流れ申し候事数知れず候、人馬流れ申し候事何万やら数知れず、利根川泥にてうまり申し候、舟通一切なし

上新田村

下新田村

萩原村

横手村

板井村 泥大入り

中嶋村 同

福嶋

福嶋村

御関所

家少々残り申し候、泥にて

残らず流れ申し候 うまり（埋まり）申し候

五料

柴村 家半分計り見え

御関所

流れ申し候、残り大泥

残らず流れ申し候 入り、通用なし

五料村家々家根（屋根）計り、土泥にてうまり、武州本庄辺迄一めん（面）に成り申し候、川と申す川もうまり、ひら地に相成り申し候、芝村は中程より上泥押し込み、是れも家根計り出で申し候、八幡宮石鳥居かさ

キ（笠木）計り少々出で申し候

是れより烏川へ押し出し、新川岸・三友川岸、武州本庄表へ出で、川一集相成り申し候

新川岸

右両人、米蔵流れ

沼田善左衛門

夥敷き事に御座候

五料

高橋左二右衛門（左次右衛門）

新川岸

野沼治郎右衛門

大家にて人夥敷く家根へ上り、

（地獄）

縄を喰い、泥水をのミ居り申し候、誠に地極沙汰に御座候

中瀬川岸

河原泥上り候所老々所に人百拾人死

人御座候、其の外何程とも数知れず

是れより川下大變相知れ申さず候、川々残らず

砂にてうまり申し候、右利根川筋の

村々大方うまり、二つには流れ、又はつづれ

ぜん多ひミもん（前代未聞）に御座候

（中略）七月六日より砂降り、七日朝に至っては夜明け候

ても四ツ時の頃までも只今明け方のごとくにて思い寄られ

候故、諸人如何とあやしみ居り候所に、浅間山の中余より

何かをり（下り）物致し候て、其の俣山崩れ大地われ（後略）

【桐生市・吉田允俊家文書 P 九三〇一・No.三一五】

（三）狩野家文書絵図等からわかる降灰被害の範囲・状況

浅間山大爆発に伴う降灰（軽石を含む）被害地域は、絵図上部（南部）に薄い焦げ茶色で塗られている。降灰飛散の方向について、現在、五月八日（旧暦四月八日）から三か月間続いた噴火の降灰は、三時期・三方向にまとめることができると思われる。そのうち、八月二日～五日（旧暦七月五日～八日）の土石なだれと天明泥流を起こした連続的な強い噴火活動の最中には、東南東方向に大量の軽石が降ったと考えられている⁽¹⁰⁾。これは、当時の中山道沿いの少し北側地域で、現在の安中市北部、高崎市北部、前橋市西・南部、玉村町北部・伊勢崎市南部地域に相当する。絵図右上（最西端）には、「中仙道」と「善光寺道」（北国街道）が交わる追分宿（現長野県北佐久郡軽井沢町追分）が記されている。以下、絵図記載の中山道沿いの宿場名などを西から記していくと、追分、沓掛、軽井沢、西信州、東上州碓氷郡、二里十八丁、ハン子イシ（芻石）、坂本、横川、「松枝」（松井田）、安中、中宿、「板花」（板鼻）、高崎、「倉加の」（倉賀野）、「岩花」（岩鼻）渡、立石、新町、本庄、深谷、である⁽¹¹⁾。いずれも薄い焦げ茶色に塗られ、降灰被害地域として描かれている。

絵図右最上部「中仙道筋」書き上げについて、「信州軽井沢 火石にて七拾五軒焼失、上州 坂本 砂厚さ三尺余り深く、家数三拾四軒つづれ、松井田辺 砂厚さ式尺五寸余、安中辺 同壱尺五・六十余り、板鼻辺 同壱尺内外

なり」と大まかに記されている。

軽井沢から板鼻辺などについて、より具体的な降灰範囲・状況について記した別史料、桐生市・吉田允俊家文書を以下に紹介する。信州の軽井沢宿・峠附近、上州の坂本宿については、「軽井沢宿、小石まじり火玉ふり、家つぶれ家多くつぶれ、あらましつぶれ申し候、南がわ五拾軒余焼け申し候得共、砂の中にてうもれ焼けに相成り、尤も男女遠方へ逃げ登り、人之れ無きゆへ、火消しは壺人も御座無く候、十日余けむり（煙）出し、家々大方諸道具、在々持ちこび明けに罷り成り申し候、御とふ下（峠）御師家々大方つぶれ、五・六軒も残りは砂の中に御座候、凡そ四・五尺もふり申し候（中略）坂本宿、右同断（軽井沢宿・峠と同様の状況）に御座候、元家つぶれ三拾軒計り、表家三軒焼け申し候」という状況であった⁽¹²⁾。また、七月八日四ツ時の土石なだれ・天明泥流発生以前の砂降り範囲については、「砂ふり申し候所は、軽井沢より上州表残らず、松井田辺式尺の余御座候、高崎辺八寸余も御座候、並びに藤岡辺、武州本庄へん五寸余、利根川より北は少々つゝ御座候、尤も所に寄り四・五寸位もふり候所も御座候、奥州仙臺辺も鹿嶋辺、上総・下総辺も夥敷くふり申し候由、承知及び申し候、江戸表白き毛ふり申し候由、深谷・熊谷辺迄残らず砂降り申し候、誠に筆に及ばず、尤も右八日迄雨壺つぶもふり申さず候、八日五ツ時少々どろふり申し候、武州浦和宿も少々つゝ砂ふり申し候」と記されている⁽¹³⁾。

再び狩野一郎家文書絵図の中山道北側の記載事項に注目すると、横川（現安中市松井田町横川）の北には、「碓氷郡、是より南六十六ヶ村」とある。さらに、「榛名山」南側で「かふら川」（鐺川）沿いの地域も薄い焦げ茶色に塗られ、「群馬郡」・「三ノ倉」・「室田」・「箕輪」・「白岩くわんおん（観音）板東十五番御朱印十五石五斗」（いずれも現高崎市）などがある。薄い焦げ茶色の降灰被害地域は、「柏木（沢）」・「広ハ、（広馬場）」（現北群馬郡榛東村）、「金古」（現高崎市金古町）、「元惣社」・「大渡」（現前橋市・利根川右岸地域）が北限となっている。中山道南側・碓氷川以南の記載事項に注目すると、西から「菅原」（現富岡市妙義町菅原）、「下仁田」（現甘楽郡下仁田町）、「神成宇藝御社」・「宮崎」・「一ノ宮貫前神社 御社領 百七拾六石八斗」・「黒岩 大日」（現富岡市）、「甘楽郡」・「小幡」（甘楽郡甘楽町小幡）、「富岡」・「緑野郡」・「か婦ら川（鐺川）」、「多胡郡 三拾八ヶ村」・「緑野郡五拾八村」・「藤岡」（現藤岡市藤岡）「武州」など、烏川右岸には「片岡郡三村」・「清水観音」・「小祝社」・「佐野」（左岸記載の誤りか、何れも現高崎市）が記され、薄い焦げ茶色に塗られている。後述する別史料・前橋市新堀町自治会文書「浅間山焼覚」の降灰被害地域に関する記述を抜き出し、次に記載する。これは、旧暦七月八日の大爆発（土石なだれ・天明泥流発生）以前の当西上州地域の軽石・降灰被害に関する記述である（但し、読み下し文）。

(前略)

一 扱又浅間山近辺・碓氷峠^{なだ}杯承り候は、七月朔日に至り焼出し震動して日々次第に募^つり、六日・七日に至り石砂・火焰を天に吹上げ、黒雲天を巻きて近国闇と成り、砂火・石火の降る事、麓は言うに及ばず、近山火石降り、軽(井)沢の駅場九拾軒家潰る、又三拾七軒焼失する也、又沓掛宿へ石計り四尺降る、又後閑村・秋間村軽石四・五尺降る、山々は深き砂故、高山は谷を埋み、家居の砂は庭にこけ、山の砂は往還を埋み、行来の通路を留める也、又降砂は関八州砂降る也

(後略)

東毛地域の降灰被害について、再び狩野一郎家文書絵図等で確認してみる。利根川左岸・赤城山南方の勢多郡では「二ノ宮社領 拾石」(現前橋市二之宮町)、「石山くわんおん(石山観音)」(現伊勢崎市下触町)、「下廣沢 かもノ社(加茂神社)」(現桐生市広沢町)などが、薄い焦げ茶色に塗られており、降灰があつたと思われる。当時、浅間山・吾妻川・利根川から比較的離れた桐生地域でも、浅間山噴火とその被害について、高い関心があつたようである(14)。さらに、同じく薄い焦げ茶色で塗られた利根川左岸地域の地名を絵図で確認すると、「伊勢崎」・「今泉」・「八す(八寸)川」・「佐位郡廿五村」・「淵名」・「大國社」(以上現伊勢崎市)、「新田郡」・「女塚」・「世良田」・「安養寺」・

「一ノ井(市野井)」・「寺井」・「わきや(脇屋)」(以上現太田市)、「こしま(小島)」(埼玉県熊谷市妻沼小島)などが読み取れる。このうち、近世期、佐位郡境村(現伊勢崎市境東)の名主を務めた福島家には、天明三年浅間山大噴火の降灰被害関係の文書が複数伝存している(15)。

三、前橋市新堀町自治会文書「浅間山焼覚」の再検討

(一) 前橋市新堀町自治会文書と「浅間山焼覚」の概要

請求番号P八二〇九・前橋市新堀町自治会文書は、当館開館間近の一九八二年九月、当館と同自治会間で寄託契約が結ばれ、約一年半後の一九八四年二月に閲覧公開された文書群である(現在閲覧公開は一三六点、『群馬県立文書館収蔵文書目録 5』勢多・前橋地区諸家文書(1) 一九八七年三月発行に所収)。「浅間山焼覚」(天明四年十一月)は、村政↓災害・救恤に分類されている。この他の天明三年浅間山大噴火関連史料としては、土地・租税↓泥入・砂置引歩地書上に「田畑泥入御書上帳(浅間山噴火による泥入被害田畑書上)」(No.六)、「田方砂置場引歩帳(浅間山噴火降砂被害に付田方引歩書上)」(No.一〇)など五点ある(天明期の文書のみ)。この文書は、『群馬県史 資料編13 中毛地域1』(一九八五年二月、群馬県発行)には収録されず、翌年の萩原進編『浅間山天明噴火史料集成II 記録編(一)』(一九八七年十二月、群馬県文化事業振興会発行)

に、原本の翻刻文と萩原氏の解説文が掲載されている。

今回、この文書を今年度長期古文書講座・近世特論のテキスト文書に選定したのは、比較的整った書体・文体の冊物文書という当講座向き文書であること、前掲『浅間山天明噴火史料集成Ⅱ 記録編(一)』の翻刻文に少なからず誤字・誤読字・脱字等が見受けられたので、より正確で、句読点を増やした読みやすい釈文・読み下し文を作成したいという考えがあったからである。筆者は、新堀村惣代の傳左衛門(八十八歳)で、内容は以下①⑧の通りである。

① 浅間山大噴火の前年・天明二年に、駿河国・相模国・武蔵国で大地震が発生し、群馬郡新堀村周辺村々でも家が揺れ、大地が割れて、土砂崩れが発生した(この大噴火前年の大地震については、年表等でもあまり記載がなく、貴重な記述である)。

② 七月朔日、頻りに鳴動・震動が発生、七月六日には大雪のような石・砂が降った。七月七日、空は黒雲で曇り、雷鳴・降灰・震動があり、夜明けの時刻でも夜の様。白昼に行燈を使用。同日明け方、村中で騒ぎとなり。村役人が相談。砂が大量に降り、田んぼの稲を見分。一坪に一石五斗七升の砂。筆者の惣代・傳左衛門が、前橋御代官御役所へ行き、砂降りについて報告した。

③ 浅間山近辺・碓氷峠の様子。七月朔日(同月六日・七日、浅間山が石・砂・火焰を天に吹き上げる。黒雲・闇、砂火・石火が降る。信州軽井沢宿・沓掛宿、上州碓氷郡北

部の後閑・秋間地域の砂降り、降砂は関八州に及ぶ。七月八日、砂が一旦降り止んだ頃に大噴火があり、震動・泥火石吹き上げ、黒雲、国中に泥降り、山の穴から泥・火石を押し上げた(16)。大笹村・原之郷村(鎌原村か)の人民は、逃げる間もなく押し払われ、狩宿村へも押し下し、吾妻川へ流れ込んだ。泥・火石が谷一杯になって押し流れた。自分の財産のことを考えた人は、迷って逃げ遅れ、多数が落命した。吾妻川の谷津・民家を押し払い、利根川へ押し込んだ。利根川の水を堰き止め、約一里程上流へ流れ、水深の浅い所に高く乗り上げ、川岸が崩れた。

④ 川下の新堀村の人々の様子。満水と考え、利根川川辺に網を持ち出し、魚を掬おうとしたところ(17)、箱・長持が流れてきた。直ぐに上流から大木・壊れた家が流れてきた。その高さ約二丈位。山林・竹木を押し倒し、泥・火石が押し寄せてきた。小さい家の者は大きい家へ逃げ、馬は、我が家の座敷へ引き上げたり、隣村の親しい者や親類の者の所へ引いて逃げた。家財道具・穀物(食糧)は捨て置き、大家の二階へ上がり、泥流の波の寄せるのを見て念仏を唱える者もいた。筆者傳左衛門は、その時、川越藩前橋陣屋役所へ砂降りの被害報告に行っていて、急いで帰村した。水と違って泥の中へ足を踏み込むと、熱く乾いた泥であった。大きな火石から火が出ていて、周囲はぐつぐつ贅えたぎり、大いに驚いた。村役人たちが役宅へ集まり相談の上、熱泥の報告のため前橋役所へ再び出頭した。役人たちは、

大事とは捉えてなく、その気楽な様子に返答しかねていたところ、かえって村政不行き届きだと叱られ帰村した。

⑤新堀村での民衆救助・救済、流れ馬手当の様子など。深い泥のため、新堀村中の道が不通となった。村中から人々が集まり、竹木を越して泥中に踏み込み、道を付けて通させた。泥の深い所は、約一尺余りあり、三尺から五尺の泥に埋まった家もあつた。人々を安全な場所へ連れ出し、親しい者の家へ借家させたり、他村の親類に頼み置いたりした。新堀村で確認した流死人は三十七人で、人馬の流死数は限りなく多い。上流川嶋村（現渋川市）の者は、泥流に押し流されたが木片に乗り、柴宿迄流され引き上げられて帰村した。

⑥前橋役所に命じられ、調査し書き上げたこと。村内泥入り潰れ家四十二軒、泥入り耕作不能田畑の耕作者名を書き上げ役所へ差し出した。泥入り潰れ地は、田方四町余り・畑方十六町余り、合わせて二十町余り。願書・御調べ小前帳を幾通も提出した。前橋御役所から度々御見分・具体的な御救い施策などがあつた。泥入り家掘り人足賃支給、西川堀悪水抜き普請などを実施していただいた。

⑦浅間山大噴火泥押しの見分のため、幕府の根岸九郎左衛門、豊田金右衛門、早川富三郎、大西栄八郎の一行が、利根川の向通（右岸・元惣社村等）を通行の際、左岸新堀村側の堤防普請についてお願いすると、利根川左岸村々の者が集まり相談するよう言われた。十二月二日に横手村・

阿内村・新堀村・下阿内村・上福嶋村・樋越原村から集まり相談の上、堤防御普請願書を認めて提出したが、役所役人から、村方の自普請で行うべきと命じられ帰村した。その後、役人が通行する先々へ出向き、願い出たが叶わなかつた。根岸九郎左衛門様の再見分通行があつたので、上福嶋村で願書を差し上げたが、やはり望みは叶わなかつた。ある夜、役人様方の前橋町宿泊があつたので、村々役人で前橋宿所へ押しかけた。幕府・飯塚安左衛門様旅宿へ願書を認め差し上げたところ、願書預かりとなり喜び帰村した。

⑧天明三年十二月十八日、利根川堤普請が開始され、村々惣代へも普請人足などが命じられて、翌天明四年閏正月下旬に終了した。計九か村・五千六百九十六間の御普請で、村々が人足を出した。西川堀悪水抜き・堀深い普請、下阿内村の端気川悪水抜き・堀深い普請等も行われた。御普請金七十三両、悪水抜き普請金七両、端気川普請金五両など計百両三分。午年（天明六年）満水時の堤防切れ所御普請も行われた。卯年御普請金は、困窮者救済費用等に遣つた。前記③文中、七月八日の大噴火で山の穴から泥・火石を押し上げた、という記載内容は、中腹の新たな穴からの噴火・噴出を裏付けるものと考ええる。

次に、同文書の全積文を掲載する。誤字・脱字等は朱書きで示し、余分字は削除、句読点・返り点等を朱書で加筆した。尚、原本は、多数の振り仮名が崩し字で振られているが、便宜上省略させていただいた（講座用積文は有）。

(表紙略)

一 砂降之事

一 泥押之事

一 御領主様与り種々御救之事

一 天下御救御普請 附り 御領主様御普請之事

右之通往昔より無レ之大变故、予八十八^二て老筆

御座候得共、書記置申候



前書先砂降之前年寅年、駿河国・相模国・武蔵国三ヶ国大地

震有て、富士山参詣往来之旅人ハ、其夜宿^二寝る事不^レ叶、

往来^二畳を敷、廻^りへ箱・長持を置いて**体(休)**候程之事故、

富士参詣之諸人、山震動して頂より大石陶拔、又ハ其石当り

て、段々に石崩て、人死する事数を不^レ知

又在中村々^二而ハ、民家之家居陶剥され、大地われて泥出^ル

大変乃地震有、其翌年

天明三 癸卯年、浅間山大焼大変^二及事、往古より彼山焼山^二

而、毎年春秋焼出、又ハこん粉のよふなる砂降事もあり、以

前之如くと存候所^二七月朔日至^而彼山頻に鳴出^シ、島(鳴)

動・震動の音は、天地に響、恐敷次第也、我人雖^レ致^二相(騒)

動^一、致方も無^二御座^一日送り、又六日より大雪のことく石砂

降り、七日夜明候も不^レ知、天黒雲にて曇て雷鳴り、頻に砂

降り、地ハ震動して暗し、夜明ても昼夜の訳知なく、寔に申

伝へし常闇とや申けん、去に依て白昼に行燈を附、火を焼て

明し、諸虫内に入て燈を消す、漸七日夜明方に成り、村中一
統相(騒)動し、役人ハ打寄、役元^二て相相談^シ、最早砂
降候ハ、田面に出て稲を致^二見分^一^シ、又砂平地^二て例見る
に、六尺之内^二而老石五斗七升計有り、夫より前橋御代官御役
所^江御注進仕候

一 扱又浅間山近辺・碓氷峠杯承候^者、七月朔日^二至^り焼出^シ、

震動して日々次第に募り、六日・七日^二至^り石砂・火焰を天

に吹上ケ、黒雲天を巻て近国闇と成り、砂火・石火の降事、

麓ハ云に不^レ及、近山火石降^り、軽沢(軽井沢)之駅場九拾

軒家潰る、又三拾七軒焼失する也、又沓掛宿^江石計四尺降^ル、

又後閑村・秋間村軽石四・五尺降、山々ハ深砂故、高山ハ谷

をうづみ、家居之砂ハ庭^二こけ、山の砂ハ往還を埋^ミ行来之

通路を留也、又降砂ハ関八州砂ふる也、八日砂降止頃に及て、

山のわれる程に震動して金輪際より泥火石天^江吹上ケ、黒雲

に交へて、其時國中に泥降、山之穴より泥火石山ことく押上

ケ、北低場の方^江かへりて麓乃大木を押拔、大篠(大笹)村

・原野郷村(18)人民逃る間もなく、牛馬・家財^二至迄どつと

一度に押払われ、夫より狩宿村^江押下^シ、吾妻川^江押込、数

拾丈も高く泥火石、谷一杯^二成りて押流^ル、白昼の事なれハ、

是を見て逃者雖^レ多ト身上を思ふ人は、迷て命を捨たる人お

うし、或牛馬を失ひ、吾妻川の屋津(谷津)・民家不^レ残大木

を押払、押来^ル事、其尺数十丈^二成て利根川へ押込事、山の

崩たるかごとく、利根川の水を瀬切り一里計り上^江流、其川

乃水瀬に乗て崩^レ、一旦に押来^ル事矢よりも早押開く、夫共

不^レ知川下^二てハ当村の人々ハ満水と心得、川辺^江網子を持出、魚を汕^ハんとせし所に、泥水^二而箱・長持流来て、是を揚げんと思ひ^シ処に、上より大木・家居崩て流来^ル、其尺二丈計に高成て押来^ルを見て、網を巻、我家を指て逃返る^{（帰る）}間もなく泥^二て道を瀬切り、漸我家^江逃返る^{（帰る）}、早山林・竹木を押たをし^{（倒し）}、泥火石押来、小家之人は大家^江逃行、馬^ハ座敷^江引上^ケ、或^ハ隣村好身・親類へ引^而逃る人も有、家財・穀物ハ捨置、大家之^二階へ上り、人々浪の寄^るを見て念仏をもふすもの^{（申す者）}もあり、^予其時御役所^江砂之御注進^二参、罷歸り、右之大変を見て、水と思ひ泥中^江足を踏込、見れハ^{（熱、費）}き泥也、大^キなる火石より火出て、廻^リハぐつぐつ熱て、大^二驚申候、夫より役元^江役人打寄相談上、泥之御注進御役所^江罷出、大变之趣申上候所、御役所^二而被^レ遊^二御意^一候者、人馬^二怪我等も無^レ之哉と被^二仰聞^一候所、御返答申兼候^二付、不^二行届^一致方御呵御座候得共、右様之大変^二御座候間、漸命を逃候程御注進に上る程之義に御座候、猶又追^而御注進可^レ仕旨申上、罷歸申候

夫より深泥故、村中不通成候間、村中打寄、竹木を越^レて泥中に踏込、道を附、致^二通用^一候所、深泥之場所ハ六尺余、或^ハ五尺・三尺家埋^り、人々を漸無難之所^江連出^シ、好身之方^江致^二借家^一候也、又^ハ他村親類へ頼置申候、又当村丈七^与申者、^江川魚取に参、歸りに泥に道を押切られ、致方なく稻荷之宮^江逃込、二日程居候を見付、村中罷出、竹木を踏込、道を附、漸連戻し申候、其外村中^二而馬式足落申候、又権七^与申者方

江流馬壺足上ケ申也、磯八^与申者、中嶋之山^二而女馬壺足見付、右之流馬御役所^江御披露仕、御領分^江高札立、其後当人磯八方被^レ下申候

一 流死之人、当所^二見当^り三拾七人、其外人馬流死之物数知^{らず}

一 西上州川嶋村^与申所者、右大变之泥^二押流され、木に乗候哉、命を保、那波郡柴宿迄流て此所^二上ケられ、命無事^二て古郷^{（故郷）}^江歸る事有、珍敷事^二御座候

御役所御代官所被^二仰付^一、追々御吟味御書上仕候

一 泥入潰家四拾二軒、小前帳差上申候

一 同田畑泥入小前帳差上申候 泥入潰地、田方四町余・畑拾六町余、合^二拾町余也

其外追々願・御調小前帳、幾通も指上申候

右浅間山泥押大变^二付、前橋御役所より度々御見分、御救種々御慈悲被^二下置^一、惣百姓取続、難^レ有奉^レ存候、依^レ之末々迄左之通書記、残置申候、以上

御救

一 御城米四俵 頂戴仕候

御代官荒川喜右衛門様・飯嶋友右衛門様、良^{（即）}時^二御見分節、被^二下置^一候

御奉行所寒勘多^{（寒河江）}傳兵衛様

八月朔日

一 金式拾両二分 同 泥場^二而惣役人御呼出^二被^レ下申候

一 金拾九両 同 元^レ御役所脇田由郎・篠田弥門次様

泥入之者、農貢^{（具）}為^レ代被^二下置^一候

一 拾部一麦拾七俵 為^二御救^一御役所、名主^江附込^二被^二下置^一候
相場一兩^二五斗位^二候

一 金拾五兩 卯(辰か) 春困窮^二而夫食代御拝借、御返濟なし

一 金五兩 田方砂置代^二被^二下置^一申候

一 金貳兩三分 悪水拔兼、田方拾町程水押^二而

一 苗代二度目御種借、御拝借なり

一 松木六百四十本 流家・泥入潰家之者へ小屋懸として

一 竹八百本 被^レ下、是代取^二願、代^二て被^レ下候

一 萱三百八拾束 但六尺繩 是ハ名主へ附被^レ下候

一 繩六百八拾房

是ハ泥入米、誠ハ御吟味米也

一 郷御蔵米百六拾四俵 午年より二拾ヶ年、年賦^二而相濟

(19) 此時之相場、拾兩^二八俵位之御手形

一 泥入家掘人足 御領分村々寄人足被^二下置^一申候

一 西川堀悪水拔普請 平出龍治様御出張^二而

三ヶ年御領分村々寄人足^二而

御普請被^レ下候

右之通、御上様御慈悲・御厚恩被^レ成申候村方候

間、末々共^二可^二申伝^一候、以上

右泥押御見分^二而、江戸御公儀御勘定奉行 根岸九郎左衛門様、

御勘定御吟味役豊田金右衛門様、同 田中(田口)五郎左衛門

様、御普請元^レ早川富三郎様、大西栄八郎様泥押為^二御見分

(20)、利根川向通^与御透光(通行)被^レ遊、堤御普請相願、

則相叶申候催承候、依^レ之満水之砌^りハ、水片負相成可^レ申^与
有^レ之候^二付、此方村々^二而も相談御座候趣、村役中其元罷出、

村々落合、相談致呉候様被^二相頼^一、夫より十二月二日罷出相

談之村々ハ、横手村・阿内村・新堀村・下阿内村・上福嶋村

・樋越原村、先六ヶ村相談上、堤御普請之願書相認、夫より

柴宿御普請役石田儀右衛門様取次を以御内意申上候処、御呼

出御意被^レ遊候^者、拾万石以上之御大名御手伝も可^レ被^レ成程

事、御領主へ願、地(自)普請可^レ致旨被^二仰付^一、罷帰り

申候

夫より御役人御通之前々^江御願申候得共、不^二相叶^一、村々

種々致^二評儀(評議)一候所^二、又々為^二再御見分^一、根岸九郎

左衛門様御透光(通行)御座候間、村々打寄、上福嶋村^二而

願差上申候所、不^二相叶^一間、左候^而者、此末満水砌^り水片負

^二罷成、甚難渋仕候、然上ハ、向通^り御普請御屋め^二被^二成下

一度、乍^レ恐奉^レ願^と申上候^者、甚御立腹^二而御叱被^レ遊、跡し

さり(後ずさり)に逃、引取申候、其夜前橋御泊^り御座候

間、村々役人前橋押懸、此時ハ御勘定 飯塚安左衛門様御旅宿

江 願書差上申候所、願書御預^り被^二下置^一、村々役人難^レ有悦

ひ罷帰申候

然所、卯十二月十八日御普請^江御普(請)役 石田儀右衛門様

御出張^二而、御御(さ)町張立御普請相始る、此時前橋御出張

御役人御作事奉行 和田逸八様役所^二而被^二仰聞^一候ハ、此度

義ハ御上様御救御普請被^二成下^一、鳥目を被^二下置^一候、難^レ有

可^レ奉^レ存候、村名主惣代役其方伝左衛門^二申付候、大切相勤

可_レ申旨被_二 仰付_一候、其時村々惣代^江も被_二 仰渡_一候
 又御普請之村々ハ、横手村惣代藤右衛門加印、寺家村、阿内
 村友人、新堀村伝左衛門加判、善光寺村同、今宿村、下阿内
 村茂兵衛、上福嶋村弥右衛門加判、上樋越村平蔵、是ハ御町
 張砌^り御普請役より被_二 仰付_一、六供村弥兵衛、櫛嶋村
 弥源次、公田上・下・茂右衛門分_二 而幸七、右願村都合九ヶ
 村_二 而堤御普請合^テ五千六百九拾六間、十二月十九日御普請
 相始り、不_レ限_二男女_一村々罷出、御普請仕候、御勘定飯塚安
 左衛門様、御普請役 石田儀右衛門様、前橋より御出張 松村
 梶兵衛様・土塚出五郎様、惣代日々御出張被_レ成候て、御普
 請相仕立申候、尤人足賃代出坪、壹坪_二 貳百八拾六_一 (文)宛
 被_二 仰付_一候

此外西川堀悪水抜・堀浚御普請被_二 成下_一候、下阿内端毛川

(端氣川) 悪水抜・堀浚被_二 仰付_一候、卯十二月十八日より

御普請相始、元日計体 (休)、二日男女_二 不_レ限_一罷出、閏正月

_二 下旬_一 (又) 相仕舞申候

一 出来立 (映) 御見分、柳生主膳正様、御徒目附御見分相濟、

前橋御郡代寒勘恵 (寒河江) 伝兵衛様へ御普請所御引渡

被_レ下、相仕舞申候

一 御普請金七拾三両、悪水抜七両、端毛川 (端氣川) 普請

金五両

細川越中守様御手伝へ二割増金拾四両_下 壹両三分

右之通頂戴仕、是ハ武州深谷宿問屋方_二 而被_レ下候

都合百兩三分也

一 此外午年満水堤切所、腹附 (腹付け盛土) 等_二 而御普請
 被_レ下、御懸之御役人篠山十兵衛・御普請役 田村七郎次様
 懸_二 而御普請仕、此時

金三拾五両程頂戴仕候

御普請懸御帰^り_二 付、本庄宿迄送^り、飯塚安左衛門様、石田

儀右衛門様御暇乞仕、目出度罷帰申候

且又卯年御普請之金子を人々困窮を凌、扱又御役所より御出

張之懸、其外諸事懸、不_レ残右之金子以相濟、千秋萬歳、

目出 (度) 相濟申候

天明四^辰 年十一月

与頭 斧 八

同 権右衛門

同 武右衛門

同 甚兵衛

同 弥 七

同 利兵衛

同 文右衛門

惣代 傳左衛門

名主 傳右衛門

一 御普請御金元^者、伊奈半左衛門様へ被_二 仰付_一、上州新田

郡平塚川岸問屋塩沢 (渋沢) 六左衛門御宿_二 而、御普請国々

ハ信州・上州・野州・常陸・武蔵・伊豆、合六ヶ國御渡

被_二 下置_一候、以上

【前橋市新堀町・前橋市新堀町自治会文書 P 八二〇九・No. 二九】

四、都木家文書「浅間嶽大焼砂降泥押之次第留」

前橋市元総社町・都木初美家文書は、一九八五年十一月、当館と都木家で寄託契約が結ばれ、一九九二年八月閲覧公開された文書群である（現在閲覧公開は一〇四三点、『群馬県立文書館収蔵文書目録10』勢多・前橋地区諸家文書(2)に所収）。このうち、今回のテキスト文書にしたのは、「浅間嶽大焼砂降泥押之次第留」（No.四九〇、天明四年五月）と「浅間嶽大焼砂降泥押之留」（No.四八九、天明四年五月か）である。二点とも①天明三年五月二十七日以降の浅間山噴火の様子、湯上村（現渋川市行幸田）から中村（同市中村）へ賀養子に行った者が、息子共々泥流で流され助け出されて帰村した話、③板井村（現玉村町板井）宝蔵寺住職の奇怪な話、④当時山形城主・秋元但馬守が、旧領下新田村・萩原村・横手村に対し金十兩を支援した話、⑤天明三年八・九月から翌年正月にかけての諸穀物価高値・相場状況などが共通して記されている。しかし、No.四八九の文書には、No.四九〇の文書には記されていない記述が、原本で八行ほどある。その部分を書き下し文で次に記す。

一 辰・巳・午・未・申之春迄、諸色高直にて、別して木綿高直に相成り、壹匁六拾目之れ有り、篠巻き壹匁四百文迄引き上げ、酉の極月に相成り、漸う壹匁貳百四拾文くらいに相成り、夫より段々諸色引き下げ、世の中緩々（ゆるゆる）と相成り、

火事・盗人等の難も之れ無く、諸民万歳を唱う御代と罷り成り、極月なり候ては、目出度春を松かざりの支度致す事に候

「一 辰・巳・午・未・申之春迄、く松かざりの支度致す事に候」までを口語訳すると、以下のようになる。辰（天明四年）・巳（同五年）・午（同六年）・未（同七年）・申（同八年）の春迄、諸物価が高値であつて、特に木綿は高値になり、一匁六十目であつた。篠巻にした木綿は、一匁四〇〇文迄引き上がった。酉（寛政元年・一月改元）の極月（旧曆十二月）になり、漸く（木綿が）一匁二四〇文位になつた。それより段々諸物価は引き下がり、世の中は緩々（ゆるゆる）となつて、火事・盗人等の難も無く、諸民が万歳を唱える御代となつた。翌年（寛政二戌年）の極月に至つては、目出度新春を祝う松飾りの支度を致す事となつた。つまり、少なくとも、この文書No.四八九の書き加え部分は、現在の目録の天明四年（一七八四）五月に書いたものではなく、寛政二年（一七九〇）以降に書かれたものと考えられる。No.四八九は、天明三年浅間山大噴火災害の復興状況を幕府・領主へ報告するために、被災翌年の天明四辰年十一月に記した文書（No.四九〇）を基に、その後約六年余りの間の地域状況、打ちこわしの主因となつた諸物価の高騰・変動状況等を中心に、寛政二年十二月以降に認められ、提出された文書の控えと考えられる。

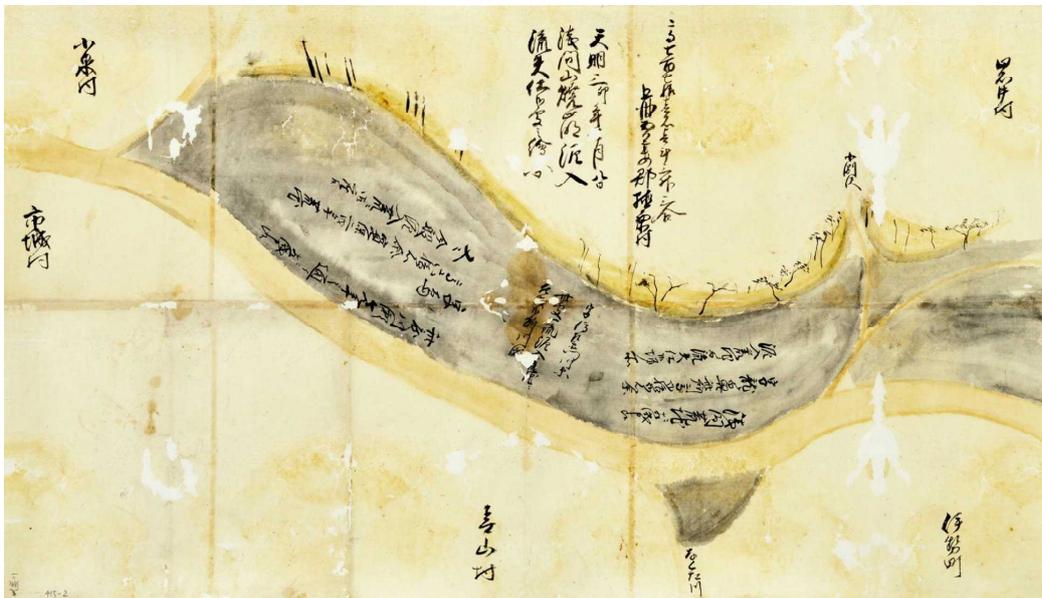
五、天明三年浅間山大噴火関連史料の絵図類について

(一) 関緑家文書「(植栗村地内吾妻川之瀬絵図)」

この絵図(No.四一五・二)は、東吾妻町植栗・関緑家文書に含まれ、近世期の大方の絵図と同様、上が南、下が北、左が東、右が西である(右が吾妻川上流)。上部に「高七百七拾壹石壹斗三升三合 上州吾妻郡植栗村 天明三卯年(七)月八日、浅間山焼け崩れ泥入り流失仕り候処之絵図」と記されている。(七)は、虫損部分である。

東隣「小泉村」・西隣「岩井村」(現東吾妻町)、対岸(吾妻川左岸)東から「市城村」・「青山村」・「なくた(名久田)川」・「伊勢町」(現中之条町)が記されている。曲流する細い黄土色部分が吾妻川、中央の灰色部分が泥流で流失した耕地(年貢地)である。灰色部分には、「浅間荒地に相成り申し候、字龍ヶ鼻、此の所高式拾貳石余、泥入り荒地にて流失仕り候場所」と記されている。その東には、「字傳左衛門川原、此の処一統泥入り荒地に罷り成り候所、川瀬」とある。さらに東側には、「此の度川瀬、先年之通りに相成り申し候、字島 高六拾石余、寛保二戌(一七四二)年荒地、又々今般泥入り荒れに御座候」と記されている。この絵図は、文書と共に領主(旗本・土屋備前守)へ提出し、年貢減免を願い出た際の控図と思われる。現在この場所は、東吾妻町植栗の北東部、河岸段丘下の微高地で、吾妻川の川面から約一里程の高さしかなく、荒廢地となって

いる。現在でも大雨や台風による増水で、比較的容易に埋もれてしまうと思われる場所である。当時、田畑としていたのであろうが、年貢を減免してもらおう意図で作成し提出したものであると思われる。



(二) 松井家旧蔵文書「浅間山焼け抜けたる図」

前橋市本町・松井家旧蔵文書「天明癸卯帖二」(No.八〇五・天明三年四月〜同年九月)の中に、当主の松井素輪(三日月庵素輪)が記した天明三年七月〜八月の前橋町の様子、同年四月からの浅間山噴火について記した日記・絵図などがある。その中ほどの「浅間山焼け抜けたる図」は、吾妻に住む知人から聞いて記し描いた絵図である。上が南、下が北という近世の絵図に多く見られる描き方である。筆者は、以前この絵図について、当館のフェイスブック(二〇一九年十一月二十六日付、「天明3年の日記に描かれた浅間山噴火被害絵図」、長期古文書講座などで使用し、紹介した。

特に注目されるのが、浅間山山頂火口からの噴煙・噴出降下物の他に、中腹の赤い穴(火口)から大量の噴出物があり、それが「神原」(鎌原)・「かりやと」(狩宿)を襲い、吾妻川へ流れ込んでいる点である。筆者が、それまでに見た天明浅間山噴火の絵図は、そのほとんどが山頂火口から噴煙・火石を吹き上げているものであった。絵図の浅間山の右に「七月八日、新穴明キ、と路水出」と記され、旧暦七月八日に新しい噴火口ができ、泥水が出たことがわかる。これは、近年の天明三年浅間山大噴火の最新研究、同年四月からの吾妻火砕流発生後の七月八日に土石なだれが発生し、吾妻川へ流れ込み「天明泥流」が発生したということ(2)を裏付ける絵図史料であると直感した。素輪は、「朝(浅)

間山やけぬけたる図 あらましをここに書く 村付に此の如く点かかりたるは 吾妻の人に聞きて印(記)す、点の掛かりたるは、みな(皆)おし(押し)たる所也」と記している。

絵図全体について、西は「田志路」(たしろ、現嬭恋村田代)、北は草津・沢渡(さわたり、現中之条町)、東は利根川・吾妻川の合流地域(現渋川市)、南は金古(かねこ、現高崎市)までが描かれている。その中に、主な被災地名・同範囲(点線)、噴火前に架けられていた「者し」(橋)などが見開きで記されている。

現嬭恋村域の「神原」・「田志路」(大火、土入)・「大笹」(大火、土入)、現長野原町域の「かりやと」(大火)・「新田」(大火、土入)は、家屋の炎上が朱色で描かれている。また、吾妻川中に朱色の点があり、「者祢尾」(羽根尾・現長野原町)から下流「箱嶋」(現東吾妻町)付近・榛名山から流れ下る沼尾川との合流点まで朱点が落とされている。吾妻川を流れた大量の火石を表現したものであるうか。

橋については、吾妻川中流域に「万年者し落」とあり、現東吾妻町の郷原・厚田間に架かる長須万年橋が泥流により流れ落ちてしまったことがわかる。因みにこの橋は、幕府の佐渡奉行が任地の佐渡へ向かう際、三国街道が増水などにより吾妻川下流の空閑所の橋・祖母島村の渡船が危険で使えない場合、最西方の迂回路になっていた(2)。左岸の川原畑村・松尾村間に「サル者し(猿橋)落」という記述

もある。

吾妻川と「刀祢川」（利根川）の合流点に二つの記述がある。一つは、「刀祢川」の文字の左側、利根川左岸の「八サキ」（八崎）村（現渋川市北橋町八崎）・三原田村（同三原田）付近に、「此処高く高く上へ流るゝ」とある。吾妻川の「天明泥流」が、相当な水量と勢いで流れ下り、利根川左岸（東側）の河岸段丘の相当上の方まで上がったことを記したものである。もう一つは、「刀祢川」の文字の下（上流）にある記述で、「吾妻川と路おし（泥押し）出たる勢い之れ有り、ト子（利根）の水、わ川か（僅か）の処、上江（かみへ）流る」とある。泥流の利根川合流後、僅かに上流へ川水が溯ったということである。前掲新堀町自治会「浅間山焼覚」では、利根川を一里程溯ったと記されている。いずれにしても「天明泥流」は、八崎村附近を南東方向へ勢いよく流れ上がったのではないだろうか。

絵図に記された地名を書き出すと、吾妻川南は、神原（神原）、かりやと（狩宿）、新田、よきや（与喜屋）、湯原、川原湯、三嶋、川田、金井、岩井、上くり（植栗）、小泉、新巻、おく田（奥田）、五丁田（五町田）、箱嶋、う者嶋（祖母島）、川嶋、金井、渋川、同川北は、田志路（田代）、大笹、「此の間九ヶ村余有」、者祢尾（羽根尾）、なかの原（長野原）、赤岩、者やし（林）、かわら畑（川原畑）、岩下（「大火」と有、朱色無し）、やくら（矢倉）、立石、郷原（「無難」と有）、原町、中ノ条、いせ町（伊勢町）、なふた川（名

久田川）、青山、市志路（市城）、村上、おのこ（小野子）、北もく（北牧）、白井、とある。利根川右岸は、中村、八木原、半田、大久保、漆原、惣社（総社）、金古、とあり、同左岸は八サキ（八崎）、まかべ（真壁）、田口、関根とある。伝聞による描写や筆者の土地勘のためか、大笹宿の位置が実際とは異なり吾妻川左岸に描かれているが、以上のような新情報も記され描かれている貴重な史料である。



(三) 松井家旧蔵文書・浅間山焼出出水節武州新川の図

この絵図は、前記「浅間山焼け抜けたる図」の次頁に、見開きで描かれている。上野国南部・武蔵国北部の国境を流れる「刀祢川」(利根川)を北東上空から俯瞰し、天明三年浅間山大噴火に伴う利根川の流路・水量変化等を示した絵図である。利根川に合流する鳥川、利根川分流「三分川」、矢川、武州を流れる小山川なども明記されている。

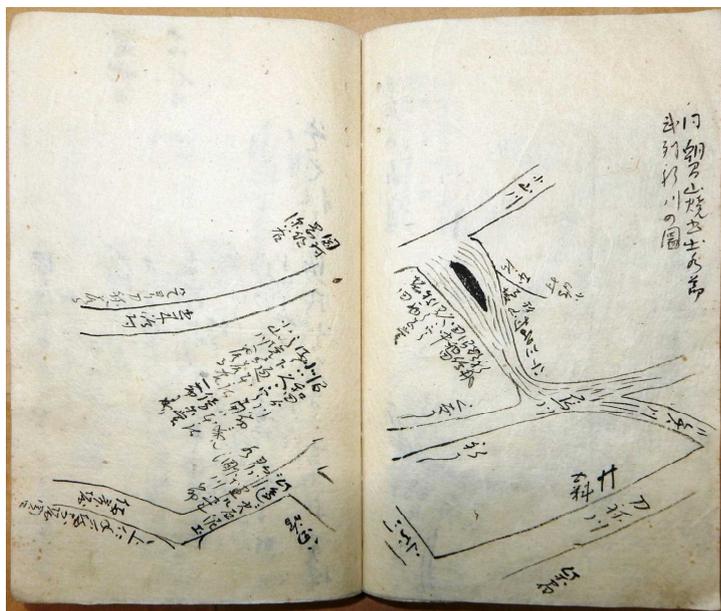
河川沿いの地名では、日光例幣使道沿いの五料・新かし(新河岸)〔現佐波郡玉村町〕、柴宿・八田嶋(やったじま・八斗島)〔現伊勢崎市〕、本庄・小嶋村・杉山・寺坂・新井・都嶋・沼和田・田中・久々宇(くぐう)・ほう志堂(ほうじどう)・榜示堂)・牧西(もくさい)・堀田・備前堀〔現埼玉県本庄市〕、「八丁川岸」(八町河原)〔現同県児玉郡上里町〕、深谷・岡部・関村〔現同県深谷市〕、出来嶋村〔現同県熊谷市〕などが記されている。

利根川「三分川」左岸「八田嶋」の直ぐ南側の川に、「此の辺に火石・泥土にて川埋まる、是より下、川筋水涸れ」とあり、その先の「備前堀」(現深谷市北部の備前渠)左岸には、「上仁手(かみにつて)より備前堀関口」とある。

「上仁手」は、現在の本庄市上仁手であり、利根川左岸と川中島に所在する。松井素輪の記述によると、「天明泥流」直後、利根川の三分川の先、備前堀方向の流れは、火石・泥土で埋まり、備前堀の水が涸れたということであろう。

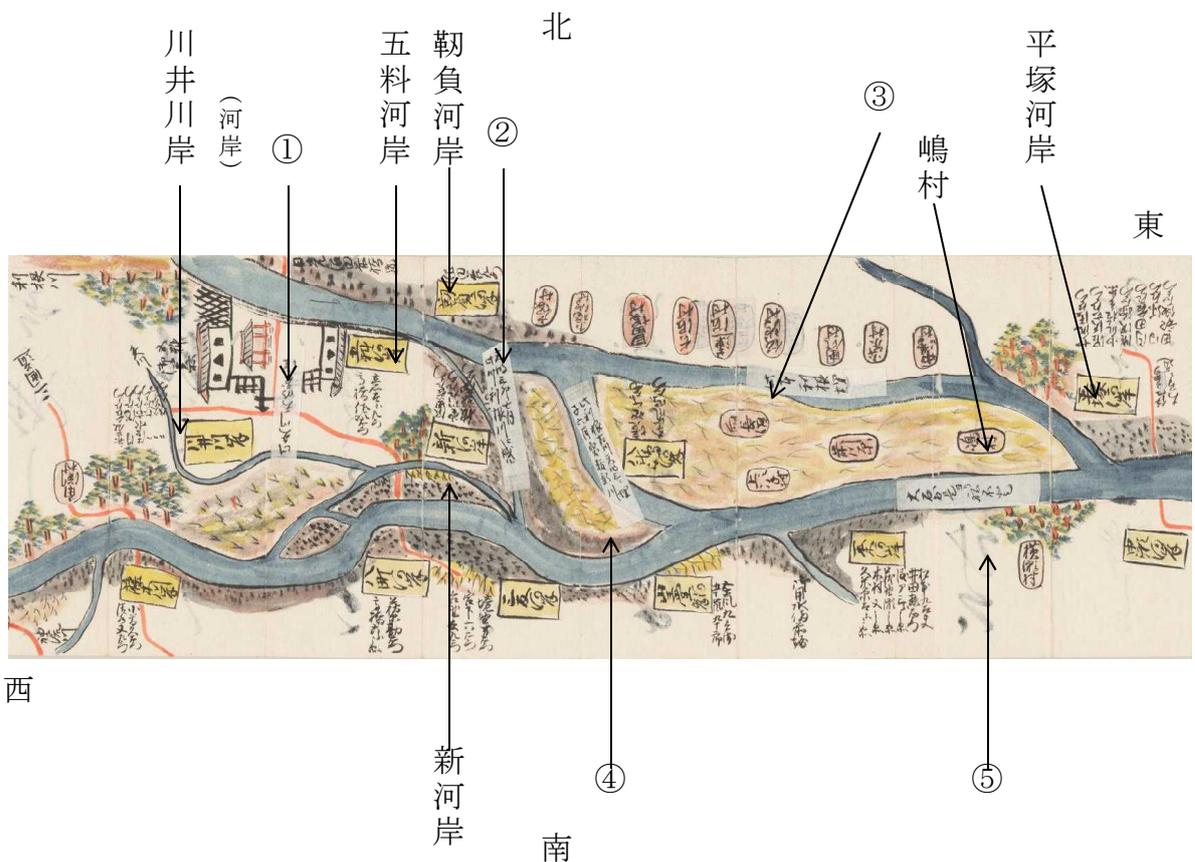
一方、利根川から分流し川筋が描かれた矢川は、程なく

鳥川と合流し、新河岸の方向ではなく「八丁川岸」と新井・都嶋・沼和田村間の方へ太い流れとなり、小山川と合流している。絵図左側に「沼和田より川筋になる、北は久々宇、南は本庄ほり下通り・本庄榜示堂の境にて落ち合い一筋に成り、小山川へ落ちる」と記されている。これは、旧中山道近くの本庄市堀田で小山川と合流する現在の元小山川のことと考えられ、一時泥流の太く速い流れになったことを示している。武州本庄・深谷地域は、この泥流被害と降灰被害が重なったと考えられる。その後、小山川は、出来嶋村の方に流れ、同村南側には「是より刀祢へ落る」と記されている。現在の小山川は、本庄市東部・深谷市北部を流れ、元小山川と合流して、熊谷市北部の間々田(同市出来島の西隣)で利根川と合流している。



(四) 原町・富澤久幸家文書「烏川・利根川其筋絵図」

この絵図 (No.二七一八) は、烏川の倉賀野河岸から利根川沿岸、江戸中川までの河岸名・河岸間屋名が記され、主要街道と交差する所の関所・番所等が彩色で描かれている (縦一七・五cm×横四〇一・五cm)。嘉永七年 (一八五四) 霜月、原町・富澤久平の借受、写しであるが、一部に天明泥流で埋まった利根川筋に関する記述の付箋がある。①利根川「五料御関所」の南、烏川筋に注ぐ「矢川」(前掲絵図にも有) を溯った「川井河岸」の東側に「此の矢川天明度埋まる」とある。矢川に泥流が流れ込んだが、直ぐに埋まってしまったと考えられる。②「新河岸」の東、利根川「三分川」の烏川合流点手前(北)に貼られた付箋には、「天明三卯七月、此の川利根川に成る」とある。通説通り、「天明泥流」によって「七分川」が埋まり、代わって「三分川」が、利根川本流となったことを示している。③利根川左岸の蓮沼村・飯嶋村(現伊勢崎市)の間に貼られた付箋に「此の本利根埋まる」と記されている。これまでの本流「七分川」が埋まってしまったことを示している。これが、現在の葦川であろうか。④「八斗嶋河岸」(同前)の西に「此の利根古川、天明三に埋まり、子六月突き抜け新川」とある。直近の子年は、寛政四年(一七九二)である。⑤「嶋村」(同市境島村)の南に「大石出で、是れより舩登らず」と記されている。東側下流の平塚河岸(河岸間屋は渋沢六左衛門ら七名記載)が繁昌した要因であろうか。



六、櫻井保広家文書の天明浅間山噴火関係史料

(一) 文書館収蔵の天明打ちこわし関係史料について

群馬県立文書館は、寄贈・寄託文書(原本)、マイクロフィルム収集古文書、県史複製資料などの史・資料を計約六十五万三千点余り収蔵している(二〇二三年二月末現在)。しかし、天明三年九月以降に上野国内で発生した打ちこわしについて記した史料は、これから紹介させていたたくものにはほぼ限定される。『群馬県史』資料編14(一九八六年)に掲載されている史料のほとんどは、前橋市立図書館蔵「松平藩日記・前橋」からの引用である。

利根川左岸地域の前橋市・龍造寺町自治会文書(文書館寄託)は、八一三点が公開されている。その中の「日記控帳 一番」(P八三〇三・No.14)には、次の①②③のような記述がある。①同(天明三)年七月、浅間山大焼けにて、七日七夜振動、雷鳴、砂降り。同八日泥水押し出し、吾妻川筋家屋敷・人馬数多流れる。同日利根川関根川原へ村方から差し出した人足四人は、増水のため松の木へ上がり、一夜を明かした。同日、鞞負河岸(現玉村町)へ米二十二俵差し出し。問屋の長屋に積んで置いた米俵に泥が入り大変難渋した。結局、この泥入り俵は米商人の損害となり、村方から一俵につき六十四文ずつ掘り賃を差し出した。

②浅間山噴火の砂が降り積もり、その後諸作が実らず、田方年貢引きは九石五斗の御容赦となった。蓄えていた社

倉の麦、申(安永五)年より寅(天明二)年まで七か年分が領主から村方に下付された。

③同年十月中、百姓が大勢集まり、穀屋・酒屋、町にて九軒、在村にて十一軒ほどを打ちこわした。吟味が進み、幕府から同心衆が出張し、大勢を召し捕った。領主の川越藩松平大和守家も、徐々に参加者を召し捕った。

この文書には、③のような天明三年十月の「前橋町打ちこわし」に関する記述は僅かであった(22)。①の鞞負河岸「泥入り俵」米は米商人の損害となったが、対岸の五料河原・新河岸問屋の米蔵流失に関する吉田允俊家文書(No.三一五)の記述「新川岸 沼田善左衛門・五料 高橋左二右衛門 右兩人、米蔵流れ夥敷き事に御座候」は、同時期・同地域の関連事項と思われる。「沼田善左衛門」家は、鞞負河岸問屋も兼ねている(前掲富澤久幸家文書・No.二七一八)

(二) 櫻井保広家文書「浅間山焼二付砂片付御用掛」

安中市原市・櫻井保広家文書(請求番号P一四〇二)は、二〇一四年十月収集、二〇一八年二月寄託契約締結、二〇二二年三月第一次閲覧公開、二〇二三年二月第二次閲覧公開の文書群である(六、三九六点公開)。筆者は、この文書群の収集から閲覧公開まで、担当者として深く関わらせていただいた。文書群の年代は、慶長六年(一六〇一)から昭和五六年(一九八一)に及ぶ。文書が伝存した櫻井家は、明治初期に原市村戸長を務めた家である。含まれてい

る近世文書の多くは、原市村名主を務めた磯貝（五十貝）家のもので、明治初期に櫻井家が戸長を務める際に運び込まれたとされる。このうち、天明三年浅間山大噴火に関連する二点を以下に紹介する。

一つは、「浅間山焼ニ付 砂片付御用掛」（No. 一〇五三）である。天明三年四月以降の浅間山噴火の降灰被害が続く中、七月八日の同山大爆発・降灰により、五街道の一つである中山道が通行不能となった。この文書は、幕府が沿道の碓氷郡二五か村・信州二か村に対し、いち早く幕府としての中山道災害復興体制を示すねらいがあったものと推測される。（勘定）吟味役・根岸九郎左衛門、御勘定組頭・豊田金右衛門、御金払方御勘定・田口五郎左衛門、御普請役・早川富三郎、吟味方下役・大西栄八郎・石田儀右衛門の六名は、先述の前橋市新堀町自治会文書「浅間山焼覚」（No. 二九）にも記載されていた人物である（天明三年七月当時の各役職名は、こちらの文書の方が正確であると考える）。利根川泥流被害の見分のため、根岸ら一行は、同年八月二十八日に江戸を立ち、九月二日に渋川宿入りし被災村々を巡検した⁽²³⁾。中山道の復旧が優先されたのである。内容は、勘定奉行一名、勘定吟味役一名、勘定組頭二名、御金払方御勘定十三名、吟味役二名、支配勘定四名、吟味方下役三十八名の計六十一名が記され、その後に担当する郡・村ごとに組み分け（「一手」）されている。各旅宿は、吾妻郡大笹村（現嬭恋村大笹）、同郡原町（現東吾妻町原

町）、群馬郡金井村（渋川市金井）、碓氷郡中宿（安中市宿）、同郡原市村（同市原市）、榛沢郡中瀬村（埼玉県熊谷市）、児玉郡沼上村（同県児玉郡美里町沼上、小山川近く）、「瀬田」（勢多）郡前橋村（前橋市）、同郡平塚村（伊勢崎市境平塚）、緑埜郡浄法寺村（藤岡市浄法寺）、榛沢郡深谷村（埼玉県深谷市）、というように、泥流・降灰被災地域の拠点となる場所であった。

以下、当史料について、その全釈文を記す。

（表紙）

「浅間山焼ニ付砂片付御用掛」

御勘定奉行

江戸懸 松本伊豆守

吟味役

根岸九郎左衛門

御勘定組頭

金沢 安太郎

同

江戸懸り 豊田金右衛門

御金払方御勘定

遠藤兵右衛門

田口五郎左衛門

羽倉権九郎

川勝多四郎

瀧 又右衛門

古川五郎兵衛

桜井徳右衛門

野田 文蔵

篠田五郎左衛門 飯塚安右衛門
久保田新十郎 三宅 源兵衛
吉岡 金次郎

吟味役 篠山 十兵衛 谷 瀬兵衛

支配勘定 荻野伴右衛門 橋爪 領助
中村丈右衛門 栗原 礼助

御普請役 早川富三郎

吟味方下役 吉濱左七郎 小嶋伊右衛門 加藤彥次郎
吉川栄左衛門 堀田六郎右衛門

三谷左一兵衛 山本 又助 長岡文兵衛
中田 藤蔵 飯泉 秀蔵 大西栄八郎
若田 喜内 下妻郡次郎 鶴田宇之助
荻野 大八 村井 喜蔵 星野龍四郎
近藤 市蔵 石田儀右衛門 仲田銘十郎
保田 藤市 和田 繁蔵 植野 直次
関根市三郎 蓮見音次郎 関 文次郎
小川 喜市 桜井甚兵衛 町田七三郎
田中 又蔵 杉浦 勇吉 屋代文十郎
荻野 文吉 永井久三郎 長持武兵衛
渡辺 文平 祖母井定次

(※原本は、全三十七名が横一列に書き記されている)

古川五郎兵衛

一手 蓮見音次郎

吾妻郡 荻野文五郎

大笹村

久保田新十郎

同郡 長岡文兵衛

原町 関 文次郎

荻野伴右衛門

群馬郡 堀田六郎兵衛

金井村 松井 喜蔵

田中 文蔵

川勝多四郎

一手 三宅左一兵衛

碓氷郡 下妻郡次郎

中宿

篠山十兵衛

同郡 中田 藤蔵

原市村 小川 喜市

羽倉権九郎

一手 飯泉 秀蔵

榛沢郡 杉浦 勇吉

中瀬村

橋爪領助

岡野龍四郎

町田長三郎
 中村丈右衛門
 児玉郡 吉川栄左衛門
 沼上村
 近藤 市蔵
 和田 繁吉
 飯塚安右衛門
 一手 石田儀右衛門
 瀬田郡 渡辺 文蔵
 前橋村
 野田 文蔵
 同郡 市野伴之進
 同断 若田 喜内
 永持武兵衛
 吉岡金次郎
 一手 関根市三郎
 同郡 桜井甚兵衛
 平塚村
 谷 瀬兵衛
 同郡 山本 又助
 同断 祖母井定次
 桜井徳左衛門
 一手 加藤条次郎

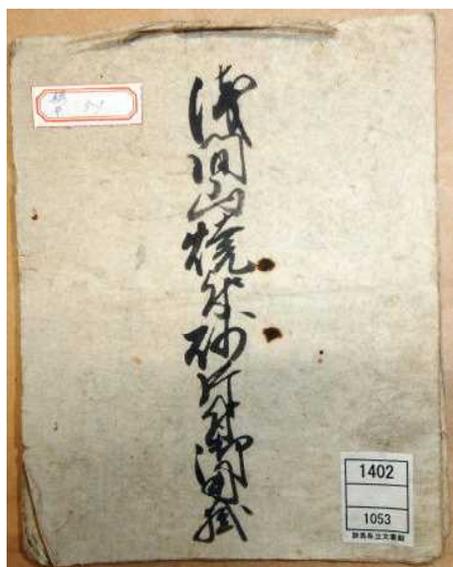
緑埜郡 荻野 大八
 浄法寺村
 篠田五郎左衛門
 一手 小寫伊右衛門
 榛沢郡 植野 直次
 深谷村 永井久三郎
 栗原 礼助
 同郡 豊田長次郎
 白石村 保田 藤市
 三宅源兵衛
 同郡 鶴田宇之助
 同断 中田銘十郎
 九郎左衛門殿手附
 田口五郎左衛門
 早川富三郎
 吉濱左七郎
 金右衛門殿手附
 大西栄八郎
 篠山重兵衛手
 安中宿 嶺 村
 谷津村
 国ヶ村(国衛村)
 土塩村
 新堀村
 上野尻村 新井村
 中秋間村
 中井田村
 下秋間村 五料村
 松井田村

小俣村 坂本村 上後閑村 人見村
 中後閑村 水口村 下磯部村 下後閑村
 上磯部村 原市村 西磯部村 油井村
 下野尻村

御影新田 塩名田村

天明三年七月

【安中市原市・櫻井保広家文書 P一四〇二・No.一〇五三】



(三) 同「浅間山焼大變記 中 穀屋打潰騒動之部」

「浅間山焼大變記 中 穀屋打潰騒動之部」(No.一〇五四、天明三年十一月)は、いわゆる「天明の上信打ちこわし」に関する上州側の碓氷郡村々・高崎城下などの打ちこわしの経緯が記されている文書である。表題・内容などから判断し、萩原進編『浅間山天明噴火史料集成Ⅲ』掲載の「浅間山焼大變記 上 砂降場之部」(上野国碓氷郡上人見村 彦兵衛)の続編の文書と推察される⁽²⁴⁾。文書一冊の内容は、①「打ち潰し騒動之事」(19/22)、②「河原入合(入会)地を論談之事」(3/22)からなり、ここでは①についてのみ記す。①は五つの箇条に分けられ、前の四箇条が天明三年の打ちこわしに関する事項、残りの一箇条が同年霜月上旬以降の飢渴人御救い方に関する事項である(後掲翻刻文は、前の四箇条部分とし、その他は省略した)。

「天明の上信打ちこわし」については、多くの史料・研究が『編年百姓一揆史料集成』に依拠し、地元近世史料(地方文書)の解説による研究は決して多くない⁽²⁵⁾。一般的に、この上信打ちこわしは、天明三年九月二十六日夜、高崎藩領村々に打ちこわし参加を呼びかける廻状がまわり、翌二十七日に数百人が板鼻宿(現安中市板鼻)に押し掛け、米の安売りを強要したことが始まりとされている。同二十九日には、安中藩領・その他の村々の民衆が妙義山麓で集会をもち、打ちこわし決行の決議を行った。同日磯部村(現安中市磯部)の穀屋で佐久米買い付け商人でもある丈助宅

を襲い焼き払った。同三十日、松井田宿の米屋が焼き払われ、翌十月一日、板鼻宿の穀屋、坂本宿の穀屋・中馬宿が襲撃された。この打ちこわしが、峠を越えて信州佐久地方へ波及していった、というのが一般的な捉え方となっている(26)。打ちこわしの要因・主体について、上州碓氷郡の諸村は養蚕・畑作地帯で、信州の佐久地方から米を移入していたが、この年の浅間山大噴火の被害で作物が被害を受け、佐久米の移入も途絶え、深刻な食糧不足に見舞われた。穀屋の買占めもあったため、中山道の交通労働者(馬子・駕籠かき人夫等)が中心となり、村々小前百姓も加わって穀屋襲撃が行われたという捉え方がある。

しかし、櫻井保広家文書「浅間山焼大變記 中」の打ちこわしは、一箇条目に「同十一月上旬之事なるに、妙義之麓式軒在家之分地桜塚」という原に民衆が参集してくるところから書き始められている。つまり、妙義山麓の二軒在家村(現安中市松井田町二軒在家)での集会在、『編年百姓一揆史料集成』よりも一か月余り遅い時期で記されている。そこでは、同月二十七日の暮れ時に再度相談することとなった。その二十七日暮れ方には、「幾千万と云う数を知らず会合」する状況となり、兜頭巾に羽織袴の頭取が現れ、先ず磯部村の丈助宅を焼き払った。そこから下磯部村(同下磯部)の甚右衛門宅へ行き、質蔵から多くの質物を取り出したりした。次に中磯部村の穀商人・三次郎宅へ行き、家居・家財を潰し焼き捨てた、と記されている。

二箇条目は、同月二十四日申の上刻頃、五料村(現安中市松井田町五料)の伝兵衛宅を打ち潰し、東隣の新堀村(同新堀)で二軒を「踏み潰し」た。戌の上刻頃、東隣の松井田宿(同松井田)へ向かい、「穀屋三軒打ち潰し」、郷原村(現安中市郷原)から板鼻宿まで打ち潰して行ったことが記されている。

三箇条目は、同月末、高崎宿の買占め商人の所へ民衆が向かうところから始まる。紺屋町の高橋、赤坂の小泉は、穀屋どもの金元とされ、両者とも高崎藩御用達の商人であり、大勢の民衆が「倉賀野筋」などから高崎城下へ押し寄せた。これに対し、城内から藩奉行何某殿が、従足軽数拾人を伴い城下へ出て来てた。何某は、民衆の「砂降りの飢難」について、当初一定の理解を示し、惣代を以て願い出るよう促した。しかし、結局、高崎藩兵は鉄炮で民衆を脅し、城下から追い払ったことが記されている。

四箇条目は、その後、各村々の名主等から領主役所への「注進」(事件を書き記して上申すること)が行われ、同年極月(旧暦十二月)月上旬、「捕り方衆数百人、所々宿々に会所を立て、村々にて」打ちこわし参加者の名前が帳面に控えられた。罪が軽い者は、村役人の御詫びで許され、罪の重い者は残らず江戸へ引き出された。菩提寺の住職らが、代わる代わる江戸へ出て御詫び申し上げたが、御宥免は無く、死刑、または牢死した、と記されている。信州への打ちこわし波及に関する記述は、見当たらない。

このような天明三年打ちこわし等の近世民衆運動は、突発的に発生したのではない。天明元年、上・武州への絹糸改所設置反対一揆の「成功」、同年前橋町打ちこわし発生などの歴史的前提、在郷商人らの買い占めなどによる諸穀高騰などの経済的要因などが絡んで初めて成立したのである。領主の領有に係りなく打ちこわしに参加した、これら民衆の動き（「絹運上の騒動には倍倍の大変」）が、幕藩体制を動揺させ、歴史を進めていったと考えられる。

(表紙)

「浅間山焼大変記 中

穀屋打潰騒動之部 一

打ち潰し騒動の事

一 同十一月上旬の事なるに、妙義の麓、二軒在家の分地桜塚と云える原へ誰するとなく、来る廿七(三)日の暮れ時相談し度き儀御座候間、皆々出会い致すべしと云う張り札をいたし置きたる、近隣の者評したるは、是は何様今度の変難に付、穀屋共買い締めしたる故、穀の直段引き上、飢渴の百姓難義及ぶべきなれば、穀屋どもへ無心云いて飢を救きふと云う様成る事歟、又は世の中の難渋を省みざる者共なれば、重ねての見ごろしに打ち潰しと云う相談成る哉と下説く也、兎角する内、廿七(三)日の暮方に成りたれば、東西南北とわかちもなく見聞の為に出る者のみ多しとかや、其の内に、又虚に乗じて悪念萌も有る哉、

幾千万と云う数を知らず会合して悶着ちえ三・四度もあぐる
と、ひとしく其の中に大将ら敷く見ゆる者、兜頭巾に皮羽織を着し、此の者高聲に下知するは、今宵は磯部村の丈助と云う者を打ち潰し、夫れより磯部近辺に買いの奴原一チ一チ打ち潰し、他の見せしめにせよと云いながら、東の方に赴きたれば、鱗の大勢皆磯部へと悉くといえども目に余る大勢は道せばたれば、自在ならず、押し合いへし合い行く程に、下り松のあちゝにては、柳沢へ押し落され、落ち重なりて肩・腰を痛める者も多かりとかや、夫より道端に垣やくね(久根)に結び付け有る古竹等を引き破り、松明として燈し連れて、垣根や軒下を打ち多々立て、今宵出合わざる者は、一チ一チ焼き払ふとあばれ廻りおどしたるゆへ、臆病なる者共、ふるい(震え)く逃げ来り申すは、同道せざれば焼き払ふと申すが、いかがして然るべく候て問たる、我等(彦兵衛)申すは、皆々申し合わせ、国あらがふ事勿れ、彼等は悪者共に誑惑され、氣違ひ同様の振る舞なれば、仇せられんは無益也、唯穩便に隠れ居ると能るべし、若し見付けられなば伴い行き、ふりをして折を見合わせ逃るか、左なくば、其の場へ至りても近寄らずして見物せよ、人の愁を恰も面白き事に思ふべからず、国後難来たるべし、其の時悔共却つて満し、と孫右衛門杯も同様におしへ(教え)遣わし候て、其の夜も早五ツ半にもなりたるゆへ、我等は引き込みイ子(寝)にたり、程なく磯部村丈助方へ押し寄せたるが、兼ねて用意したるや、蔵の屋根に若者大勢上り、手頃の石夥敷く上に置き、是れを以て押し来る者共防がんとひしめいたり、あぶれ者共是れを見て屋根に火をかけ、皆殺しに焼ころせ(殺せ)と銘々松明を以て茅ふき(葺き)の軒へ差し付けたる、折節風烈しく吹

き立たる故、造り並べし家蔵も暫時の煙りと焼亡す、呼鳴今宵集まる罪人は何万ぞや、又国の損亡イクバク（幾多・幾許）ぞや、東は磯部の焼失、大竹の刃る響、山彦に響き渡り夥し、西は尚更桜塚より引き続いて、ときの声止む時なく、どろくくと引きもきらず通りたる、扱先に進むあぶれ者ども、後の恥しめは曾てにも知らず、勢いに乗じて是より下磯部の甚右衛門を潰すべし、押し寄せ行き、無理無體に質蔵・酒蔵のわかちなく込み入りく多くの質物取り出し、斧・鎚にて伐り裂くやら重ねて焼きて捨てるやら、目もあてられぬ風情也、家内中走り出で、酒食を盛りかけ欺（ダマ）し偽寄（スカシ）、胞（あく）まで喰わせ云う様は、我等事殺の買いゝしたる事なく、唯穀商人共に無心せられ、金子用立て候迄にて、商人は外に曲言を工みに（巧みに）偽寄されて、然らば其の場へ案内せよ、と居り合わせし若い者、無體に先に押し立て、案内として連れ行き、中磯部村三次郎と云う穀商人家居・家財も残さばと矢庭に潰し焼き捨てたり、事静まりて後、下磯部村田村氏の慈愛にて、三次郎の家作をば、いたし遣し侍りき

一 同廿四日には、五料村伝兵衛を始めとし、此の近辺の買い締めども一ち一ちに踏み潰せと、朝五ツ前より爰かしこに寄りこぞり、云い合わせしとぞ聞こえたり、暮れてからは半加行かず、迎、其の日は申の上刻頃、何んの苦もなく伝兵衛をば打ち潰したる、家財・衣類は云うに及ばず、積み重ねたる俵共、裂けや伐るやら滅法やたら、流石の大家を立てながら、構を中より伐り折りて、動と其の間々倒したる、是れを潰しの始りとして、新堀村にて一ち・式軒踏み潰し、松井田へ押し行き、時はや戌

上刻にも成りつる頃、夫れ迄の人でさへ流石の大道尺地もなく、野山迄も充滿たり、まだ其の上に十方より鬨のこえを上げながら押し来る事なれば、何十万と云う数を知らず、松井田にては穀屋・質屋のわかち（分かち）なく、いかなるうきめを見てやらんと上を下へと奔走す、或る人せひして云う様は、荒気を以て防ぎしは多勢に無勢、□酒食を以て欺し偽寄し、難を避くより外あらじと射和屋を始めとし、其の外の人にも酒食を多く荷い出し、盛りかけ盛りかけ振る舞えば、ほうかむりや躰巻し、泥わらち（草鞋）にて、用捨なく座敷・床の間わかち（分かち）もなく、日は見るにたくも厭われ立ちよう居るやら、鱗り居りて肥迄喰ひ、其の上に追従たらく偽寄されて、そんなら爰等はゆる（許）してやれと、さも大柄に立ち出しが、穀屋三軒打ち潰し、夫れより郷原の市村通り筋を板鼻迄打ち潰し打ち潰し行く中に、程なく夜も明ぬれば、山中やまやまの下杯に霞も有り、宿所宿所へ帰るも有り、目もあてられぬ風情也、又昼時より起こり出し、近辺・遠境隔てなく、凡そ霜月下旬より極月に至る迄、日々夜々に騒動し、酒蔵杯はたが（箍）を残らず伐り破られ、酒は忽洩もなく、思い寄らざる美糠は、中く付紙に尽されず、去々丑年、絹運上の騒動には倍くの大変に候えば、中々愚かしき文盲無智の筆先に及べきにあらざれば、有る処の百分が一にも記し難し、見る人之れを察す

一 同月末の事なるに、高崎宿には買い締めども多分之れ有る由申しふれ、有事敷無事敷、紺屋町高橋、又赤坂の小泉など穀屋共の金元也、是れ等を第一潰すべし、迎、八方より起こり来る由相聞こえ候、此の高橋は御城の大手先にて、其の上両家は殿の

御用達の事に候えば、同前に狼藉に及ばせ候ては、御家の御鍛
鎧役、是れ捨て置き難きとの御事にて、評議区々成し、其の中
に漸くの湧が始まり、押し来る大勢中にも倉賀野筋より天地へ
響く人声は、外に倍すと聞こえたり、去る程に城内より御奉行
何某殿御従足軽数拾人、椽棒・刺杖・六尺棒、威儀嚴重に取り
持たせ、何某殿へ馬を真先に、こゝを高声に仰せられ候は、其
の方共多分町人・百姓と見え候が、大名の城下共憚らず、斯の
騒動に及ぶ事不届き至極の振る舞い也、併し又砂降りの飢難を
助けん其の為に当宿内へ押し入り、余力有る者共へ押し借りせ
んと結構なるか、或いは又飢渴の者の仇となり、穀買ひの
者有りて響（むくい）を報じ為るなり、其の筋合ひ相分る（に）
おいては、惣代を以て願われよ、望みに任せ得さすべし、とい
と態に仰せ候て、先に進む者申すは、御察しの通り、今度の交
難に飢渴の者は幾千万、其の難渋を省みず、買ひしたる商人
共一チ一チに打ち潰し、侘の見ころしにせん為、茲の如くに候
と、きおい（気負い）かかつて云うも有り、寛仁大度の御仰せ
に帰伏の者も之れ有りて、帰り逃れしと思うも有りと、跡より
群れ来る大勢は、尺地もなく充滿し退（ニゲ）しに道なく、上
を下へと騒動す、され共先に難義の有るとは知らず、跡より押
し来る者共は、家居・門戸の用捨なくたゞき立て立て、えいえ
い声にて来る有様、静まる景色は見えざりたり、御奉行何某殿、
前後を餘見（予見）給い、こころ（心）なき田夫・野人打ち殺
し事本意ならず、忠しき事に思えども、大名の城下にて狼藉を
働きし事は、御名を汚し奉りし事、其の恐れ少なからず、玉込
めを筒先揃え、少し反らして打ちつるへよ、又よわ（弱）薬に
て下がり打ち、若しあやまつて（誤つて）打ころし、後難来

は我壱人腹切れば事はすむ（済む）、イサ打ち弓箭（きゆうせ
ん）ておとせ（手落とせ）よ、と下知にまかせて、従足軽打ち
立て射立てる矢玉の響き頂上に鳴り渡る、夫れさえ有るに、適
々（たまたま）下がり打ち、玉に弱薬とは云いながら、端を
かすられ膝かふらを打ち込まれ、矢庭に転び伏せるを見て肩引
きかけ逃げて退きしとするも有りと、前後に道なく、周章（あ
わてふため）く有り様は、見苦しかりたる有り様迎、懸かる折
しも競い来る大勢の者どもも数拾挺にて打ち立てる鉄炮の音、
矢嗅の響きは、実も雷名（雷鳴）の落たるかと夥し、此の勢い
にへきえき（辟易）し、田や畔やう分かちなく、人なだれをつ
かせて逃げ散りたる、凡そ上州・西武蔵に到る迄、穀屋・酒屋
は云うに及ばず、其の外質屋の類い迄打ち潰し候事、前後廿日
過ぎざる内、数百ヶ所の家・蔵も爰に集まり、役所に起こり、
狼藉を働き候といえども、其の後高崎表へは、往来を断じたる
一
去る程に、領主役所、或いは名主・庄官より同夜の注進止む
事を得ず、同極月上旬、御捕り方衆数百人、所々宿々に会所を
立て、村々にて大勢の目に付きし悪者共、一村に五人・三人ず
つ村毎に之れ有り、其の名前帳面御控え成し置かれ候通り召し
捕られ、其の軽きは村役人の御侘申し上げて、之れに依り御免
許有り、其の罪重きは残らず江戸表へ引き出され候、夫れに就
いて菩提所の住僧、或いは別当・社人替わる替わる出府して御
侘申し上げたれ共、決して御宥免之れ無く、或いは死刑、又は
牢死して、生きて帰りしは一人もなく、其の時に至つて始めて
助命有らざる事を知り、先非を悔といえ共、更に益なし、又近
所にて正金成る百姓来り、扱く先達て騒ぎ立ち候節、其元遮り

て差し留められ候故、余り偏屈成る人也と影にて評したれ共、今度御捕り方衆御出で候に付、其の場へ出合いし者は、皆々肝を冷やし揺り震えしが、我々計りは誰有る指し覚えなければ、扱々安心致し候迎、懺悔して歎びける、我等申すは、惣て何事に寄らず、難極めて思い付き、是れを愚者と云う、後難を怖れ慎むを智者と云う、是れを以て、遠き慮りれば必ず近き憂い有り、と云うてなるべし

(後略)

【安中市原市・櫻井保広家文書 P一四〇二・No.一〇五四】



まとめと今後の課題

以上、県立文書館収蔵の天明三年浅間山大噴火関連史料のうち、担当の長期古文書講座二〇二二近世特論のテキスト使用文書、近年閲覧点検し公開した文書などを一点ずつ分析・検討し、噴火・噴火災害の実相、各文書のより正確な作成年代等について考察した。

狩野一郎家文書「天明三年浅間山噴火被害絵図」は、上野国を中心に広範囲に渡って、大噴火に伴う土石なだれ・天明泥流・降灰被害などを一枚に描き記した極めて稀な絵図である。特に、吾妻川両岸村々の被災概要の記載、降灰被害地域の彩色の正確さなどには特筆すべきものがある。同絵図には、吾妻川・利根川合流点以南の記載が乏しいことから、それらを補う意味で吉田允俊家文書「浅間山焼記」の記述も紹介した。前橋市新堀町自治会文書「浅間山焼覚」は、大噴火前年の地震の記述から始まり、天明三年大噴火前後の状況、前橋地域南部の天明泥流・降灰両被害地の実相、被災民への救済、被災地村々による領主への御普請出願、幕府などによる御普請など、一連の出来事が一冊にまとめられている好史料であることを再確認した。ただ、「午年満水」Ⅱ天明六年七月の関東地方の大雨についても記されていることから、天明六年七月以降が文書全体の作成年月であると考えられる。都木初美家文書「浅間嶽大焼砂降泥押之留」は、寛政二年以降に記されたものである。

松井家旧蔵文書「天明癸卯帖二」中の浅間山焼け抜けたる図は、日記中に描かれた小ぶりの見開き絵図ではあるが、浅間山中腹の「新穴」から噴出した土石なだれ等が描かれた極めて貴重な絵図である。同「天明癸卯帖二」中の浅間山焼出出水節武州新川の図は、当初利根川の天明泥流が、武州本庄宿の北東部へ突き抜け、利根川の各流路を埋め、変流したことを描いていることがわかった。吉田允俊家文書「浅間山焼記」の記述にもその変流を裏付ける記述があった。富沢久幸家文書「烏川・利根川其筋絵図 坂東太郎川筋一覽」でも大噴火後の天明泥流で川筋が大きく変化したことを付箋の記述で確認した。

櫻井保広家文書「浅間山焼大變記 中」は、大噴火後の安中・碓氷郡地域・高崎城下に起こった打ちこわしについて、具体的に記した稀少な史料であることを紹介した。

今後は、次の①②③の課題に留意し取り組んでいきたい。

①引き続き当館内外の天明浅間山噴火関連史料に注目し、各文書・絵図等を検討して、より具体的に正確な被災状況・復興事業・社会情勢等を明らかにしていくこと、②天明三年上信打ちこわしの内、安中・碓氷郡地域の打ちこわしについて、その発生日、信州への波及などについて、新史料の発掘・検証等によって、より明らかにしていくこと、③群馬県内の天明浅間山噴火及び「天明の飢饉」に関連する史料の所在とその特徴について調査・研究し、論考をまとめ、明らかにしていくことである。

【注】

(1) この絵図については、これまでも二〇一六年度当館テーマ展示「真田氏と吾妻の諸街道」などで活用してきた。また、『群馬県史 通史編6 近世3』（一九九二年一月発行）付録（カラー刷り）と同一の絵図である。キャプションに「天明三年浅間山噴火絵図 東京都文京区 亘 正夫氏所蔵」と記載されているが、事実は異なる。亘氏の親戚の狩野一郎氏所蔵の絵図であることが、同氏から文書館への連絡で判明した（二〇一三年六月）。同氏は、今後この絵図を「狩野一郎家文書」として、当館の展示・講座などの事業で活用・紹介するという条件で寄託された。この絵図は、昭和二十二年（一九四七）十月の昭和天皇の群馬県巡幸の際、嬭恋村鎌原の六里ヶ原で、天明三年噴火災害の説明に使われた絵図ということである（受入時の狩野氏談）。

(2) 嬭恋郷土資料館編『災害と復興 天明三年浅間山大噴火』（二〇一二年三月、新泉社）十頁～十一頁参照

(3) 『群馬県史 通史編10 年表・索引』（一九九二年三月、近世は関口が担当執筆）

(4) 青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』（一九七九、三一書房）による。(3) 『群馬県史 通史編10 年表・索引』は、同年九月二十九日、「安中藩領内に農民一揆が再燃し、酒屋・穀屋・質屋が打ち壊される」とある。櫻井保広家文書No.一〇五四「浅間山焼大變記 中」では、同年十一月上旬～下旬に始まったように記されている。

(5) 青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』三一書房(一九七九)による。(3)『群馬県史 通史編10年表・索引』は、十月六日、「群馬郡 東国分村周辺で打ちこわしの風聞が広まり、前橋藩士が警備のため急行」、十月二十七日「前橋藩主松平直恒、群馬郡東国分村周辺打ちこわし鎮圧の報告書を幕府に提出」とある。

(6) 近世大笹村の中心部・信州街道に面した大笹宿は、吾妻川右岸(川南)であるが、絵図の概要記載は左岸(川北)に記されている。勿論、吾妻川左岸(川北)の砂井なども大笹村に属する。

(7) 当絵図の泥流被害部分に、これらの村名記載はない。「前口」村は、草津村南隣である。複数の小村があった。

(8) 『玉村町歴史資料館 第27回企画展 天明浅間噴火240年 ―ここでの被害はどうだったのか、そして、語り継ぎはできるのか―』(二〇二二年七月)十頁など

(9) 少し利根川上流の新堀町自治会文書「浅間山焼覚」(No. 二九)にも同様の記載があり、犠牲者が増えた要因になったと思われる。

(10) 嬭恋郷土資料館編『災害と復興 天明三年浅間山大噴火』(二〇二二年三月、新泉社)二七頁参照

(11) 当史料は、利根川右岸の現渋川市半田に伝存した絵図であるが、「松枝」(松井田)、「板花」(板鼻)という表記は、利根川左岸・現渋川市赤城町津久田伝存「津久田区有文書」の中山道助郷関係文書等にも多数見受けられる。近

世期、赤城西麓・渋川地域における中山道碓氷郡地域についての特有の地名表記と思われる。

(12) 桐生市・吉田允俊家文書「浅間山焼記」(No. 三一五、天明三年)

(13) (12)に同じ。

(14) 桐生市・吉田允俊家文書には、(12)「浅間山焼記」(No. 三一五)の他、「浅間焼出シ大變記」(No. 二一九、天明三年九月、大正一五年九月の文書借受筆写)などの史料もある。

(15) 伊勢崎市境東・福島英一家文書「乍恐以書付奉願上候」(当卯七月中浅間山焼砂降り、畑荒れに付秋作何分御引方願)「No. 一二四二・天明三年か、「乍恐以書付奉願上候」(浅間焼け以来諸作出来劣る上、当年五月より九月迄度々の大雨・霖雨により作物根腐りに付、畑永御引方願)「No. 一二八四、文化五年十一月、など有。

(16) 今後は、七月八日の大噴火を境に、大噴火前の降灰状況・被害状況と、大噴火後のそれを是れまで以上にしっかりと見極めて、史料を解読・分析する必要がある。

(17) 人々が、満水で網を持って利根川原へ行ったというのは、余りにも危険で不自然な行為である。これは、一時利根川の水量が減り、魚を獲りやすくなったので川原に向かったと考えられる。筆者傳左衛門は、この時川越藩前橋陣屋役所へ砂降り被害の報告をしていたので、現場に居合わせなかったことによる記述と思われる。

(18) 「鎌原村」の誤りか

(19) 新堀村の郷蔵については、天保十二年「村銘細帳」(No.

一)に、「一 郷御蔵屋敷壺ヶ所」との記載もある。同村

には天明期以降、継続して郷蔵が存在したことがわかる。

(20) 根岸九郎左衛門が、幕府勘定奉行に就任したのは、天明七年(一七八七)である。浅間山大噴火後の天明三年八月当時、根岸九郎左衛門は幕府勘定吟味役、豊田金右衛門は御勘定組頭、田口五郎左衛門は御勘定改役(御金払方御勘定)、早川富三郎は御普請役元締め、大西栄八郎は御普請役(または吟味下役)であった。加えて、本文書に「午年満水」(天明六年、関東地方の大雨・洪水被害)に関する記述があることなどから、本文書は、天明四年十一月に記されたのではなく、天明七年以降に全体を記したか、一部加筆された可能性が高いと思われる。

(21) 県立文書館寄託・伊能光雄家文書「佐渡御奉行山本伊予守様御先触写(吾妻川渡船不通に付万年橋廻り継立て御先触)」(P八〇〇三・No.三六七)を参照

(22) 群馬県立文書館『双文35』所収、拙著・川越藩前橋分領「龍蔵寺村日記」について(二〇二〇年三月)参照

(23) 竹内誠編『徳川幕臣人名辞典』東京堂出版(二〇一〇年八月)

(24) 萩原進編『浅間山天明噴火史料集成Ⅲ』群馬県文化事業振興会(一九八八年三月)二六九頁〜二八〇頁

(25) 故中島明氏の短編の諸論考がある。

(26) 歴史教育者協議会編『図説 日本の百姓一揆』(一九

九九年十月、民衆社)

◎主な参考文献・史資料など

①『群馬県史資料編9〜14』(一九七七年六月〜一九八六年十月、群馬県)

②青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』(一九七九、三一書房)

③萩原進編『浅間山天明噴火史料集成I日記編〜III記録編二』(一九八五〜一九八九、群馬県文化事業振興会発行)

④『上野国郡村誌11吾妻郡』(一九八五年、群馬県文化事業振興会)

⑤『上野国郡村誌14佐波郡』(一九八六年、群馬県文化事業振興会)

⑥『日本歴史地名体系10群馬の地名』(一九八七年、平凡社)

⑦『玉村町誌別巻II玉村町の古文書』(一九八八年、玉村町)

⑧『群馬県史通史編6近世3』(一九九二年一月、群馬県)

⑨歴史教育者協議会編『図説 日本の百姓一揆』(一九九九年、民衆社)

⑩群馬県歴史教育者協議会編『史料で読みとく群馬の歴史』(二〇〇七年三月、山川出版社)

⑪孀恋郷土資料館編『災害と復興 天明三年浅間山大噴火』(二〇二二年三月、新泉社)

執筆者紹介

古文書係 武藤 桂

公文書係 石田 祥一

古文書係 関口 荘右

題字 岡庭 征人 書

双 文 第38号

令和5年3月31日発行

編集・発行 群馬県立文書館

前橋市文京町 3-27-26 (〒371-0801) / 電話 027(221)2346
